

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
1	実施方針	1 (1) イ	工業用水道	1	6	事業に供される公共施設の種類の種類として、工業用水道施設が含まれております。工業用水道に関する事業者の業務範囲についてご教示ください。	公共施設等運営権を設定する工業用水道施設は森岡取水場、森岡第2導水管、豊橋南部浄水場、豊橋南部第1、第2、第3導水管となります。詳細については、入札説明書等公表時において示します。
2	実施方針	1 (1) エ	事業目的	2	1	実施方針(案)に関する質問の番号6において、浄水処理方式の「急速ろ過方式」又は「膜ろ過方式」については「浄水処理方式自体で評価の優劣は付けられない想定です。」との回答ですが、浄水水質、維持管理性等、浄水方式の違いによる優劣を評価しないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
3	実施方針	1 (1) エ①	事業目的	2	1	浄水処理方式は「急速ろ過方式」と「膜ろ過方式」のいずれかを採用するようこの記述ですか？	急速ろ過方式及び膜ろ過方式のいずれも提案が可能です。
4	実施方針	1 (1) エ	事業目的	2	19	「一体的な維持管理」とありますが、豊橋浄水場との一体的な管理と解釈してよろしいでしょうか？	豊橋浄水場と豊橋南部浄水場、取水施設、場外管路等の事業対象施設を一体的に維持管理することを示しています。
5	実施方針	1 (1) オ (ア)	事業方式	3	15	実施方針(案)において、豊橋浄水場の管理等に関係する取水施設や場外管路等の施設については、ウォーターPPPレベル3.5(更新支援型又は更新実施型)に準ずるとしておりましたが、実施方針においてそのような記載がなくなっております。 以下、更新計画の策定があるもの上述ウォーターPPPレベル3.5に準ずる業務は本事業においては求めないとの理解でしょうか。 また、上述の判断をした理由についてご教授ください。(外部有識者による委員会等で審議いただいたことと想定されますが、その議事内容含め開示ください)	豊橋浄水場の管理等に関係する取水施設や場外管路等の施設については、再整備期間中に更新計画を策定し、再整備後、ウォーターPPPレベル4.0へ移行します。 経緯等につきましては、9月6日水道計画課Webページ公表資料「豊橋浄水場再整備等事業(PFI)に関する事業内容について」を参考ください。
6	実施方針	1 (1) オ (ア)	事業方式	3	16	「県は、事業者に対して、豊橋浄水場に関する運営権を設定すると同時に当該施設に対する運営権を設定します。」とございますが、各施設に運営権を設定するうえで、実施方針(案)に関する質問の回答においては、VFM算出等の検討を進めているとのことであったが、その結果について、豊橋浄水場以外の施設についてもVFM算出がなされたとの理解でよろしいですか。	豊橋浄水場以外の運営権対象施設も含めてVFMを算出しています。
7	実施方針	1 (1) オ (ア)	事業方式	3	脚注 3	「最終的な給水責任を県に残した上で」とありますが、事業者は給水責任を負わないと理解してよろしいでしょうか？	県は水道法における水道用水供給事業者としての責任を負います。事業者は、県との契約に基づき契約事項を履行する責任を負うとともに、水道法における水道施設運営権者としての責任を負うことと考えています。
8	実施方針	1 (1) (エ)	業務内容	4	4	再整備の対象とする施設に、場内の配管類が明記されていません。場内配管を再整備するかどうかは、事業者一任ということでしょうか？	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
9	実施方針	第31(3)イ	小鷹野浄水場の完成期限について	4	5	豊橋事務室供用開始を遅らせることの実現可否に関する(注8)記載事項について以下2点ご質問します。①実現可能性の確認は提案段階のどの段階で行うものか②事業者はどのような手段で県に確認することになるのでしょうか。	事業提案書提出前に行う個別対話にて、豊橋市事務室供用開始が遅延する場合の取り扱いを協議する予定です。
10	実施方針	1 (1) オ (イ)	対象施設	4	6	「a からe(ただし、a ① i 再整備の対象とする施設を除く。)は、豊橋浄水場の再整備後、運営権の設定対象施設(以下、「運営権設定対象施設」という。)となります。」とのことですが、運営権は1本ですべての施設に同時に設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	1 (1) オ (イ)	対象施設	4	6	豊橋市の用にも供する共同使用施設につき、同市の行為に起因する事象の責任・費用は貴県が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	共同使用施設の整備費はサービス購入料Aにより県が負担します。また、市が共同使用施設を常識的に使用する範囲において発生する損耗及び劣化等への費用・責任については事業者が負担し利用料金にて回収します。市の行為が常識的な使用の範囲を逸脱したこと起因し、施設の損壊等が発生した場合の責任・費用は県が負担する想定です。
12	実施方針	1 (1) オ (イ)	対象施設	4	6	「豊橋市の用にも供します」とありますが、その用途は豊橋市が決定すると理解してよろしいでしょうか？	詳細については豊橋市が決定します。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
13	実施方針	1(1)オ(イ)	運営権設定対象施設	4	7	今回対象となる運営権設定対象施設について、存続期間終了後については返却条件が明記されていますが、運営権譲渡時の施設引き渡し条件が明記されておりません。今回施設引き渡し時はどのような条件・状態となるのでしょうか。	運営権設定対象施設について、運営権譲渡時の施設引き渡し条件を設定する想定はありません。本事業期間中の更新計画を入札説明書等公表時に示しますので、これを確認したうえで、運営権譲渡時の施設の状態を推定し、提案してください。
14	実施方針	1(1)オ(イ)	対象施設	4	8	注釈9「a からe の施設が立地する土地は、運営権設定対象施設に含まれません。」とのことですが、その理由について教えてください。	事業の条件としてご理解ください。
15	実施方針	1(1)オ(イ)脚注9	対象施設	4	脚注9	「a からe の施設が立地する土地は、運営権設定対象施設に含まれません。」とございますが、本記載の必要性について、どういったことを想定又は懸念されているのでしょうか。	事業者が運営期間において任意事業等の一環として土地を利用する際の手続きを想定して、こちらの記載をしております。土地に運営権が設定される場合、事業者は、運営期間において土地を本事業の範囲内で利用することができます。しかし、土地に運営権が設定されない本事業において、事業者が土地の利用を希望する場合には、県から土地に関する使用权（無償とする想定）を得る手続きが必要となります。
16	実施方針	1(1)オ(イ)	対象施設	5	5	豊橋浄水場と異なり再整備を実施しない豊橋南部浄水場について、事業開始当初からコンセッション事業化されない理由をご教示ください。運営権登記については豊橋南部浄水場単独で行い、将来的に豊橋浄水場も追加変更することは制度上は可能ではないかと思致します。豊橋南部浄水場の効率的な管理・運営の実現は、豊橋浄水場の再整備に影響を受けないものと考えます。豊橋南部浄水場については事業開始当初からコンセッションとすることで早期から効率化を推進し30年間で貴県や県民にとってその効果を大きくすることも可能と考えます。また、コンセッション移行までの約10年間において、豊橋南部浄水場の経年劣化が進む一方で、応募者側はその10年後を予測して維持管理費等のコストを算出する必要があると認識しており、リスクが応募者側によっているように感じております。豊橋南部浄水場の事業開始当初からのコンセッション化についてご検討をお願い致します。	事業の条件としてご理解ください。
17	実施方針	1(1)オ(イ)	対象施設	5	5	f関連施設とは小鷹野浄水場と定義されております。一方で、「豊橋浄水場整備等事業（PFI）」について（2024年9月6日公表）」において関連施設（豊橋南部浄水場等）との記載があります。「豊橋浄水場整備等事業（PFI）」について（2024年9月6日公表）」における関連施設には、豊橋南部浄水場、森岡取水場のみならず、大清水取水場、万場調整池取水塔、場外管路、小鷹野浄水場、豊橋浄水場（排水池・排泥池・濃縮槽）も含まれているのでしょうか。	2024年9月6日公表資料の関連施設は一般用語としての使用であり、実施方針で用語として定めて使用している関連施設とは定義が異なります。なお、2024年9月6日公表資料における関連施設には小鷹野浄水場は含んでいません。
18	実施方針	1(1)オ(イ)	図表2本事業の対象施設の位置関係	5		図表の下の凡例のうち緑について、「～ウォーターPPPレベル4へ移行」とありますが、こちらは「コンセッションへ移行」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	1(1)オ(イ) f ①	図表3	6	3	「計画浄水量」とは、取水可能量（水利権上と取水ポンプ容量上）と理解してよろしいでしょうか？	計画浄水量は施設能力に対し、浄水ロスを加算したものとなります（浄水ロスは事業者が提案する施設構造によります）。
20	実施方針	1(1)オ(イ) f ①	図表3	6	4	「施設能力」には、他浄水場系統への応援給水量は含まないと理解してよろしいでしょうか？	施設能力88,000m ³ /日の範囲内で他浄水場系統への応援給水を行える施設とするものです。
21	実施方針	1(1)オ(イ) f ①	小鷹野浄水場	6	脚注1	「将来的な取水可能量変更の可能性」の将来とは、再整備期間中と考えてよろしいでしょうか？	時期を定めたものではありません。
22	実施方針	1(1)オ(イ) f	関連施設	6	図表3	事業範囲が示されていますが、配置計画、施工計画、各種規制に対応する必要がありますので、境界線の座標を教えてください。	インフォメーションパッケージ「測量成果_豊橋城下線(H29.3).pdf」をご確認ください。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
23	実施方針	1 (1) オ (イ)	対象施設	7	6	「将来的な取水可能量変更の可能性も踏まえ、三ツ口池の位置エネルギーがより有効活用される提案に期待」とございますが、将来取水可能量変更によって、位置エネルギーの有効活用が実現した場合のBenefitをどのように評価に反映するのかご教示頂きたい。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
24	実施方針	1 (1) オ (ウ)	事業期間	8	2	再整備期間及び運営期間から構成されている本事業期間において、提案する再整備期間で運営期間は異なってくるのですが、サービス購入料（提案年数）と利用料金収入（30年間-提案年数）の合計金額で評価されるのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
25	実施方針	1 (1) オ (ウ)	事業期間	8	2	「県が新施設の運営権を設定し」とありますが、新施設のみではなく、P5の図表2に緑で記載の施設も同時に運営権を設定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針	1 (1) オ (ウ)	事業期間	8	8	「再整備に係る要求水準書を満たすために必要な期間を考慮の上、2040年4月1日以前の範囲で・・・」とあり、応募者によって再整備期間が異なるものと思料します。一方で、再整備期間中の既存施設の維持管理業務（ユーティリティ調達や修繕等）は貴県範疇であり、左記の応募者の再整備の提案期間に応じて、貴県の費用負担も異なることが考えられ、これらの内容を評価の視点においては、定量的に評価されるものと考えてよろしいでしょうか。 また施設の老朽化・耐震性への早期対応、及び上記の貴県の費用負担軽減に資するため、新施設の通水（営業運転可能）タイミングと新施設の引き渡し（事業者への運営権付与）タイミングとに分けた評価方法のご検討をお願いいたします。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
27	実施方針	1 (1) オ (ウ)	事業期間	8	8	事業者は運営開始予定日を提案し、運営開始予定日の前日までに再整備を完了し、新施設を県に引き渡す義務を負うとのことですが、仮に再整備が提案していた運営開始予定日より早く完了して新施設を県に引き渡した場合でも、サービス購入料（A～D）の金額は不変との理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。 ただし、サービス購入料（B～D）については、再整備期間の短縮に伴い、浄水場運転管理業務、場外管路維持管理業務の期間が短縮される分を減額する想定です。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
28	実施方針	1 (1) オ (ウ)	事業期間	8	8	事業者は運営開始予定日を提案し、運営開始予定日の前日までに再整備を完了し、新施設を県に引き渡す義務を負うとのことですが、仮に再整備が提案していた運営開始予定日より早く完了して新施設を県に引き渡した場合、運営開始日が提案時の想定より早まり、その早まった期間についての利用料金は事業者が収受できるとの理解でよろしいでしょうか。	運営開始の条件が整った場合には予定より運営開始日が早まる可能性があります。 詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
29	実施方針	1 (1) オ (ウ)	事業期間	8	8	「入札にあたり、運営開始予定日を提案するものとします。事業者は、落札した運営開始予定日の前日までに再整備を完了し、新施設を県に引き渡す義務を負います。」とあり、一方で、質疑回答20240719のN0302にて「現時点において、用途地域変更の予定はありません。なお、特例許可を得る手続きにおいて、設計を事業者が担うことから構造上の必要性等説明責任を果たしていただく必要がありますが、事業者の事由によるものでない場合においては、不可抗力等による遅延として、県がリスクを負うことを想定していません。」とあり、特例許可を得る手続きの期間が延び、運営開始予定日が遅延する可能性があります。事業者が担う構造上の必要性を説明すれば、手続きの遅延は不可抗力等になるのでしょうか。県がリスクを追って頂ける不可抗力等とは具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。手続き上の不可抗力の線引きが明確でないと提案する運営開始予定日を達成する事業者の義務が曖昧になってしまうことを懸念しております。	事業者が十分な責を果たしたにも関わらず特例許可が得られなかった場合は不可抗力リスクとして県がリスクを負う想定です。
30	実施方針	1 (1) オ (ウ)a	本事業期間	8	8	「入札にあたり、応募者は、再整備に係る要求水準を満たすために必要な期間を考慮の上、2040年4月1日以前の範囲で運営開始日として見込む予定日（以下、「運営開始予定日」という。）を提案する」との記載がありますが、運営開始予定日の提案に関して制約はありますか。	制約はありません。 豊橋浄水場再整備業務を完了し、県が全ての新施設の所有権を取得する予定の日として提案いただく想定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
31	実施方針	1 (1) (ウ) a	評価	8	9	評価について、提案額1（サービス購入料総額）と提案額2（利用料金収入総額）は同じ比重で評価されるのでしょうか。工期が短く（＝コンセッション期間が長く）なれば、提案額1は減少する一方、提案額2は増加するトレードオフの関係にあるため、民間側にとって重要な情報となります。入札説明書等公表を待たず、本質問及び意見書への回答においてお示し頂けますようお願い致します。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
32	実施方針	1 (1) (ウ) a	事業期間	8	9	「2040年4月1日以前の範囲で運営開始予定日を提案するものとします」とありますが、年度の途中の日でも自由に運営開始予定日とすることは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	実施方針	1 (1) オ (ウ)	事業期間	8	9	運営開始日を提案するものとされており、早期に再整備が完了する点はご評価いただけるものと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
34	実施方針	1 (1) (ウ)	事業期間	8	11	「引き渡す義務」とございますが、引き渡す際の具体的な手続き等について、具体的にはどのような手続きを想定されているかご教えてください。	完成図書を県に提出した上、完了検査に合格するまでの手続きを想定しています。完了検査合格をもって県に所有権を移転します。
35	実施方針	1 (1) オ (ウ)	本事業期間の延長	8	12	不可抗力発生による延長期間の合計が5年を超えないものとすると思いますが、災害が頻発する可能性もございますので上限を撤廃していただけないでしょうか。	ご意見として承りました。
36	実施方針	1 (1) オ (エ)	事業範囲	9	1	「委託禁止業務」に関し、事業者（SPC）から、落札者を含む事業者（SPC）以外の全ての者への委託を禁止するご趣旨でしょうか。それとも、事業者（SPC）又は事業者（SPC）から委託を受けた各落札者から、落札者以外の第三者への委託を禁止するご趣旨でしょうか。また、「委託禁止業務」として具体的に想定されている業務内容をご教えてください。	事業者（SPC）から落札者（SPC構成員）への委託を含む一切の委託を禁止するものです。「委託禁止業務」は、要求水準書（案）に記載のとおり、統括運営業務を示しますが、「統括運営業務」のうち、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ありません。
37	実施方針	1 (1) オ (エ)	事業方式	9	1	特定事業契約に記載予定の委託禁止業務について、現時点でのご想定をご教示いただきたいです。要求水準書には統括運営業務については、委託等を禁ずると記載がございましたが、統括運営業務の一部ではなく、全ての業務の委託が禁止となりますでしょうか。	「委託禁止業務」は、要求水準書（案）に記載のとおり、統括運営業務を示しますが、「統括運営業務」のうち、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ありません。
38	実施方針	1 (1) オ (エ)	事業範囲	9	1	「特定事業契約に委託禁止として定められた業務」について、具体的には、要求水準書（案）第1-2-（6）に記載されている「統括運営業務」のことを示されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「統括運営業務」のうち、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ありません。
39	実施方針	1 (1) オ (エ)	事業概要	9	1	特定事業契約に委託禁止業務として定められた業務とは再整備期間・運営期間を通じて、統括運営業務のみとの理解でよろしいですか？	ご理解のとおりです。なお、「統括運営業務」のうち、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ありません。
40	実施方針	1 (1) オ (エ)	事業範囲	9	19	普及啓発業務の具体的な想定がございましたらご教えてください。	豊橋市内の小学生を対象に、豊橋浄水場と小鷹野浄水場を併せて見学いただく機会を設けることや水道施設一般公開などの普及啓発活動を合同で行うこと、他、県営水道PR、節水PRのための横断幕の掲示等を適宜行うことを想定しています。
41	実施方針	1 (1) オ (エ) a ① ii	環境整備業務	9	23	実施方針(案)においては、関連施設業務として「環境整備業務（清掃）」の記載がありましたが、今回削除されております。こちらは維持管理に含まれたため削除されているという理解でしょうか。	小鷹野浄水場と連携した保安等に含める整理としました。詳細は要求水準書（案）69ページのとおりです。
42	実施方針	1 (1) a ① ii	関連施設業務	9	30	「ユーティリティの調達」について、要求水準書（案）P80記載のユーティリティ（薬品類、電力、上下水道、通信、ガス、消耗品等）と同意でしょうか？また、「等」について具体的に何を指すのかご教授ください。	事業に必要なユーティリティの選択も事業者の業務範囲に含まれます。薬品類、電力、上下水道、通信、ガス、消耗品以外に事業者が希望するユーティリティがある可能性を踏まえたものです。
43	実施方針	1 (1) オ (エ) a ① ii	小鷹野浄水場と連携した普及啓発	9	33	小鷹野浄水場との連携に当たっては、豊橋市側の合意が必要不可欠と考えられますが、提案内容について豊橋市側が難色を示された場合には、実施が実現しなくとも要求水準未達（提案不履行）とはならないという理解でよろしいでしょうか。	普及啓発については豊橋市の合意を得た内容を要求水準として記載しますので、要求水準を達成するうえで、難色を示されることを想定していません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
44	実施方針	1 (1) オ (工)	a① ii 関連施設業務	9	36	「小鷹野浄水場と連携した普及活動」と記載されていますが、これまでの普及啓発活動において、貴県と豊橋市様が連携したもの、あるいはそれぞれ単独に実施したものをご教示ください。	豊橋市主催のイベント（春の一般公開、水フェス）において、展示ブースでの水道水PRを県・市合同で実施しています。 また、小学生や一般の方を対象とした施設見学や、節水時には広報車、横断幕の掲示などで節水への協力依頼などを、県、市それぞれで行っています。
45	実施方針	1 (1) オ (工) a ② ii	更新（新施設）	10	12	再整備期間中の運転管理業務として、「更新（新施設）」という内容がありますが、これは17p（サ更新の取り扱い）の内容を指しており、例えば再整備初期に建設したものが再整備後期に劣化してきた場合、必要があれば更新する等を指しているという理解でよろしいでしょうか	再整備期間を2040年4月1日以前の範囲で提案いただけることから、再整備期間初期に機器を納入した場合については、再整備期間中（運営期間移行前）に更新が必要なものが発生しうることを想定しての記載です。
46	実施方針	1オ (工) a②	再整備期間	10	18, 22	再整備期間において、豊橋南部浄水場運転管理業務および場外管路維持管理業務に「更新計画案策定」というものが含まれています。これは運営期間を見据えたストックマネジメント業務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業者は再整備期間中の維持管理を通じ、更新する施設の優先順位付け等を行い、更新計画案を策定するものです。
47	実施方針	1 (1) オ (工) a③ i	追加投資等	10	27	追加投資については、技術革新などの社会情勢によるところが大きいものと推察します。また、追加投資に際しては貴県との協議の上、決定することから、提案段階では追加投資に係る費用は計上しないとの理解でよろしいでしょうか。 以下 ii、iiiに記載の追加投資等も同様。	概ねご理解のとおりです。 ただし、現在普及している技術において、追加投資の効果が得られることが想定されるものについては、提案段階で記載いただくことに差し支えありません。
48	実施方針	1 (1) オ (工) a ③ i	豊橋浄水場運営業務	10	27	『追加投資等』とありますが、金額の制限、既存浄水場の機能変更制限はないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
49	実施方針	1(1)オ(工)a② ii 1(1)オ(工)a② iii 1(1)オ(工)a② iv	豊橋浄水場運転管理業務 豊橋南部浄水場運転管理業務 場外管路維持管理業務	10	9, 16, 21	各管理業務委託に保守・点検とあり、注記17～19に軽微な修繕を含む旨明記されています。一方で48頁別紙11において修繕に関する用語の定義がされています。ここで定義された修繕の内容における軽微に該当する範囲についてどのように解釈すればよいでしょうか。	軽微な修繕とは、維持管理に従事する職員が自ら作業できる範疇の業務で、例として、蛍光灯、ヒューズ、パッキン等部品の取替に係る簡易な作業を想定しています。再整備期間中の各管理業務において、これらの作業は、保守・点検を含め事業者が実施します。
50	実施方針	1 (1) オ (工) a ③ i	豊橋浄水場運営業務	10	脚注 2	「軽微な修繕」とは、特別な器具を使用しない消耗品の交換程度と理解してよろしいでしょうか？	軽微な修繕とは、維持管理に従事する職員が自ら作業できる範疇の業務で、例として、蛍光灯、ヒューズ、パッキン等部品の取替に係る簡易な作業を想定しています。再整備期間中の各管理業務において、これらの作業は、保守・点検を含め事業者が実施します。
51	実施方針	1 (1) オ (工)	受託事業	10	注記	再整備期間において、豊橋浄水場・豊橋南部浄水場の運転管理業務、場外管路維持管理業務に関して、修繕は注記に軽微な修繕を含みますと記載があり、受託事業者が実施ように受け取れます。しかし、「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問の質問回答81において、受託事業者より、既設納入設備メーカーに軽微な修繕依頼を実施した際に、既設納入設備メーカーが対応不可と回答あった場合、修繕を貴県にて実施すると回答頂いていますので、既設納入設備メーカーに軽微な修繕依頼は、貴県にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	軽微な修繕とは、維持管理に従事する職員が自ら作業できる範疇の業務で、例として、蛍光灯、ヒューズ、パッキン等部品の取替に係る簡易な作業を想定しています。メーカーへ依頼が必要なものは簡易な修繕に含まれません。
52	実施方針	1 (1) オ (工) a ③ ii	豊橋南部浄水場運営業務	11	9	『追加投資等』とありますが、金額の制限、既存浄水場の機能変更制限はないと理解してよろしいでしょうか？	要求水準書（案）第3-3（4）記載のとおりです。
53	実施方針	1 (1) オ (工) a ③ iii	場外管路の維持管理	11	16	場外管路について、再整備期間には「巡視」がありますが、運営期間には記載がありません。要求水準書案別紙3には記載がある等記載に違いがありますので、揃えていただけますと幸いです。	巡視は点検の一手法に過ぎないためです。再整備期間においては、月1回の巡視を義務付けますが、運営期間においては同等程度以上の効果（異常の有無の発見頻度等）が発揮される別の手法をご提案頂くことが可能です。
54	実施方針	1 (1) オ (工) a ③ iii	場外管路運営業務	11	19	「第三者破損発生時の対応」とありますが、この対応は企業庁の指示・費用負担のもとに行うと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
55	実施方針	1 (1) iii	場外管路運營業務	11	20	「追加投資等」については”等”について具体的に何を指すのかご教授ください。	「追加投資等」には、追加投資、新規投資及び改修が該当します。
56	実施方針	1 (1) オ (エ) a ③ iii	場外管路運營業務	11	20	『追加投資等』とありますが、金額の制限、既存浄水場の機能変更制限はないと理解してよろしいでしょうか？	要求水準書（案）第3-3（4）記載のとおりです。
57	実施方針	1 (1) オ (エ) a ③ iii	場外管路運營業務	11	21	「支障移設」とありますが、企業庁の指示・費用負担のもとに行うと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
58	実施方針	1 (1) オ (エ) a ③ iii	場外管路運營業務	11	25	「ユーティリティの調達」とありますが、これは、次亜塩素酸ソーダの調達もあると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
59	実施方針	1 (1) オ (エ) b	任意事業	11	26	任意事業を浄水場の敷地内で行う場合、賃料は発生しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針	1 (1) オ (エ) b	任意事業	11	26	任意事業について、様々な事情により実施が不可能となった場合には、ペナルティが発生すると理解してよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
61	実施方針	1 (1) b	任意事業	11	27	”相乗効果”の評価方法等について公平性の観点からはどのようなことをお考えかご教示ください。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
62	実施方針	1 (1) オ (エ) b	任意事業	11	29	任意事業において、事業用地のみならず土木構造物、建物及び設備を使用する場合、使用に係る条件や費用負担については、入札公告時に提示いただけると考えてよろしいでしょうか。	34ページ3（1）エのとおり、無償での使用を認める想定です。
63	実施方針	1 (1) オ (エ) c	任意事業	11	32	「また、県内水道事業の広域連携による一層の効率化を促すため、事業者が域内市町村の水道事業に貢献することが可能な仕組みとして、域内市町村の水道事業者が業務の実施について事業者と協議することができる仕組みを構築します。」とありますが、仕組みを構築するのは貴県でそれに伴い運営権者が任意事業を通じて様々な施策を行うという理解でよろしいでしょうか。	当該仕組みの内容は、12ページの「②任意受託業務」に示すとおりです。
64	実施方針	1 (1) オ (エ) b	任意事業	11	脚注20	「再整備期間中においては、運営権を権原として必要としない範囲であることも要件とします」とのことですが、再整備期間中には運営権が設定されることはないとの理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させていただきますと幸いです。	ご理解のとおりです。
65	実施方針	1 (1) オ (エ) b	任意事業	12	1	「協議することができる仕組みを構築します。」とありますが、再整備期間中に構築されると理解してよろしいでしょうか？	当該仕組みの内容は、12ページの「②任意受託業務」に示すとおりです。
66	実施方針	1 オ (エ) b ① i	事業概要	12	6	任意提案業務につき、「県が承認した場合、事業提案書に基づき実施する義務を負う」とございますが、事業計画の内容にも影響することも想定されず、契約前に承認するの否かご判断頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業提案書提出前に任意提案業務の承認の見通しを確認されたい場合は、個別対話にて具体的な任意提案業務をご提案ください。
67	実施方針		任意事業	12	9	任意事業提案については提案は必須ではないとのことですが、評価点に寄与するものでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
68	実施方針	1 (1) オ (エ) b (2)	任意受託業務	12	12	インフォメーションパッケージvol.3に豊川流域下水道に関する資料がありますが、任意受託業務で豊川流域下水道事業に関する業務が想定されているのでしょうか。	県では、上下水道が広域で連携する上下水道一本化の取組を推進しています。現時点で当地域における具体的な検討は行われていませんが、将来的に検討が進んだ場合に備え、参考に提供するものです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
69	実施方針	1 (1) オ (エ)	任意受託事業	12	12	実施方針(案)における質問回答にて、「任意受託業務について、事業者が自ら提案するかどうかは任意です。」とご回答いただきましたが、提案が任意の場合、提案書評価の対象とならないという理解であっていますでしょうか。貴県が推進する上下水道が広域で連携する上下水道一本化の取組として重要な項目と考え、任意受託業務に関する提案が評価されることをご検討お願いします。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
70	実施方針	1 (1) オ (エ) b②	県又は東三河地域市町村が事業主体である水道事業等に係る業務	12	14	上下水道連携による業務を含むとありますが、東三河地域市町村が事業主体である下水道事業単独での業務の受託も可能との理解でよろしいでしょうか。	任意受託業務としては、市町村の意向に沿うのであれば、下水道事業に関わる業務の受託を排除していません。
71	実施方針	1 (1) ②	任意受託業務	12	19	「事前に県の承認が必要であるものとします」とあるが、本事業者 (SPC) と各市町村との契約について、県の承認を得る上で、その審査基準を明確化していただけると幸いです。なお、審査については、本実施に影響のない旨確認をされるものとの理解でよろしいか。	特定事業の実施への影響の有無が審査基準となる想定です。
72	実施方針	1 (1) オ (エ) b ② i	任意受託業務	12	19	「事前に県の承認が必要」とありますが、2025 年 2 月までに承認基準は提示されると理解してよろしいでしょうか？	特定事業の実施への影響の有無が審査基準となる想定です。
73	実施方針	1 (1) オ (エ) b ② i	図表7	13	3	「運営期間」には、企業庁職員は浄水場に駐在しないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
74	実施方針	図表7	施設と業務の対応関係	13	5	豊橋浄水場運転管理業務において「既存施設(排水池・排泥池・濃縮槽)」の運転管理、保守・点検、水質管理、更新計画作成は、2026年4月からの開始でしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、特定事業契約締結以降2026年3月末まで、現在の運転管理業務委託受託者との引継ぎを行う想定です。
75	実施方針	1 (1) オ (エ)	図表7施設と業務の対応関係	13		小鷹野浄水場の運営期間の事業方式は再整備期間と同じ「委託方式」という理解でよろしいでしょうか。	対象施設業務は委託方式ではありません。共同使用施設は新施設として取り扱われるため、事業期間を通じて新施設の取扱いに準じます。また、小鷹野浄水場と連携した保安・普及啓発業務についても、コンセッションの範疇として取り扱います。 なお、図表9の関連施設業務における事業方式「委託」が誤りでしたので修正します。
76	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金	14	2	利用料金について、「豊橋浄水場再整備等事業実施方針(案)」に関する質問のNo.143において「事業者が受取る利用料金は固定料金と変動料金で構成し、給水量に著しい変動(減少)があっても必要な収入を確保できるものとする予定です。したがって、事業者が負担するリスクは変動料金の部分に限られます。」とありますが、民間事業者が提案できるのは変動料金部分だけであって、固定料金部分は県から与えられるものという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
77	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	4	注釈22には、378億円のEPC事業費には水素技術活用に係る費用を含むとありますが、以下(ウ)の注釈24には水素技術活用に係る費用は入札価格に含めないとあります。378億円は再整備事業の上限価格ではなく、上限価格は入札公告時に改めて公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	4	注釈22には、378億円のEPC事業費には水素技術活用に係る費用を含むとありますが、378億円のうち、水素技術活用に関わる費用はどの程度見込まれているでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
79	実施方針	1 (1) カ (イ) b	利用料金	14	4	「オープンブック方式の考え方に準じて、算出根拠として人件費、薬品費、電力費等の内訳の提示を求めることを想定しています。」とありますが、評価の対象はあくまでも利用料金の総額であり、項目ごとに評価されるわけではないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
80	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	6	サービス購入料Aの支払いに関しては、各年度毎の支払(出来高十前払金)の設定がされるという理解でよろしいでしょうか。現時点で、各年度の支払回数決定されておりましたら、ご教示願います。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
81	実施方針	1 (1) カ	オープンブック方式	14	7	「オープンブック方式に準じて」と記載ありますが具体的にどのレベルまで内訳提示が求められるのか、入札公告時に示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	8	「再整備に要する費用を378億円と想定しています」とありますが、2023年5月公表時数値から見直しいただいております。この数値は今後も改定されることあるとの理解でよろしいでしょうか。予定価格算定の基準日をご教示頂けますでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
83	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	8	再整備に要する費用が2023年5月時点では300~320億円だったものが今回378億円となっておりますが、増額要因の内訳（人件費、建築資材等）をご開示いただくことは可能でしょうか。	物価高騰の他、豊橋市との共同使用施設整備に係るの費用増、水素技術活用費用の追加等を踏まえています。
84	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	8	サービス購入料について、「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問のNo.122において「上限はサービス購入料毎ではなく総額として示す想定です。」とのご回答をいただいておりますが、予定価格の範囲内であればA~Gのどのサービス購入料として受領するかは事業者からの提案次第で、例えば極端な例としてすべてをサービス購入料Aとして受領するといった提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	今回の実施方針見直しに伴い、サービス購入料の対象とする業務を変更していることから、上限設定の考え方も見直す想定です。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
85	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	8	評価について、サービス購入料の総額によって判断され、どのサービス購入料で受領するかは判断基準にならないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
86	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	8	仮にサービス購入料Aの支払方法が割賦払いになる場合、県から割賦金利を受領することになると考えておりますが、この割賦金利はサービス購入料Aとは別に受領でき、また予定価格とは別枠で受領できるものとの認識でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
87	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	8	応募者は入札にあたり、貴県が示す、サービス購入料の予定価格を上回らない範囲で、価格の提示を行うとありますが、過度に低い価格での入札を排除し、適正な品質を確保する観点から、下限値についても示されるという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
88	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	8	「サービス購入料の予定価格」は、再整備期間中の業務の費用と理解しております。入札にあたり、示される予定価格の内訳はどこまで示されるのでしょうか。再整備期間は提案することになっておりますので、予定価格として積み上げた運転管理業務の想定期間も示して頂けますか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
89	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	8	県から示されるサービス購入料の予定価格については、「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問への回答項番124において労務単価や建設資材物価についての基準日を入札公告日とする想定である旨回答されていますが、将来の物価変動については見込まれていないものと考えてよいでしょうか。	事業期間中の物価変動については、利用料金の改定で対応するものとし、基準日における価格にて応じたくて想定です。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
90	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	9	入札にあたりサービス購入料の予定価格を示すとのことですが、債務負担行為も行われると認識しております。サービス購入料以外にも費目が予定されておりますので、当該債務負担行為によりどこまでカバーされるのかを確認したく、ご想定される費目・期間・金額（の対象範囲）をご教示ください。	令和6年度から令和37年度まで412億円の債務負担行為を設定しています。内容の詳細については、9月6日公表の「豊橋浄水場再整備等事業（PFI）に関する事業内容について」のとおりです。
91	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	10	「設計費、建設費、人件費等の内訳の提示を求める」とありますが、「等」には何が含まれているかご教示願います。	例えば、撤去費、運搬費、仮設費等、豊橋浄水場再整備業務を実施するにあたって必要な費用内訳を想定しています。
92	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	11	約378億円は税込みの金額と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	実施方針	1 (1) カ	事業者の収入及び費用に関する事項	14	11	豊橋浄水場の再整備に要する費用約378億円の公表をお願いします。	現時点で内訳の詳細を公表する予定はありません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
94	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	11	「…再整備に要する費用を約378億と想定しています。」とあり、注釈22で「水素技術活用に係る費用を含みます」とあります。一方、実施方針概要版のP3、1 (6) ウ「水素技術に係る費用」において、「水素技術活用のための…サービス購入料とは区分し、…」とあり、また、実施方針別紙3「サービス購入料の支払い方法」において、サービス購入料Aの注釈47に「水素技術活用に係る費用を除きます」とあります。水素技術活用に係る費用はサービス購入料に含まれるのでしょうか。	水素技術活用に係る費用はサービス購入料に含まれませんが、別途費用がわかるように計上していただくことを想定しています。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
95	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	11	「…再整備に要する費用を約378億と想定しています。」とあり、注釈22で「水素技術活用に係る費用を含みます」とあります。「水素技術活用に係る費用」について事業費内訳を算出するにあたり、想定している活用法及び費用についてご教示ください。	水素技術の具体的な活用法については、事業者からの提案を求める想定です。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
96	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	11	「…再整備に要する費用を約378億と想定しています。」とありますが、本費用の積算基準年月日は入札公告日という理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
97	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	11	「県は、豊橋浄水場の再整備に要する費用を約378億円と想定しています。」と記載がありますが、図表7 (P13) で示されている豊橋再整備業務と、再整備期間中の任意提案事業、水素技術活用ににかかる費用の合計費用でしょうか。運営期間中の任意提案事業は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
98	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	11	「県は、豊橋浄水場の再整備に要する費用を約378億円と想定しています」とありますが、約378億円の内数としては、再整備期間中の豊橋浄水場・豊橋南部浄水場・場外管路の運転・維持管理業務に係る費用を含むものなのでしょうか。378億円がサービス購入料A・B・C・Dの全てを対象とするものか、一部であれば対象となるサービス購入料の項目をご教示ください。	約378億円は豊橋浄水場の再整備に要する費用で、再整備期間中の豊橋浄水場・豊橋南部浄水場・場外管路の運転・維持管理業務に係る費用を含みません。サービス購入料A及び水素技術活用に要する費用の合計額を約378億円と試算しています。
99	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	11	「…再整備に要する費用を約378億と想定しています。」とあり、注釈22で「水素技術活用に係る費用を含みます」とありますが、「P16図表8事業者の収入及び費用のイメージ」および別紙3において、「水素技術活用に係る費用」は再整備費にもサービス購入料にも含まないものとなっております。「水素技術活用に係る費用」について、再整備費用にもサービス購入料にも含まないという理解でよろしいでしょうか。	再整備を要する費用約378億円には、水素技術活用に要する費用を含みません。サービス購入料Aに含みません。
100	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	12	「再整備に要する費用 ²² を約378億円と想定しています」のコメント欄に「水素技術活用に係る費用を含みます」との記載がございます。再整備事業と水素技術活用に係る事業は事業内容が異なるので、水素技術活用に要する費用内容をご教示をお願いいたします。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
101	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金の定義	14	16	需要変動に関して事業者が負担するリスクは変動料金の部分に限られる旨の記載があります(55頁欄外注記54)が、「固定料金」とは、事業者が利用者数の増減及び給水量の変動にかかわらず一定額の支払を受けるもの(つまり、水道利用者の側からいうと、利用者数が減少すれば支払う固定料金が増額する)と理解して相違ありませんでしょうか。	「固定料金」とは、事業者が利用者数の増減及び給水量の変動にかかわらず一定額の支払を受けるもの」という点について、ご理解の通りです。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
102	実施方針	1 (1) カ (イ) a, b	利用料金	14	16	利用料金は固定料金と変動料金から構成されるとのことでありますが、どこまでを固定料金、どこまでを変動料金とするかも含めて事業者からの提案によるの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
103	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金の定義	14	17	変動料金は「水量」に応じて算出されるとありますが、その具体的な内容及び計測方法の詳細等については入札説明書等において明らかにされると理解して相違ありませんでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
104	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金	14	19	貴県が事業者を代行して利用料金を徴収される旨の記載がありますが、当該代行に関する費用を事業者から貴県に支払う必要はないものと理解して相違ありませんでしょうか。また、事業者が当該徴収を行うことが想定されない以上、万一利用料金の未払いが発生した場合のリスクは貴県が負担されるものと理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
105	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金の定義	14	19	利用料金を貴県が保管される目的は違約金への引き当てのため（「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に対する質問」への回答番号141）とのことですが、当該保管によって引き当てが確保されるのであれば、運営期間中の業務に関し、事業者から貴県への契約保証金の納付（及びその免除の要件となる履行保証保険等）は不要と理解して相違ありませんでしょうか。また、運営期間中の業務に関する事業者の履行義務につき、事業者に出資する構成企業が保証を行うことも、同様に不要であると理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金	14	19	「県は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金します。」とありますが、一定期間とはどのくらいの期間を想定しておりますでしょうか。事業者の資金繰りを考慮し、1ヶ月単位等、細かいビッチでの送金としていただきたく存じます。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
107	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金の定義	14	19	「県は、事業者を代行して、利用料金を県が收受する料金と併せて徴集します。」とあります。県が有償で代行するということでしょうか。有償の場合、SPCが県に支払う委託料金額、支払スケジュールをご教示ください。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
108	実施方針		利用料金	14	20	「県は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金します。」とありますが、一定期間とは具体的にどの程度の期間でしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
109	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金の定義	14	20	「県は徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金します。」と記載がありますが、一定期間とは具体的に何か月を想定しているかご教示願います。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
110	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金の定義	14	20	「県は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金します。」とあります。一定期間は具体的にどの程度の期間でしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
111	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金の定義	14	20	「県は、事業者を代行して、利用料金を県が收受する料金と併せて徴収します」とありますが、条例上、企業庁に事業者の代行を行う権限は付与されているのでしょうか？	事業者の代行を行う権限の付与については特定事業契約書の締結により行います。
112	実施方針	1 (1) カ (イ) b	利用料金の提案	14	24	「自らの提案によって定まる運営期間において特定事業の実施に必要な利用料金を提案するものとします」との記載がありますが、当初提案した運営期間より運営開始が遅れた場合、あるいは当初の予定より早く運営開始が可能になった場合は、利用料金の変更交渉に応じて頂けますでしょうか。	運営開始日の前倒し、もしくは遅延による利用料金の変更は想定していません。
113	実施方針	1 (1) カ (イ)	利用料金	14	24	入札説明書等公表時において、提示される利用料金の上限は、年度単位で示されるのでしょうか。提案する再整備期間で運営期間が異なることを懸念しております。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
114	実施方針	1 (1) カ (イ)	利用料金	14	24	入札説明書等公表時に提示される利用料金の上限は、水道用水だけでなく工業用水も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	工業用水に係る利用料金も含まれます。 詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
115	実施方針	1 (1) カ (イ) b	利用料金の提案	14	24	固定料金の上限及び変動料金の単価の上限を提示すると記載がありますが、事業期間の各年度毎に提示される理解でよろしいでしょうか。利用料金を構成する経費も当然に物価変動するものと考えられるため、物価変動を考慮した単価の提示が必要と考えます。	事業期間中の物価変動については、利用料金の改定で対応するものとし、基準日における価格にて応札いただく想定です。 詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
116	実施方針	1 (1) カ (イ) a	利用料金の定義	14	24	「県は、入札説明書等公表時において、利用料金の上限を提示する」とあります。上限の設定においては将来の物価上昇が織り込まれていますでしょうか。	上限の設定に将来の物価上昇は含みません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
117	実施方針	1 (1) カ (イ) b	利用料金の提案	14	25	「利用料金の上限を提示」とありますが、その算定根拠は提示いただけると理解してよろしいでしょうか？	現時点で内訳の詳細を公表する予定はありません。
118	実施方針	1 (1) カ (イ) b	サービス購入料	14	29	提案する利用料金は、①豊橋浄水場の固定料金、②豊橋浄水場の変動料金、③豊橋南部浄水場（上水）の固定料金、④豊橋南部浄水場（上水）の変動料金、⑤豊橋南部浄水場（工水）の固定料金、⑥豊橋南部浄水場（工水）の変動料金の6種という理解で宜しいでしょうか？	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
119	実施方針	1 (1) カ (イ) b	サービス購入料	14	29	想定給水量を前提として変動料金を設定した場合、年度によっては想定以上の給水により提示された利用料金の上限を超える可能性があります。その場合でも提案した利用料金は支払われるという認識でよろしいでしょうか。もしくはそのような事態を避けるため、変動料金がゼロに近い方が評価が高いのでしょうか。固定料金と変動料金の違いによる評価についてもご教示ください。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
120	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	注記	再整備に要する費用について、頁14注22では、「水素技術活用に係る費用は含みます。」と記載のある一方で、別紙3のサービス購入料を構成する項目における注47では、「水素技術の活用に係る費用を除きます。」と記載が御座います。また、頁15（ウ）における注24では「水素活用事業費は入札価格に含めない」と記載が御座います。再整備に要する費用約378億円から、水素技術に係る想定費用を引いた費用が予定価格となるという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
121	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	脚注21	運営期間中の新施設以外の運営権設定対象施設の更新に要する費用に対するサービス購入料は、予定価格に含みませんとのことですが、「運営期間中の新施設以外の運営権設定対象施設の更新に要する費用」とはサービス購入料E～Gとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	注記	再整備に要する費用において、注22に記載の通り「水素技術活用に係る費用は含みます。」となった場合、提案を実施する民間事業者の水素技術提案内容、価格規模が同一になることは無いと考えますが、水素技術に係る想定費用」を明示頂く考えはありますでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
123	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	注釈22	「水素技術活用に係る費用を含みます。」とありますが、一方で15頁の「（ウ）水素技術活用に係る費用」においては、サービス購入料とは区分し、水素技術活用費は入札価格に含めないとされています。水素技術活用費用はサービス購入料とは区分し、入札価格に含めないと理解でよろしいでしょうか。	水素技術活用に係る費用は入札価格に含めません。
124	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	注釈22	「水素技術活用に係る費用を含みます。」とありますが、水素技術活用の整備に係る費用のみで、水素技術活用の維持管理・運営に係る費用は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
125	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14	脚注21	運営期間中の新施設以外の運営権設定対象施設の更新に要する費用に対するサービス購入料は、予定価格に含みませんとのことですが、「運営期間中の新施設以外の運営権設定対象施設の更新に要する費用」がサービス購入料E～Gの場合、サービス購入料A～Dの合計額について予定価格を上回らない範囲内でご提案するという理解でよろしいでしょうか。	今回の実施方針見直しに伴い、サービス購入料の対象とする業務を変更していることから、上限設定の考え方も見直す想定です。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
126	実施方針	1 (1) カ (ア)	サービス購入料	14, 15	脚注22 脚注24	脚注22において、豊橋浄水場の再整備に要する費用として想定されている約378億円に水素技術活用に係る費用も含まれているとなっています。一方で、脚注24では水素活用事業費は入札価格に含めないことを想定されています。応札条件として水素活用事業費の多寡はどのように評価されるご予定でしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
127	実施方針	1 (1)カ (イ) c	利用料金の改定	15	1	利用料金が改定されるのは、一定の範囲を超える物価の変動、その他特定事業契約の定める事由が生じた場合となっておりますが、これらの場合に加え、運営期間が20年以上と長期にわたることから、例えば、5年に1回など複数回、定期的に改定を協議できる場を設けていただけないでしょうか？	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
128	実施方針	1 (1)カ (イ) c	サービス購入料	15	1	利用料金の改訂について、一定程度の水量の変動があった場合は改訂の対象となるのでしょうか？特に工業用水道の場合はユーザー企業の撤退によって大きく水量が変動する可能性があるものと考えております。	固定料金の設定により、給水量によらず一定の費用回収を可能とすることをもって、水量の変動による料金改定を想定していません。
129	実施方針	1 (1)カ (イ) c	サービス購入料	15	1	工業用水のユーザーごとの契約水量の推移は公表されますでしょうか？	ユーザーごとの契約水量の推移を公表する予定はありません。
130	実施方針	1 (1)カ (イ) c	利用料金の改定	15	2	事業者は、貴県が提示される想定給水量を前提に利用料金を提案するため、実際の給水量が想定給水量から著しく乖離する場合は事業者の経営に大きな影響を及ぼします。かかる乖離は利用料金の改定事由にはならない旨ご回答をいただいておりますが、利用料金（固定料金）に関する提案額の低減を実現するためにも、改定の事由にしていただけないでしょうか。	ご意見として承りました。
131	実施方針	1 (1)カ (イ) c	利用料金の改定	15	2	「一定の範囲を超える物価の変動」とありますが、想定している物価変動の「範囲」について、ご教示願います。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
132	実施方針	1 (1)カ (イ) c	利用料金の改定	15	2	「一定の範囲を超える物価の変動、その他特定事業契約の定める事由が生じた場合、利用料金を改定します。」とのことですが、物価変動を示す具体的な物価指標は入札説明書等公表時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	実施方針	1 (1)カ (イ) c	利用料金の改定	15	2	「一定の範囲を超える物価の変動、その他特定事業契約の定める事由が生じた場合、利用料金を改定します。」とのことですが、「一定の範囲」は、入札説明書等公表時に具体的に示されるとの理解でよろしいでしょうか。なお、昨今の物価高騰により多くのPFI事業において事業者側に大きな損失が発生していることを鑑み、2023年12月15日、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会が内閣府に対して示した「PFI事業契約における『サービス対価』（建設工事費）の物価変動による改定方法に係る提言」の中で、「物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規定されている事業者負担（1.0%又は1.5%）をゼロとする。」と提言されており、本事業に適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
134	実施方針	1 (1)カ (ウ)	水素技術の活用	15	4	水素技術の活用に係る費用はサービス購入料とは区別するとの記載がありますが、注釈22では豊橋浄水場の再整備に要する費用である約378億円に水素技術に係る費用を含むという記載があります。サービス購入料Aの予定価格としては、水素技術の活用分を除き、約378億円より低い金額になるということでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
135	実施方針	1 (1)カ (ウ)	水素技術活用に係る費用	15	4	水素技術を活用した設備の導入に関する貴県に求める負担額も評価の対象となるという理解でよろしいでしょうか。評価の対象となる場合は、事業者との負担割合を評価するのか、負担する絶対額を評価するのか、現時点での考えをご教示願います。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
136	実施方針	1 (1)カ (ウ)	水素技術活用に係る費用	15	6	「水素技術活用のための設備投資に係る費用については、サービス購入料とは区分し、自己負担及び外部資金調達、県に求める負担額（国等からの財政支援を含む。）を区分して提案を求めていることを想定しています」とありますが、P14の（ア）サービス購入料の注釈22において、豊橋浄水場の再整備に要する費用として想定する約378億円の内数に水素技術活用に係る費用を含む旨が記載されています。水素技術活用費用はサービス購入料に含む一方で、提案書への記載を区分する趣旨でしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
137	実施方針	1 (1) カ (ウ)	水素技術活用に係る費用	15	7	「県に求める負担額（国等からの財政支援を含む。）を区分して提案」とのことですが、例えば国の財政支援事業が施設整備費の2/3の場合、残りの1/3は県にご負担していただくと考えて、県に求める負担額を提案することによってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については、入札説明書等公表時にお示しします。
138	実施方針	1 (1) カ (ウ)	水素技術活用に係る費用	15	7	「県に求める負担額（国等からの財政支援を含む。）を区分して提案」とのことですが、国等からの財政支援を受ける具体的な事業は指定されるのでしょうか。	指定はしない想定です。 ご提案いただく水素技術活用手法が現行の補助制度等に該当し、補助制度活用の可能性があるか否かをご提案いただく想定です。 なお、提案内容によっては、国の財政支援の可能性の有無について、県側でも検討を加えます。
139	実施方針	1 (1) カ (ウ)	水素技術活用に係る費用	15	7	水素技術活用に係る費用について、「国等からの財政支援を含む。」と示されておりますが、どのような支援でどのような予算規模を想定しておりますでしょうか。	ご提案いただく水素技術活用手法が現行の補助制度等に該当し、補助制度活用の可能性があるか否かをご提案いただく想定です。 なお、提案内容によっては、国の財政支援の可能性の有無について、県側でも検討を加えます。
140	実施方針	1 (1) カ (ウ)	水素技術活用に係る費用	15	8	注釈24において「水素活用事業費は、入札価格に含めないことを想定」している旨記載がありますが、水素活用事業の提案に係る評価項目と基準についてご教示ください。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
141	実施方針	1 (1) カ (エ)	豊橋市事務室等のユーティリティ調達費用	15	10	「豊橋市事務室及び脱水施設において利用されるユーティリティは、豊橋浄水場運営業務の一環として事業者が調達します。県は、事業者に対して、利用料金とは別途、当該ユーティリティの調達に要した費用を支払います。」と記載がありますが、事業者へのユーティリティ調達費用の支払いのタイミングや頻度はどのように想定しておりますでしょうか。	要求水準書（案）第3-3（9）記載のとおりです。
142	実施方針	1 (1) カ (エ)	脱水施設	15	11	（エ）脱水施設というのは、豊橋浄水場の脱水施設を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	実施方針	1 (1) カ (エ)	豊橋市事務室等のユーティリティ調達費用	15	11	「脱水施設」において利用されるユーティリティの調達が事業者の業務（豊橋浄水場運営業務）範囲内とされています。「脱水施設」とは、豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業の対象である脱水施設を指す（4頁欄外注記10）とのことですが、同事業の事業範囲に含まれている、豊橋浄水場以外の浄水場の脱水処理施設に関しては、上記ユーティリティ調達業務の対象には含まないものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	実施方針	1 (1) カ (エ)	豊橋市事務室等のユーティリティ調達費用	15	12	貴県から事業者を支払われる費用について、従量料金だけでなく基本料金についても当該範囲を按分する計算式が入札説明書等に記載される認識で宜しいでしょうか。	事業者のユーティリティ調達方法によって従量料金や基本料金といった料金体系が異なるものと考えます。按分方法等の詳細は県と事業者による協議により決定しますが、原則として、従量料金、基本料金の区分によらず按分することを想定しています。
145	実施方針	1 (1) カ (エ)	豊橋市事務室等のユーティリティ調達費用	15	13	豊橋市事務室及び脱水施設において利用されるユーティリティに関して、想定費用と事業者への支払条件をご教示ください。	要求水準書（案）第3-3（9）記載のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
146	実施方針	1 (1) カ (オ)	運営権対価	15	14	<p>【前提理解】 運営権対価について、貴県が事業削減効果を運営権対価相当額として認識するだけであり、事業者として会計処理が必要になるものではないと認識しています。 一方、貴県により運営権の設定がなされ、事業者は法令に従って運営権の設定登録は行う必要があると理解しております。</p> <p>【ご質問】 貴県の立場では（「運営権対価相当額」という概念で以て）“対価を得て運営権を設定する”という取り扱いをするものの、事業者の立場では“運営権対価0円で運営権設定がなされる”ものとして取り扱ってよいという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
147	実施方針	1(1)カ(カ)	任意事業	15	18	「1(1)オ(イ)cの任意事業を行う」と明記されていますが、引用該当項がありませんので、修正いただけますと幸いです。	1 (1) オ (エ) bの誤りでしたので修正します。
148	実施方針	1 (1) カ (ウ)	水素技術活用に係る費用	15	脚注24	脚注24に記載の水素活用事業費とは（ウ）水素技術活用に係る費用と同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	5	プロフィットシェアは本事業期間中において提案できるものであり、入札時に将来的な要求水準の変更などを前提にご提案するものではないということを確認させていただきます。	ご理解のとおりです。 ただし、入札時に既に想定しているものがあれば、ご提案いただくことは可能です。
150	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	5	今後の事業環境や経済情勢等の変化に応じてプロフィットシェアの条件や減額割合の見直しが行われる可能性の有無についてご教示ください。	現時点では想定していません。
151	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	5	プロフィットシェアをご想定されていますが、事業者に帰責性のない事由により当初計画からの需要減少が生じた場合には一定程度の収入補填等、ロスシェアについてもご検討いただけないでしょうか。	固定料金の設定により、給水量によらず一定の費用回収を可能とすることをもって、原則、需要の変動による料金改定を想定していません。
152	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	5	脚注において、「事業者が負担する費用が低減すると見込まれる額」は当事者間の協議により定める旨記載がありますが、合意により決定されるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	7	「要求水準に定める業務の水準を低下させることなく」とありますが、業務の水準とは「要求水準書記載以外の方法、手段では水準低下とみなすのでしょうか？それとも、業務の水準を決める何らかの基準が提示されると理解してよろしいでしょうか？	要求水準書記載以外の方法、手段を水準低下とみなす訳ではありません。事業者が要求水準書の変更を提案し、県が当該変更に伴い安全性能、耐久性能等の低下がなされないことを確認します。
154	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	7	「より効果的で効率的な手法等」とありますが、要求水準書と提案とを比較する際の評価基準は入札説明書等において提示されると理解してよろしいでしょうか？	提案内容が不定のため、一定の評価基準を示すことは困難と考えます。事業者が要求水準書の変更を提案し、県が当該変更に伴い安全性能、耐久性能等の低下がなされないことを確認します。
155	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	9	「県は、当該提案に基づいて要求水準を変更することができ」とありますが、変更後の要求水準は落札後に公表されると理解してよろしいでしょうか？	現時点で公表することは想定していません。 しかしながら、事業の透明性確保の観点等から、県が必要と認める場合には、応募者の承認を得て、内容の全部又は一部を公表する可能性があります。
156	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	10	「県は本事業の実施のために事業者が負担する費用が減少すると見込まれる額」との記載がありますが、要求水準書（案）p50 2 (2) ウ 本項目に含まれない事項の作業を本事業に取り込むことにより、県の負担が削減する場合は、事業者側の利用料金を増額して頂くことも可能でしょうか。	要求水準書（案）50ページ2 (2) ウは、再整備期間中の豊橋浄水場運転管理業務における事業者と県との業務区分を示す項目であり、これを変更する意向はありません。
157	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	11	国土交通省の下水道分野におけるWPPPガイドラインにはプロフィットのシェア率は「民10、官0も否定されない」との記述があります。本事業におけるプロフィットシェア率は全ての手法について、民（事業者）1：官（県）1を上限として固定する方針ですか？	実施方針1 (1) ク記載のとおりです。 本事業の実施のために事業者が負担する費用が減少すると見込まれる額の10分の5に相当する額を上限として、対応するサービス購入料、利用料金を減額します。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
158	実施方針	1 (2) カ (ク)	プロフィットシェア	16	12	「再整備期間中の要求水準の変更のために設備投資等が必要な場合であって、県が自ら負担することを認めた場合、当該設備投資等に要する費用は県が負担」との記載がありますが、プロフィットシェアに関して、県と受託事業者が何を対象に、どんな期間でプロフィットシェアを行うか等を事前に協議の場を持って頂き、その際、必要な設備投資を県で負担するか受託事業者が負担するかを決めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	13	「県が自ら負担することを認めた場合」とありますが、どのような場合に認めるかについて、入札説明書等で提示されると理解してよろしいでしょうか？	当該設備の効能が継続すると見込まれる期間、サービス購入料の減額により県が得られるメリット等により総合的に判断します。
160	実施方針	1 (2) カ (カ)	水素技術活用に係る費用	16	図表 8	県負担額の※2に「水素技術活用に係る費用のうち県が負担する費用について、サービス購入料とは別とする」との記載が残っていますが、水素技術活用に係る費用はサービス購入料に含まれるか含まれないか明確にし、資料修正有無を検討頂けますでしょうか。	水素技術活用に係る費用はサービス購入料に含まれませんが、別途費用がわかるように計上していただくことを想定しています。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
161	実施方針	1 (1) ク	プロフィットシェア	16	脚注21	「事業者が負担する費用が低減すると見込まれる額は、県及び事業者が協議して定めます」とあり、「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問のNo. 186において「減額金額については、事業者からの提案に基づき県及び事業者が協議して県が判断します。協議の時期については、事業者から提案があった場合、遅滞なく実施します」とありますが、事業者の費用が減少したとみなされる具体的な条件や基準について特になく全て協議という理解でよろしいでしょうか。	具体的なプロフィットシェアの内容が現段階では明らかでないため、条件、基準を含め提示することが困難です。既存の基準等に照らし合わせる事が適切か否かを含め協議することを想定しています。
162	実施方針	1 (1) コ (イ)	対象施設	17	11	対象施設の退去に際し、要求水準書に適合した状態であることを要することですが、かかる適合の有無は、退去時に貴県及び事業者が立ち合いの上で確認するという理解で相違ありませんでしょうか。また、当該確認の上で退去、引き継ぎを行った後1年以内に更新を要する事態が生じた場合であっても、事業者は、自己に帰責事由がある場合を除き、責任を負わないものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	実施方針	1 (1) コ (イ)	対象施設	17	11	耐用年数を経過しているが、引き継ぎ時点で正常に機能しており、事業者が1年以内に更新する必要がないと判断した資産の場合、「運営権設定対象施設が運営権の終了後1年以内に更新を要することのない状態」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	実施方針	1 (1) コ (イ)	運営権の存続期間終了時の取扱い	17	12	運営権設定対象施設が運営権の終了後1年以内に更新を要することのない状態であることの判断は、何を基準とするのでしょうか？	要求水準書（案）第2-14（2）記載のとおりです。
165	実施方針	1 (1) コ (ウ)	対象施設	17	15	事業者が貴県から譲り受けて所有する事業者譲渡対象資産についても、基本的には「本事業の実施のために事業者が所有する資産」として、運営権の存続期間満了時に事業者において処分することを想定されている、との理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
166	実施方針	1 (1) サ (ア)	新施設の更新	17	24	<p>新施設の更新に係る費用の一部（事業期間終了時の残存価値相当額）については、上限の範囲内で貴県に負担いただけるとの認識ですが、以下確認させていただきます。</p> <p>①本来、運営権設定対象施設への更新投資に係る償却計算は、運営権設定期間が法定耐用年数のいずれか短い期間で償却することと理解しております。本件においては他自治体のコンセッション検討で言及されている建設費等負担金と同様の取扱いを行う方針という理解でよろしいでしょうか（以下リンク先ご参照ください）。 （ご参照：https://www8.cao.go.jp/pfi/concession/pdf/suido_tax.pdf）</p> <p>②これはサービス購入料とは別にお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか（新施設以外の運営権設定対象施設の更新についてはサービス購入料としてお支払いいただけるという理解です）。</p> <p>③上限の目安をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>④事業終了時ではなく、事業者による支出の都度お支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか</p>	<p>①建設費等負担金とは性質が異なるため、同様の取扱いをする想定はありません。残存価値相当額の算定方法は入札説明書等公表時に示す予定です。</p> <p>②ご理解のとおりです。サービス購入料、利用料金とは別に支払う想定です。</p> <p>③上限額を公表する予定はありません。</p> <p>④事業終了後に支払う想定です。詳細は入札説明書等公表時に示す予定です。</p>
167	実施方針	1 (1) サ (ア)	新施設の更新	17	24	<p>新施設の更新に係る費用について、「県は、事業者が運営期間において支出した新施設の更新に係る費用について、上限の範囲内で本事業期間終了時の残存価値相当額を事業者に支払います」との記載がありますが、以下確認させていただきます。</p> <p>運営権設定対象資産の更新投資は運営権設定期間が経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却をするものと理解しており、運営期間内で基本的に全額償却され得るものと考えております。</p> <p>当該記載の「残存価値相当額」は、会計上の実際の処理と必ずしも整合している必要はなく、「更新に係る費用を経済的耐用年数で減価償却したと想定した場合」の残存簿価分を指しているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。</p>
168	実施方針	1 (1) サ	更新の取扱い	17	26	<p>「…新施設の更新…」とありますが、「新施設」とは、豊橋浄水場のB T方式で建設する施設との理解でよろしいですか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
169	実施方針	1 (1) サ (ア)	新施設の更新（残存価値相当額）	17	28	<p>「本事業期間終了時の残存価値相当額を事業者に支払います」とのことですが、支払のタイミングも本事業期間終了時のご想定でしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
170	実施方針	1 (1) サ (ア)	新施設の更新（残存価値相当額）	17	28	<p>「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に関する質問のNo.192において、「残存価値相当額は更新に係る費用を法定耐用年数で減価償却することを想定したものです」とのことでしたが、実施方針においてもそのとおりとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>詳細については入札説明書等公表時に示す予定です。</p>
171	実施方針	1 (1) サ (ア)	新施設の更新	17	30	<p>新施設を事業者の責任で更新する場合は、積算方法、発注方法、施工者の選定方法、検査基準は事業者の裁量によるという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
172	実施方針	1 (1) サ (ア)	更新の扱い 注2 7について	17		<p>豊橋市事務室及び非常用電源設備に係る更新を行おうとする場合、事前に県の承認を得ることとございますが、具体的にどのような事柄について承認を得るのでしょうか。</p>	<p>共同使用施設の更新にあたっては、豊橋市が継続的に共同使用を希望するか否かを含め、市の意向を踏まえた仕様等を決定する必要があります。</p>
173	実施方針	1 (1) サ (ア)	更新の取扱	18	2	<p>新施設の更新に係る会計処理について、企業会計基準委員会公表実務対応報告第35号より①更新投資を実施した際に、更新投資のうち資本的に支出に該当する部分に関する支出額を更新投資に係る資産として計上する方法と②公共施設等運営権を取得した時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債及び資産として計上する方法と2種類の取扱いがあるかと存じます。こちらについて、どちらの処理を想定されていますでしょうか。</p>	<p>事業者の会計処理に関しては、応募者にてご判断ください。</p>

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
174	実施方針	1 (1) サ (ア)	更新の取扱	18	2	新施設の更新に係る費用の残存価値相当額を事業者に支払うことについて、「上限の金額は、提案した運営期間における新施設の更新に係る残存価値相当額に基づき設定」とございますが、事業提案書提出時点で残存価値相当額を算出するという理解でいらっしゃいますでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	実施方針	1 (1) サ (ア)	更新の取扱	18	2	残存価値相当額について、実施方針(案)の質問回答では「更新に係る費用を法定耐用年数で減価償却することを想定したもの」と回答されていましたが、こちらも同様の認識で問題ないでしょうか。また、残存価値相当額はいつ頃事業者を支払われる想定でしょうか。	残存価値相当額は事業終了後に支払う想定です。残存価値相当額の算定方法を含む詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
176	実施方針	1 (1) サ (ア)	新施設の更新	18	3	注釈28に「県は第三者に発注するなど必要な措置を講じます」とありますが、この場合、施工管理も県が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	実施方針	1 (1) サ (ア)	新施設の更新	18	3	事業者から残存価値相当額の支払いの上限を引き上げる旨の提案があった場合、県と事業者の合意により決定されることとされていますが、不可抗力又は法令改正への対応のため残存価値相当額の上限を変更する場合も同様に、県と事業者の合意により当該変更が決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者と協議した上で、県の判断により変更します。
178	実施方針	1 (1) サ (イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	13	「県は、更新に要する費用をサービス購入料として支払います。」とのことですが、こちらはサービス購入料Eとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料E、F、Gが対象となります。
179	実施方針	1(1)サ(イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	13	「事業者は、運営期間において、県と協議の上、新施設以外の運営権設定対象施設の更新内容、費用等を決定し、更新を行います ²⁸ 。」と明記されており、続く文言にて「事業者は、自ら追加費用を負担することにより、県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新を行うことを県に対して提案することができます。」と明記されています。この解釈として、運営期間中の要求水準書を充足する範囲の更新について、事業者はその内容と費用を県と協議するまでとし、必要となる費用負担は含まれていないとの認識で宜しいでしょうか。	運営期間中の新施設以外の運営権設定対象施設における要求水準を充足するために必要な範囲の更新のための費用は、金額を県及び事業者が協議して決定し、県がサービス購入料として負担します。
180	実施方針	1(1)サ(イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	13	「事業者は、運営期間において、県と協議の上、新施設以外の運営権設定対象施設の更新内容、費用等を決定し、更新を行います ²⁸ 。」と明記されています。これは、県と協議を行い決定した内容及び費用等にて事業者が更新を行う理解で宜しいでしょうか。	更新工事実施に係る協議の結果、事業者が当該更新工事を実施する義務を負った場合においては、ご理解のとおりです。
181	実施方針	1(1)サ(イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	13	「事業者は、運営期間において、県と協議の上、新施設以外の運営権設定対象施設の更新内容、費用等を決定し、更新を行います ²⁸ 。」と明記されており、注記28には事業者との協議が合意に至らなかった場合、県は第三者に発注するなど必要な処置を講じます」と補足されています。これは、更新内容が合意に至らなかった場合、更新は事業者ではなく第三者で行われ、事業者は更新後の機器及び設備等を県より運営権設定対象施設として引き渡される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	実施方針	1 (1) サ (イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	15	「更新のサービス購入料に含めて支払います」とありますが、請求時に更新費用実費と残存価値相当額を合わせて請求するという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
183	実施方針	1 (1) サ (イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	17	「事業者は、自ら追加費用を負担することにより、県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新を行うことを県に対して提案することができます。」とのことですが、こちらは入札時に提案可能なものでしょうか。(この場合、当該更新に関して自らが負担した追加費用に係る本事業終了時の残存価値相当額の支払を求めることができるかどうかの前提は、可否どちらに置いてご提案すべきでしょうか。)	入札時に提案をを求めるものではありません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
184	実施方針	1 (1) サ (イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	17	<p>新施設以外の運営権設定対象施設について、要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新を行う場合、「事業者は、県に対し、当該更新に関して自らが負担した追加費用に係る本事業終了時の残存価値相当額の支払を求めることができます。この場合であって、県が事業者と協議を行い合意したときは、県は残存価値相当額を更新のサービス購入料に含めて支払います」との記載がありますが、以下確認させていただきます。</p> <p>運営権設定対象資産の更新投資は運営権設定期間か経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却をするものと理解しており、運営期間内で基本的に全額償却され得るものと考えております。</p> <p>当該記載の「残存価値相当額」は、会計上の実際の処理と必ずしも整合している必要はなく、「更新に係る費用を経済的耐用年数で減価償却したと想定した場合」の残存簿価分を指しているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「残存価値相当額」は、会計上の実際の処理と必ずしも整合している必要はありません。</p> <p>詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。</p>
185	実施方針	1 (1) サ (イ)	新施設以外の更新	18	18	<p>新施設以外の更新について、実施内容と費用は貴県と協議のうえ実施する理解ですが、発注方法や事業者の選定方法、検査基準は事業者の裁量によるという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>更新工事実施に係る協議の結果、事業者が当該更新工事を実施する義務を負った場合においては、ご理解のとおりです。</p>
186	実施方針	1 (1) サ (イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	20	<p>「事業終了時の残存価値相当額を更新のサービス購入料に含めて支払う」旨の記載がありますが、これは事業終了時のサービス購入料に含める意味ではなく、支払を合意した直後に支払われるサービス購入料に含めて支払われるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
187	実施方針	1 (1) サ (イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	20	<p>「事業終了時の残存価値相当額」はどのような算出方法を想定されていますでしょうか。</p>	<p>詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。</p>
188	実施方針	1 (1) サ (イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	20	<p>「事業終了時の残存価値相当額」を更新のサービス購入料に含めない場合であっても、事業終了時に残存価値相当額で県に買い取りいただける可能性もあるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。</p>
189	実施方針	1 (1) サ (イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	23	<p>要求水準を充足するために必要な内容を超える更新に関する事業終了時の残存価値相当額の支払について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴県と事業者との間で支払方法に関する特段の合意がない場合は、事業終了時点での残存価値相当額を、事業終了時点において支払うよう求めることができる ・別途合意がある場合は、事業終了時点での残存が想定される価値相当額を、事業期間中に（別紙3第2項（3）において合意されたサービス購入料E～Gに加えて）支払うよう求めることができる <p>との理解で相違ありませんでしょうか。</p>	<p>要求水準を充足するために必要な内容を超える更新であって、県が事業期間終了時の残存価値相当額の支払に同意したのものについて、当該支払は事業期間中にサービス購入料E～Gに含めて支払います。</p>
190	実施方針	1 (1) サ (イ)	注釈28	18	注釈28	<p>新施設以外の運営権設定対象施設の更新において、貴県が第三者に発注した更新設備の維持管理・運営に係る費用は、別途、変更契約を行って頂くとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>第三者に発注する場合であっても、設備仕様については、事業者から提案されたものとする想定であり、維持管理や運営等に係る費用が増大するものと考えておりません。</p>
191	実施方針	1 (1) サ (イ)	注釈28	18	注釈28	<p>新施設以外の運営権設定対象施設の更新において、事業者との協議が合意に至らない場合とはどのようなケースを想定されていますでしょうか。</p>	<p>事業者が更新を実施する場合に要する費用が実勢価格と大きく逸脱する場合などを想定しています。</p>
192	実施方針	注釈28	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	注釈28	<p>新施設以外の運営権対象施設に関し、更新について事業者との合意が整わなかったことから貴県のご判断で第三者に更新を発注をされた場合において、事業者による維持管理や運営等に係る費用が増大する場合や、要求水準の達成に困難が発生する場合等、必要性がある場合は、事業者の業務内容やサービス購入料、利用料金等の変更に応じていただけないでしょうか。</p>	<p>第三者に発注する場合であっても、設備仕様については、事業者から提案されたものを基本とし、県・事業者で協議して決定するものであるため、維持管理や運営等に係る費用が増大するものと考えておりません。</p>
193	実施方針	注釈28	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	18	注釈28	<p>「合意に至らなかった場合、県は第三者に発注するなど必要な措置を講じます」との記載がございます。県が発注する場合の工事監理については県にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
194	実施方針	注釈28	事業概要	18	注釈28	新施設以外の運営権設定対象施設の更新について、「～合意に至らなかった場合、県は第三者に発注する～、更新した設備は、～事業者が維持管理・運営を行う～」とございますが、更新された設備についての保証等の考え方に影響が出る可能性がございます。安定的な事業運営のためにも、第三者に発注される場合においては、事前に事業者にご確認いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第三者に更新を発注した場合であっても、事業期間の維持管理を含む運営は事業者が担いますので運営に必要な情報を共有する想定です。
195	実施方針	図表9	関連施設業務	20	—	関連施設業務の業務内容に記載させる以下業務については、サービス購入料として貴県から支払われる、という理解でよろしいでしょうか。 ・共同使用施設の整備 ・共同使用施設の維持管理 ・共同使用施設におけるユーティリティ調達 ・小鷹野浄水場と連携した保安等 ・小鷹野浄水場と連携した普及啓発	再整備期間中に実施する業務についてはサービス購入料A～Bとして県から支払い、運営期間中に実施する業務については自らの負担で実施し利用料金により費用を回収する想定です。なお、運営期間中に豊橋市事務室において利用されるユーティリティについては、実施方針に記載のとおり、利用料金とは別途で、当該ユーティリティの調達に要した実費を県から支払います。
196	実施方針	図表9	本事業の概要	20		豊橋浄水場運営業務・豊橋南部浄水場運営業務・場外管路運営業務において業務内容として「追加投資等」が記載されていますが、「更新」との違いについてご教示ください。	「更新」とは既存の劣化した機器等を新しいものに取り替えることをいいます。更新後の機器等は県の所有物となり運営権設定対象施設に含まれます。「追加投資等」とは事業者が保有する資産の新規投資、改修及び追加投資をいいます。追加投資等を行った資産は事業者の所有物となります
197	実施方針	2（1）	事業者の募集及び選定方法	21	5	「総合評価一般競争入札方式を採用」とのことですが、「再整備」部分について最低制限価格は設定されるのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
198	実施方針	2（1）	事業者の募集及び選定方法	21	16	「官民相互の技術力向上」とございますが、現在の官の技術力についての課題点についていかがお考えでしょうか。事業者として、技術力向上に資する提案の可能性があるため具体的にご教授いただけると幸いです。	現状、県は水道用供水供給事業及び工業用水道事業を運営できていると認識しており明確な課題があるものとは考えていません。しかしながら本事業を通じて民間事業者が運営する手法をモニタリングし、県が行う運営手法と比較することでより良質な事業運営が図れるであろう改善点を把握できるものと考えます。
199	実施方針	2（1）	事業者の募集及び選定方法	21	16	「これらの革新的な提案を高く評価します。」とございますが、どのような評価軸、評価体制で評価されるかご教授ください。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
200	実施方針	2（2）	選定の手順及びスケジュール	22	12	2025年4月～6月に予定されている入札説明書等に関する個別対話は、何回行われる予定でしょうか。	資格審査通過者を対象に具体的なスケジュールを提示する予定です。
201	実施方針	2（2）	選定の手順及びスケジュール	22	12	「2025年7月に個別対話に関する回答の公表」とありますが、事業提案書の締切と近く、回答を反映しての提案が難しくなることから、可能な限り早く公表いただけますでしょうか。また、提案書の提出時期を後ろ倒しにすることも併せてご検討いただけますでしょうか。	ご意見として承りました。
202	実施方針	2(2)	プレゼンテーション	22		提案書提出後のプレゼンテーションは予定されているのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
203	実施方針	2（2）	スケジュール	22		2025年7月の個別対話に関する回答の公表から事業者提案書の締め切りが8月と、締め切りまで1か月と短期間となっております。最低でも2か月以上確保頂けないでしょうか。	ご意見として承りました。
204	実施方針	2（2）	スケジュール	22		事業提案書の締め切りが2025年8月でそれ以降のスケジュールが変更られないのであれば、「参加表明書の受付、参加資格の確認／資格審査結果の通知」を前倒しし、「入札説明書等に関する個別対話」を2025年3月～5月に実施する等、対応して頂けないでしょうか。	ご意見として承りました。
205	実施方針	2（3）オ	入札説明書等に関する質問の受付・回答公表	23	23	本実施方針及び要求水準書(案)、2024年4月30日の実施方針(案)及び要求水準書(案)公表時の質問回答は、入札説明書等に関する質問回答同様に、事業契約後においても有効の内容と考えてよろしいでしょうか。	基本的には有効ですが、10月23日公表の実施方針への見直しに伴い、事業スキーム等が変更されたことで、質問の前提条件が変更されている場合もあるため、相違する回答内容については後日に公表又は回答された方を正としてご理解ください。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
206	実施方針	2 (3) ア	実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表	23	24	7月19日に公表された「実施方針(案)に対する質問及び回答」は、10月23日に公表された実施方針及び要求水準書(案)、並びに今後公表される入札説明書等と齟齬がない限り、本事業において、引き続き有効であると理解してよろしいでしょうか。	基本的には有効ですが、10月23日公表の実施方針への見直しに伴い、事業スキーム等が変更されたことで、質問の前提条件が変更されている場合もあるため、相違する回答内容については後日に公表又は回答された方を正としてご理解ください。
207	実施方針	2 (3) キ	現地視察	24	6	現地視察の実施に関して、本事業に関連する森岡取水場・小鷹野浄水場等も視察対象に含むよう調整頂けないでしょうか。	資格審査通過者を対象に個別対話、現地視察等情報収集の機会を提供することを予定しています。
208	実施方針	2 (4) ア	企業名	24	25	以下の業務にあたる応募者等の企業名を明記とありますが、業務を行う企業が複数になる場合には、複数の企業名及び夫々の業務を明示すればよいとの理解でよろしいでしょうか。(必ずしもJ/Vとして記載する必要はないことの確認です)	ご理解のとおりです。
209	実施方針	2 (4) ア	応募者の構成	25	1	運転管理を担う企業を参加申請時点で明記することが求められておりますが、本事業ではSPCを設立することから、そのSPCが運転管理業務を担うことも想定されます。この場合は参加申請時点では存在しない法人となりますので、求められている運転管理の実績を有する企業名を記載しておけば宜しいでしょうか?	事業者が自ら運転管理を行い、事業者からの委託を想定していない場合、必要な実績を有する構成企業の企業名と、当該構成企業の実績を活用できることの説明を参加表明書提出時に記載してください。
210	実施方針	2 (4) ア (ア)	代表企業の取り扱い	25	4	再整備期間から運営期間への移行にあたり代表企業の変更を求められることができます。この場合、応募手続きは、再整備期間の代表企業が務めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	実施方針	2 (4) ア (ア)	出資比率	25	4	再整備期間から運営期間への移行にあたり代表企業の変更を求められることができます。併せて、移行にあたって各構成員の出資比率の変更はできますか。	実施方針3 (5) イ (イ) 記載のとおり、他の議決権株主への議決権付株式の処分は、県の事前承認なく可能です。
212	実施方針	2 (4) ア (イ)	構成企業の取り扱い	25	9	「参加表明書の提出以降、応募企業及び構成企業の脱落は原則として認めません。」とありますが、「脱落」とは具体的にどのような状態かご教示いただけますでしょうか。	応募企業が応募を取りやめること、又は構成企業が構成企業でなくなることを指します。
213	実施方針	2 (4) ア (イ)	構成企業の取扱い	25	9	「参加表明書の提出以降における構成企業の追加は、・・・認めるものとします。」とありますが、構成企業の追加に伴い、提出した参加表明書の変更(例えば業務所掌を記載しており、それらを変更する場合)も認められるものと考えてよろしいでしょうか。	実施方針2 (4) ウ (イ) 記載の要件充足を再度確認する必要が生じる変更でない限り認めます。
214	実施方針	2 (4) ア (イ)	構成企業の取り扱い	25	12	「構成企業を変更(脱落を含む。以下、本項において同じ。)せざるを得ない事情が生じた場合」とありますが、どのような場合に協議に応じていただけるか、想定をご教示いただけますでしょうか。	構成企業の経営破綻や指名停止などを想定しています。
215	実施方針	2 (4) イ	応募者等の参加要件	25	19	「応募者等のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において・・・、落札者の選定時において・・・」とありますので、仮に参加表明書の提出以降に、参加要件及び資格が喪失した場合でも、「落札者の選定時」の時点において、参加要件及び資格を満たす状態になれば、失格等の措置はないものと考えてよろしいでしょうか。	実施方針2 (4) エ記載のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
216	実施方針	注釈32	応募者等の構成	25		企業名の明記を必要とする企業として、「豊橋浄水場運営業務及び豊橋南部浄水場運営業務のうち、運転管理」とあります。 一方、同記載に関する欄外注記32を見ると「豊橋浄水場運転管理業務及び豊橋南部浄水場運転管理業務にあたる企業は…」とあります。 企業名の明記を必要とするのは、再整備期間における豊橋浄水場運転管理業務及び豊橋南部浄水場運転管理業務を担当する企業でしょうか、運営期間における豊橋浄水場運営業務及び豊橋南部浄水場運営業務のうち、運転管理を担当する企業でしょうか、それともその双方でしょうか。	いずれも企業名の明記は必要となります。 運営期間における「豊橋浄水場運営業務及び豊橋南部浄水場運営業務のうち、運転管理にあたる企業」は応募グループの構成企業として企業名を明記する必要がありますが、再整備期間における「豊橋浄水場運転管理業務及び豊橋南部浄水場運転管理業務にあたる企業」は経済安全保障推進法に係る届出のために企業名を明記する必要があります。
217	実施方針	注釈32	応募者等の構成	25		豊橋浄水場運転管理業務及び豊橋南部浄水場運転管理業務にあたる企業は「応募者等」であることを要しない旨記載されていますが、これは、応募グループによる応募の場合、当該業務に当たる企業に関し、事業者への出資を必須としない（応募グループの構成企業（24頁（4）ア）、すなわち事業者に出資する企業であること（用語集）を要しない）、とのご趣旨でしょうか。	ご理解のとおりです。
218	実施方針	注釈32	運転維持管理業務の参加資格	25		注釈32にて、運転維持管理業務にあたる企業は応募者等であることを要しないと記載がありますが、各業務にあたる企業の要件として運転維持管理業務の要件が定められています。1社は要件を満たしている会社が必要という趣旨なのか、そもそも企業名さえ明記すれば参加資格申請は不要ということなのでしょうか。想定している資格審査の形をご教示ください。	いずれも企業名の明記は必要となります。 運営期間における「豊橋浄水場運営業務及び豊橋南部浄水場運営業務のうち、運転管理にあたる企業」は応募グループの構成企業として企業名を明記する必要がありますが、再整備期間における「豊橋浄水場運転管理業務及び豊橋南部浄水場運転管理業務にあたる企業」は経済安全保障推進法に係る届出のために企業名を明記する必要があります。 したがって、「豊橋浄水場運営業務及び豊橋南部浄水場運営業務のうち、運転管理にあたる企業」のみ応募者等として参加・資格要件を満たす必要があります。
219	実施方針	2（4）ウ（イ）	各業務にあたる企業の要件	27	7	「応募者等のうち設計又は工事監理、工事、運転管理の各業務にあたる者は、それぞれの資格要件をすべて満たすものとします。」とありますが、工事を実施する者は、規模の大小によらず「応募者等」に該当し、提示された資格要件をすべて満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか。例えば、太陽光発電設備や水素技術活用設備、場内整備の一部等のみを行う者が応募者等として構成企業に含む必要があるのかどうかを確認したい意図です。	例えば、事業者（SPC）が構成企業に業務を発注し、構成企業からの2次下請にあたる企業であれば構成企業に加える必要はありません。事業者から直接業務を発注する場合は構成企業に含む必要があります。
220	実施方針	2（4）ウ（イ）	各業務にあたる企業の要件	27	8	本事業においては、構成企業はすべて事業者となるSPCに出資する必要があると認識しております。また、一方で、構成企業には設計・工事・運転管理に関する要件が定められております。SPCの出資構成や責任分担が煩雑になる恐れがあることから、100%出資子会社が要件を満たす場合には、親会社のみ出資参加を認めていただけないでしょうか？それにより応募者は構成企業を限定しやすくなり貴県が重要視されるSPCのガバナンス体制の構築に寄与するものと考えております。	企業名の明記を必須とする業務において、「各業務にあたる企業」がそれぞれの資格要件を満たすことを求めます。 資格要件を満たす完全子会社等（会社法第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいいます。）が各業務にあたることを確約する等の場合に限定した上で、当該完全子会社等の完全親会社等（会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいいます。）のみが応募者等となりうると考えています。 なお、この場合、基本協定書及び特定事業契約書において、本事業期間を通じて当該完全親会社等は当該完全子会社等の株式又は持分の全部を有し続けること、又は当該完全子会社等が特別目的会社に出資することなどを必須条件とし、業務等を確実に履行できることを確認してまいります。
221	実施方針	2（4）ウ（イ）	各業務にあたる企業の要件	27 28 28	29 12 24	a 設計又は工事監理にあたる企業、b 工事にあたる企業、c 運転管理にあたる企業、各々の資格要件に、「入札説明書等公表時において示す一定の期間において公称能力10,000m ³ /日以上浄水能力を有する上水道の浄水場」とありますが、応募グループの組成には相当の期間を要するため、入札説明書等の公表を待つと組成が間に合わないことが危惧されます。今回の質問回答で「一定の期間」をお示しいただけますでしょうか。 なお、設計又は工事監理、工事、運転管理の各業務にあたる者について、それぞれ「一定の期間」が違う場合には個別にお示しいただけますでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
222	実施方針	2(4)ウ(イ)③	応募者等の資格要件	28	12	「入札説明書等公表時において示す一定の期間において・・・」とありますが、現時点で貴県にて想定されている一定の期間をお示しください。一定の期間を5年もしくは10年等の短期間で設定されることで、応募者が限定される恐れがあり、入札参加の門戸を広げるためにも20年等の設定をご検討ください。	ご意見として承りました。
223	実施方針	2(4)ウ(イ)③	応募者等の資格要件	28	13	浄水場の建設完了実績について、例えば「機械器具設置工事業」及び「電気工事業」を1社で担う場合は、どちらか一方の実績で良いと考えてよろしいでしょうか。	「機械器具設置工事業」と「電気工事業」それぞれの実績を示す必要があります。
224	実施方針	2(4)ウ(イ)③	応募者等の資格要件	28	13	当該項目で求められる入札参加資格及び建設完了実績について、例えば浄水場の建築・土工工事の一式の建設完了実績があれば「土工事業」、「建築工事業」及び「水道施設工事業」については、満足しているものと考えてよろしいでしょうか。	「浄水場の建築・土工工事の一式の建設完了実績」に「土工事業」、「建築工事業」及び「水道施設工事業」の内容が含まれる前提であれば、実績として認めます。
225	実施方針	2(4)ウ(イ)	運転管理にあたる企業の要件	28	24	記載の運転管理実績について、応募者等のグループ会社（親会社、子会社含む）の実績を使用することは可能でしょうか。	運転管理にあたる者は、自らの実績をもって実績要件を充足することが必要な想定です。
226	実施方針	2(4)ウ(イ)	運転管理にあたる企業の要件	28	24	実施方針（案）における質問回答にて、海外実績を適用の場合「WHO飲料水水質ガイドライン、米国EPA第一種飲料水基準及び同等レベルの水質管理を行う浄水場の実績を想定」とご回答いただきましたが、適用する場合の提出書類として、参考翻訳の必要性を含め必要となる提出書類についてご教示ください。	構成員が当該実績を保有していることが確認できる契約書と、当該浄水場がWHO飲料水水質ガイドライン・米国EPA第一種飲料水基準及び同等レベルの水質管理を行う浄水場であることを示す書類を求めます。これらの書類について、全文翻訳いただく必要はありませんが、これらの基準を満たしていることを確認できる箇所は翻訳いただく想定です。
227	実施方針	2(4)エ	応募者等の失格	28	27	「応募者等が、資格審査通過時点から落札者決定前までに2(4)イ又はウを欠く事態が生じた場合は、失格とすることがあります。」に関し、「実施方針（案）に対する質問及び回答」24頁の番号263の質問に対して、失格とすることがどうかは「個別具体的な事情により判断します。」とのご回答でしたが、建設業の労働災害による指名停止は失格となりますでしょうか。また、当該企業がコンソーシアムから脱退するとともに替わりの構成企業等が参加資格を満たせば、構成企業の変更が認められるという理解でよろしいでしょうか。建設業では労災事故は不可抗力の側面もあり事前の想定は不可能です。この為、労災事故による指名停止が資格審査以降も失格要件となる条件では、建設業としての参画は非常に大きなリスクとなります。本件参画への重要な判断材料になるため、本回答にてお示しください。	労働災害の例においても、災害規模（被害人数、怪我や死亡事故等）や発生事由（当該企業が労働災害防止の努力をしても防げなかったものか）等、当該企業の過失の大小によるものと考えますので一概の判断はできません。労働災害により参加資格を満たさなくなった構成企業（代表企業を除く。）が応募グループから脱退し、他の構成企業を追加することで応募グループとして参加資格要件を満たす場合、応募グループは失格とならず入札に参加することができます。
228	実施方針	2(5)(イ)	提案審査	29	13	提案審査時においても、資格審査要件に関する審査がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
229	実施方針	2(5)	落札者の決定・公表	29	21	「特定事業契約を締結しないことがあります」とのことだが、(4)イ及びウを欠く事態が生じた場合においても、締結する場合の具体的な事実、状況をどのように想定されていますか。	個別具体的な事情により判断します。
230	実施方針	2(5)オ	事業者の選定	29	27	「落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがあります。」とありますが、仮に落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合、総合評価の上位の者（次点候補者）と契約交渉を行うという観点からも、左記の落札者に対して、特定事業契約の締結に至らなかったことによる違約金等は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
231	実施方針	2(6)ア	基本協定の締結	30	7	準備行為とは、落札者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に必要必要な準備（設計に関する打合せを含む。）を指します。とありますが、この準備行為とは具体的に何かお示しください。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
232	実施方針	2(6)イ	特別目的会社の設立等	30	12	基本協定締結後はSPCが設立されれば、速やかに事業契約の締結に移行できるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業契約締結に関してSPCの設立以外の諸条件がありましたら、ご教示いただけますでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
233	実施方針	2(6)イ	特別目的会社の設立等	30	15	監査等委員会設置会社は認められないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	実施方針	2(6)イ	特別目的会社の設立等	30	19	SPCに監査役会を設置するものとする規定がございますが、実施方針(案)から新たに追加されたものと認識しております。こちらについて、追加した背景をご教示いただきたいです。また、会社法上は大会社かつ公開会社でない場合は監査役会の設置は任意かと存じます。監査役会を設置することで費用が増えることから、SPCが大会社でない、または非公開会社の場合は、設置を任意としていただくことは可能でしょうか。	ご意見として承りました。
235	実施方針	2(6)エ	導入計画書	31	1	実施方針(案)には「導入計画書の審査の基準等の詳細において、現時点では示されていませんが、国から具体的に示され次第、WEBページ等において情報提供します」という文章がありました。今回削除されています。こちらは提供されるという理解でよろしいでしょうか。	経済安全保障推進法の規定や国が公表している「水道分野の経済安全保障に係る特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する導入等計画書作成・届出ガイドライン」等の公表資料の最新版を参考としてください。
236	実施方針	2(6)カ	水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続き	31	20	水道用水供給事業の変更の申請又は届出の手続きについて、その書類の作成の基本的な義務は県企業庁が負うという前提と理解でよろしいでしょうか。	手続きに必要な書類の作成は県が行いますが、事業者には書類作成に必要な協力を行う必要があります。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
237	実施方針	2(6)キ(ア)	運営権の設定	32	5	豊橋浄水場再整備業務が完了していない限り、豊橋浄水場以外の施設の運営権も設定されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
238	実施方針	2(6)キ(イ)	運営権の設定	32	7	運営権の設定に係る議決は特定事業契約締結の議決と同時になされるという理解でよろしいでしょうか。	運営権の設定に係る議決は運営開始日までに進行予定です。
239	実施方針	2(6)ク	事業者譲渡対象資産	32	10	事業者譲渡対象資産について、運営開始日までに県及び事業者が協議して定めるものとしますとの記載があります。事前に何を譲渡資産とできるのかを確認したく、リストを公表いただけないでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
240	実施方針	2(6)ク	事業者譲渡対象資産	32	10	「豊橋浄水場再整備等事業実施方針(案)」に関する質問のNo.289において、事業者譲渡対象資産の予定価格は提示されないご想定とのことでしたが、今回、予定価格をご提示いただけるようになったものと認識しております。この点、予定価格は入札説明書等公表時にお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。事業者譲渡対象資産は「本事業に必要な備品及び消耗品等の資産」とのことですので、そこまで大きな金額ではないということかもしれませんが、仮に有償で相当に高額だった場合、事業の収益性の判断に影響を与える可能性もあるため、早めにご提示いただきたく存じます。	運営開始予定日までに予定価格を提示し、見積もり合わせを実施の上、物品譲渡契約を締結する予定であり、入札説明書公表時に予定価格を示す予定はありません。なお、事業者譲渡対象資産は、別途協議して定めることができるとしており、その点を踏まえ事業収益性をご判断いただけたらと考えております。
241	実施方針	2(6)ク	事業者譲渡対象資産の譲受	32	10	「豊橋浄水場再整備等事業実施方針(案)」に関する質問 番号289の貴県回答では、予定価格は提示しないご想定とございますが、事業計画及び資金計画を策定にあたり、全ての事業者等に等しく必要となる条件かと存じますので、入札説明書等公表時に提示いただけないでしょうか。	運営開始予定日までに予定価格を提示し、見積もり合わせを実施の上、物品譲渡契約を締結する予定であり、入札時に予定価格を示す予定はありません。
242	実施方針	2(6)ク	事業者譲渡対象資産	32	11	「事業者譲渡対象資産」について、7/19公表の質問回答No.286において入札説明書等公表時に示す予定と回答いただいておりますが、事業収支計画を詳細に検討するにあたり、入札説明書公表時よりもできる限り早い時期に、現時点で想定されている譲渡対象資産の具体的な内容をご教示ください。	現時点で想定している譲渡対象資産はインフォメーションパッケージにおける「保有備品一覧」のとおりです。
243	実施方針	2(6)ク	事業者譲渡資産の譲受	32	13	事業者譲渡対象資産に係る見積価格は入札価格を構成するものであるか、ご教示ください。	運営業務実施に必要な資産を調達する費用として利用料金(入札価格)に含まれます。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
244	実施方針	2 (7) ア	著作権	32	23	「事業提案書の全部又は一部を無償で使用」とありますが、具体的にどのように使用することを想定しているのでしょうか？	事業の透明性確保のため、事業者選定結果の公表時等に使用することを想定しています。
245	実施方針	2 (7) エ	提案内容の履行義務について	33	1	提案内容が履行できなかった場合のペナルティ条項は入札説明書で開示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	実施方針	3 (1) ア	県の契約等の承継	34	12	事業者が貴県から契約等を引き継ぐにあたり承継する権利義務の範囲（既発生の権利義務や承継前の事由に基づいて発生する権利義務が承継の範囲に含まれるか否か等）をご教示ください。（DD調査結果を確認しておりますが、承継の範囲については確認ができませんでした。）	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
247	実施方針	3 (1) ウ	豊橋市による事務室の使用	34	20	実務室を「豊橋市に貸し付けます」とありますが、貸付は県から行うのか、事業者が行うのかどちらでしょうか。	県と市において貸借契約を締結する想定です。運営期間に移行後、事業者は豊橋市が事務室を使用する前提で業務を進める必要があります。
248	実施方針	3 (1) ウ	豊橋市による事務室の使用	34	20	「県は、小鷹野浄水場との共同使用のため、新施設に含まれる事務室を豊橋市に貸し付けます」との記載がありますが、豊橋市からの貸付料の有無や貸付料の金額、運営権者による収受の可否をご教示ください。	豊橋市からの貸付料は、事業者ではなく県が収受します。応募者は、自らが豊橋市からの貸付料を収受できないという前提のもとで、必要な利用料金を提案してください。
249	実施方針	3 (1) エ	対象施設及びその立地する土地の使用権	34	22	任意事業の実施にあたり、対象施設及び土地の使用（地上・地中）に関して、当初の前提条件が変わった場合（①法令や貴県条例②その他実務上の制限（埋設配管等））、任意事業の実施を取り止める判断をしてもよろしいでしょうか。また、敷地内に太陽光発電を設置するにあたり、何か条件はありますでしょうか。	事業提案として提出し、評価の対象となった任意事業については、実施の義務を負いますが、事業者が想定しきれない事情により実施困難になった場合には取りやめる判断も致し方ないものと考えます。太陽光発電の設置にあたっては、関係法令に違反しないこと、特定事業に影響を生じないこと等が想定されます。
250	実施方針	3 (5) イ (ア)	完全無議決株式	36	5	完全無議決株式を第三者に譲渡する際は、貴庁の事前承諾を得る必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、譲渡先等、県が必要とする情報を報告する必要はあります。
251	実施方針	4 (4)	用途制限に係る特例許可	40	10	建築物の用途制限に関する特例許可を得るには、公聴会と建築審査会への付議が必要であると理解しています。2024年7月19日に公表された「豊橋浄水場再整備事業等事業実施方針（案）」に関する質問No310の回答によれば、既存施設についても高さ制限やポンプ設備が制限を超えており、同等規模の整備であれば特例許可が得られると想定しています。「同等規模の整備」であるにもかかわらず特例許可が得られなかった場合のリスク（設計変更や工事遅延に伴う設計・施工費の見直しなど）は貴県において負担いただくように整理していただけますでしょうか。	事業者が十分な責を果たしたにも関わらず特例許可が得られなかった場合は不可抗力リスクとして県がリスクを負うことを想定しています。
252	実施方針	4 (4)	関係法令に関する事項	40	12	7月19日に公表された「実施方針(案)に対する質問及び回答」の番号315にてご回答頂いた「同等規模の施設整備であれば特例許可を得られるものと想定」に関して、同等規模の施設整備を計画した上で構造上の必要性等を事業者として十分説明したものの、特例許可を得られなかった場合については、不可抗力リスクとし、そのリスク分担は県側にあると理解してよろしいでしょうか。	事業者が十分な責を果たしたにも関わらず特例許可が得られなかった場合は不可抗力リスクとして県がリスクを負うことを想定しています。
253	実施方針	4 (4)	関係法令に関する事項	40	13	「事業者は、周辺住民等の利害関係者に対し、公聴会を開催し意見を聴取した上で建築審査会に付議し、施設整備の同意を得なければならない」とありますが、周辺住民の同意が得られない場合のリスクについては、実施方針・別紙4のリスク分担表「住民等対応」により、県側のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が提供するサービス内容に起因するかによります。事業者の事由によるものでない場合については県がリスクを負うことを想定しています。
254	実施方針	5 (1) イ	ガバナンスに関する事項 ー基本的な考え方	41	18	ファシリテーターの選任条件等があればご教示ください。また、ファシリテーターの配置に伴い発生する費用は双方負担という理解でよいでしょうか。その場合、当該費用は提案額に含むこととなりますでしょうか。	ファシリテーターは、「第三者機関」が選定することを想定しており、活動経費は県と事業者が折半することを想定しております。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
255	実施方針	5 (1) (イ)	ガバナンス 基本的な考え方	41	18	「ファシリテーター」について、7/19公表の質問回答No.321,322において入札説明書等公表時に示す予定と回答いただいておりますが、事業収支計画を詳細に検討するにあたり、入札説明書公表時よりもできる限り早い時期に、現時点で想定されているファシリテーターの選任条件や費用負担者等の具体的な内容をご教示ください。	ファシリテーターは、「第三者機関」が選定することを想定しており、活動経費は県と事業者が折半することを想定しております。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
256	実施方針	5 (1) (イ)	ガバナンス 基本的な考え方	41	27	「第三者機関」について、7/19公表の質問回答No.325において入札説明書等公表時に示す予定と回答いただいておりますが、事業収支計画を詳細に検討するにあたり、入札説明書公表時よりもできる限り早い時期に、現時点で想定されている第三者機関の設置条件や費用負担者等の具体的な内容をご教示ください。	「第三者機関」は、県と事業者が共同で設置し、運営経費は県と事業者で折半することを想定しております。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
257	実施方針	5 (1) エ	第三者機関の設置	41	27	「第三者機関」を設置するのは事業者でしょうか。また、有識者の選定や第三者機関運営費用の負担は県がするのでしょうか。	「第三者機関」は、県と事業者が共同で設置し、運営経費は県と事業者で折半することを想定しております。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
258	実施方針	7 (1)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	45	3	「特定事業契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。」と記載がありますが、想定外の事由によるものである場合は、事業者に貴県との十分な交渉の機会を設けていただけないでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
259	実施方針	7 (2) ア イ	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	45	6	アとイで金銭的な負担を示す表現の言い回しが異なりますが、これは損害の範囲が異なることを意味しているのでしょうか。損害、費用、損失の使い分けに関する考え方を教えてください。	「損害」及び「費用」については一般的な意味で用いており、「通常生ずべき損失を補償する」とは、PFI法第30条第1項のそれと同じ意味で用いています。
260	実施方針	7 (2) イ	県の事由により本事業の継続が困難となった場合	45	21	貴県の事由によって本事業の継続が困難となり、事業者が特定事業契約を解除した場合における貴県の損害賠償義務が通常生ずべき損失に限定されておりますが、特別の事情に基づいて発生した損害についても、貴県において想定すべき事由である場合は、相当因果関係の範囲内の損害として、貴県の責任を減縮する理由はないものと考えております。かかる損害についても賠償の対象としていただけないでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
261	実施方針	別紙1	用語の定義	48	12	豊橋浄水場の「運転管理」「保守・点検」の二つの業務は、豊橋浄水場構内以外の場所だけで行ってもよろしいでしょうか？	再整備期間における豊橋浄水場運転管理業務において実施する「運転管理」「保守・点検」は浄水場構内で行っていただく必要がありますが、運営期間中の豊橋浄水場運営業務においては、この限りではありません。
262	実施方針	別紙3 1	サービス購入料の構成	50	6	サービス購入料Bにおける修繕費および更新費について、「引き渡し後の新施設の修繕、更新に要する費用」（注釈部）と記載されていますが、これは再整備期間中に完工した新規施設を順次引き渡し、その期間に発生する費用を意図していると考えてよろしいでしょうか。	再整備期間初期に機器を納入した場合については、再整備期間中（運営期間移行前）に更新が必要なものが発生しうることを想定しての記載です。
263	実施方針	別紙3 1	サービス購入料の構成	50	16	サービス購入料Fの「南部浄水場運営業務のうち更新」、及びサービス購入料Gの「場外管理運営業務のうち更新」に関しては入札価格を構成するものとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料E・F・Gについては、事業者選定時の入札価格には含めない想定です。
264	実施方針	別紙3 2 (1)	サービス購入料A	50	21	貴県から事業者への支払は、前払金、中間金や年度出来高払いといった再整備期間中の事業者の費用立替が発生しないような支払条件としていただけないでしょうか？	ご意見として承りました。
265	実施方針	別紙3	サービス購入料の構成	50	25	「再整備期間の統括運営業務に要する費用は、再整備期間のサービス購入料A～Dに含まれます。」と記載がありますが、統括運営業務にかかった費用を業務内容毎に按分してサービス購入料A～Dに含めるのでしょうか。現時点でのご想定をご教示いただけますでしょうか。	ご理解のとおり、業務内容毎に按分してサービス購入料A～Dに含める想定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
266	実施方針	別紙3 1	サービス購入料E~G	51	1	豊橋浄水場以外の施設における脱炭素に関連する整備業務は、サービス購入料のE~Gに含まれるものでしょうか。それとも料金収入の一部に含まれるものでしょうか。	設備更新に伴い脱炭素に関連する整備を実施する場合の当該整備費用はサービス購入料E~Gに含まれますが、事業者の保有資産に係る追加投資等を実施する場合には事業者自らの負担で実施し、利用料金により費用を回収していただく想定です。
267	実施方針	別紙3 1	サービス購入料E~G	51	1	豊橋浄水場以外の施設における脱炭素に関連する整備業務は、運営期間開始後に行われるという認識でしょうか。	原則として運営業務の中で実施していただく想定ですが、再整備期間中であっても任意事業として提案することが可能です。
268	実施方針	別紙3 2(3)	サービス購入料E~G	51	1	サービス購入料E~Gについて、更新工事を実施する前年度に協議する形となっております。入札時においては提案不要となるのでしょうか。	提案不要です。
269	実施方針	別紙3 2(3)	サービス購入料E~G	51	1	サービス購入料E~Gの対象設備について、更新の提案を入札時に求めない場合、更新と修繕頻度に関連があるなかで、どのように修繕費用を計上すればよろしいでしょうか。	本事業期間中の更新計画案は、入札説明書等公表時に示す予定です。これを前提に修繕費用を計上していただく想定です。
270	実施方針	別紙3 2(3)	サービス購入料の支払方法	51	1	サービス購入料E~G（各運営業務の設計費・更新費）について、「更新工事を実施する前年度に、翌年度に実施する予定の更新工事の内容を協議します。～内容に基づいて、～予定価格を算出し、事業者との協議の上、～金額を決定し、～変更契約を締結します」とございますが、サービス購入料E~Gについては入札時には提示不要という理解でよろしいでしょうか。更新内容に応じて運転管理の費用、ひいては運営事業にも影響がでると思われそうですが、それに関係する事業運営の費用についても変更契約対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料E~Gについては入札時には提示不要です。なお、更新後の設備仕様については、事業者から提案されたものを基本とし、県・事業者で協議して決定するものであり、影響が出るものと考えておりません。
271	実施方針	別紙3 2(3)	サービス購入料E~G	51	1	運営権設定対象施設に関する更新投資について、更新の対象部分は貴県の所有物になり、事業者所有資産にはならないという理解ですが、運営権設定対象資産の更新投資は資産計上する必要があるという理解です。 サービス購入料E~Gの対象となる更新については、事業者において圧縮記帳のような処理が可能になるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の会計処理に関しては、応募者にてご判断ください。
272	実施方針	別紙3 2(3)	サービス購入料E~G	51	1	「県は、協議の結果合意した更新工事の内容に基づいて、更新工事に要する費用の予定価格を算出し、事業者との協議の上、サービス購入料E~Gの金額を決定し」との記載ですが、更新計画は提案時には含まれないという理解であってよろしいでしょうか。また、再整備期間に貴県の所掌である修繕対象は、サービス購入料の対象となりますでしょうか。更新と修繕は関係するため（更新費用を縮減することで修繕費用は大きくなる等）、運営期間の修繕費用の算定条件が提案者によって同条件となるようご検討お願い致します。	新施設以外の更新計画案の策定にかかる費用についてはサービス購入料B~Dに含めて提案してください。更新の実施にかかる費用については、サービス購入料E~Gに含められるため、提案いただく必要はありません。再整備期間中に県が実施する修繕に要する費用についても、サービス購入料に含めていただく必要はありません。運営期間の修繕費用の算定条件については、質問No. 269をご参照ください。
273	実施方針	「別紙3」 「2」(3)	サービス購入料E~G	51	2	翌年度に実施する予定の工事内容及びその費用について協議することとなりますが、そのスケジュールについてご教授ください。（例：〇〇月までに等）	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
274	実施方針	別紙3 2(3)	サービス購入料E~G	51	3	「県は～更新工事に要する費用の予定価格を算出」とされておりますが、積算は貴県が担当されるものと理解してよろしいでしょうか。また、ここで言う更新工事には設計が含まれますでしょうか。	予定価格の積算は県が行います。また、更新工事に要する費用については設計を含みます。
275	実施方針	別紙3 2(3)	サービス購入料E~G	51	5	県の検査とは具体的にどのようなものになりますでしょうか。	要求水準書（案）第3-3（6）記載のとおり、更新内容等を県、事業者の協議により決定することとなりますが、協議により定められた内容のとおり更新がなされたかを検査により確認します。
276	実施方針	別紙3 3	サービス購入料の変更	51	8	物価変動の起点となる日について、前回質問回答にて「入札公告日を起点とする」という記載が数個と、「入札協定書で示す予定です」との記載が1個ございます。こちらは「入札公告日を起点とする」を正として宜しいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
277	実施方針	別紙3 3	物価変動によるサービス購入料の変更	51	8	「県及び事業者は、一定の範囲を超える物価変動があった場合、公的機関などが公表している物価指標に基づきサービス購入料を変更します。」とありますが、当該市場価格に対する感応度が高い物価指数の採用いただくために、対象業務ごと、対象費用項目ごとに連動した物価指数について適宜協議いただき頂けますでしょうか？	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
278	実施方針	別紙3 3	サービス購入料の変更	51	8	サービス購入料が改定されるのは、一定の範囲を超える物価の変動が生じた場合となっておりますが、この場合に加え、再整備期間が10年、運営期間が20年と長期にわたることから、例えば、5年に1回などの複数回、定期的に改定を協議できる場を設けていただけないでしょうか？	ご意見として承りました。 詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
279	実施方針	別紙3 サービス購入料の支払方法	3 物価変動によるサービス購入料の変更	51	9	「一定の範囲を超える物価変動があった場合、公的機関等が公表している物価指標に基づきサービス購入料を変更します」とのことですが、公共工事標準請負契約約款に倣い、全体スライド・単品スライド・インフレスライドの3種のスライドが設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
280	実施方針	別紙4	リスク分担表	52	11	「不可抗力」の項目で県と民の両方に○がついています。発生した事象によりリスクの負い方が変わるためにこのような表記をしていると想像しますが、具体的にどのようにしてリスク分担割合を決定するのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
281	実施方針	別紙4	住民等対応	52	16	「事業者が提供するサービス内容に起因して発生する反対運動及び訴訟等」は、事業者の負うリスクとなっておりますので、事業者はサービスを提供する際には反対運動及び訴訟となる可能性がないことを証明する必要があるのでしょうか？	事業者はサービスを提供する際に反対運動及び訴訟となる可能性がないことを証明する必要はありません。
282	実施方針	別紙4 リスク分担表	第三者賠償	52	21	「新施設の構造・・・第三者賠償」について、給水サービスを目的とした施設の築造について、貴県の承認のもと再整備を行う事業であり、貴県は注釈52回のリスクの負担が課されると考えますがいかがでしょうか。	本事業では施設構造を提案できる仕組みとしており、事業者には選択肢があるものは事業者がリスクを負うことを前提として県は業務の実施を承認します。
283	実施方針	別紙4	リスク分担表	52	21	第三者賠償に関して、新施設の構造が近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害の負担先が事業者となっておりますが、周辺住民などの利害関係者に対し、公聴会を開催し意見を聴取した上で建築審査会に付議し、施設整備の同意を得、及び、貴県による実施設計承諾後の損害に関しては、貴県と事業者の協議により負担先を決定するものとして頂けないでしょうか。	本事業では施設構造を提案できる仕組みとしており、事業者には選択肢があるものは事業者がリスクを負うことを前提として県は業務の実施を承認します。
284	実施方針	別紙4	リスク分担表(不可抗力)	52	28	不可抗力につき、貴県と民間双方に○が付されております。双方が負担するケースをご想定と思いますが、ご想定の内容を明確にさせていただけますでしょうか。この事業は通常のPFI部分のBTと特定運営事業のコンセッション部分の双方が組み合わさったものですので、少なくともBTその他コンセッション以外の委託業務の部分は、通常のPFIと同等程度のリスク分担としていただけますでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
285	実施方針	別紙4 リスク分担表	リスク分担表	52	30	4月30日公表の実施方針（案）別紙4 リスク分担表（47頁）のリスク項目「政治」が、実施方針には記載されていませんが、「政治」に関するリスクは全て無いものとの理解でよろしいでしょうか。実施方針（案）のリスク項目「政治」のうち、「事業者の事由による議会の不承認」は民側のリスク分担となっておりますが、万が一議会の不承認となった際に、その採決に納得ができない場合、異議申し立ては可能と考えてよろしいでしょうか。	「政治」は、再整備期間・運営期間共通の「契約締結」、「運転管理費用の増大」、再整備期間の「設計」、「維持管理に関する事業内容等の変更」、運営期間の「事業内容等の変更」等と重複するため、削除しました。異議申し立てについては妨げるものではありません。
286	実施方針	別紙4	リスク分担表	52	—	2024年4月30日付け実施方針（案）別紙4 リスク分担表では、リスク項目として「政治」がございましたが、本実施方針では特設記載がないようです。当該項目については、実施方針（案）と同様の考え方、取扱いになるとの理解でよろしいでしょうか？	「政治」は、再整備期間・運営期間共通の「契約締結」、「運転管理費用の増大」、再整備期間の「設計」、「維持管理に関する事業内容等の変更」、運営期間の「事業内容等の変更」等と重複するため、削除しました。
287	実施方針	別紙4	リスク分担表 不可抗力	52	—	防犯対策について事業者が善管注意義務を果たしたにもかかわらず発生した、例えば威力を用いた強盗のような第三者の行為は「不可抗力」に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
288	実施方針	別紙4	リスク分担表 不可抗力	52	—	サイバー攻撃や疫病は「不可抗力」に含まれると理解してよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
289	実施方針	別紙4	リスク分担表 第三者賠償	52		事業者が行う業務に起因して環境の悪化が生じた場合であっても、当該業務が貴県の指示や要求水準に基づくものである等、貴県の事由に由来するものである場合は、貴県のリスクとしていただけないでしょうか。	県の提示条件の不備や指示等が原因の場合、県がリスクを負う想定です。
290	実施方針	別紙4	リスク分担表 第三者賠償	52		事業者が実施した工事、機器等の更新によって不具合が発生した場合であっても、当該工事や更新が貴県の指示や要求水準に基づくものである等、貴県の事由に由来するものである場合は、貴県のリスクとしていただけないでしょうか。	県の提示条件の不備や指示等が原因の場合、県がリスクを負う想定です。
291	実施方針	別紙4	リスク分担表 第三者賠償	52		新施設の構造に起因する第三者損害であっても、当該損害が貴県の指示や要求水準に基づくものである等、貴県の事由に由来するものである場合は、貴県のリスクとしていただけないでしょうか。	県の提示条件の不備や指示等が原因の場合、県がリスクを負う想定です。
292	実施方針	別紙4	リスク分担表 第三者賠償	52		事業者が遂行する業務に起因する第三者損害であっても、当該損害が貴県の指示や要求水準に基づくものである等、貴県の事由に由来するものである場合は、貴県のリスクとしていただけないでしょうか。	県の提示条件の不備や指示等が原因の場合、県がリスクを負う想定です。
293	実施方針	別紙4	リスク分担表 契約締結	52		「契約締結」の項目で、「事業者の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの」とは、具体的にどのような事例を想定されているかご教示いただけますでしょうか。	例えば、事業者事由によりSPC組成が出来なかった場合等が想定されます。
294	実施方針	別紙4	リスク分担表 政治	52		「政治」に関するリスク分担が削除された理由をご教示ください。	再整備期間・運営期間共通の「契約締結」、「運転管理費用の増大」、再整備期間の「設計」、「維持管理に関する事業内容等の変更」、運営期間の「事業内容等の変更」等と重複するため、削除しました。
295	実施方針	「別紙4」	住民等対応	52		「事業者が提供するサービス」について、事業者に実施していただく業務全てと解した場合において、（特に再整備期間中においては）愛知県企業庁に対するサービス提供をすることを指す場合を含むこととなり、愛知県企業庁がそのサービスを認めている場合においても、訴訟等のリスクを民で負う理由をご教示ください。	県の提示条件の不備や指示等が原因の場合、県がリスクを負う想定です。 なお、当庁へのサービス提供においても事業者に選択肢があるものは事業者がリスクを負うことを前提として県は業務の実施を承認します。
296	実施方針	別紙4	リスク分担表（施設の契約不適合）	53	30	新施設以外の施設の機能・性能等に関する契約不適合がある場合、貴県の当該責任期間は運転管理等の開始より1年以内に限る旨記載されている一方、事業終了時の民間事業者の当該契約不適合責任期間は、原則事業終了日より1年以内であるものの、脚注59に定める場合には伸張されております。当事者間の公平性の観点、また、民間事業者としても直近の更新工事があればそれに契約不適合がないこと（追加費用が発生しないこと）を前提に提案することから、貴県の負担も同等の内容にいただけないでしょうか。	ご意見として承りました。
297	実施方針	別紙4	リスク分担表 金利変動	53	—	金利変動について、「事業者が資金調達する場合」は民がリスクを負うこととされておりますが、仮にサービス購入料Aの支払方法が割賦払いになる場合、割賦金利に適用される基準金利の決定まで（事業提案書提出以降、新施設の引渡しまでの期間を想定）の金利変動リスクは県が負うことになるとの認識でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
298	実施方針	別紙4	リスク分担表 （物価変動）	54	4	再整備期間の「物価変動」において県と民に○がついております。双方が負担するケースをご想定と思いますが、ご想定の方担の内容を明確にいただけますでしょうか。	一定の範囲を超える物価の変動があった場合、県側のリスクとして利用料金を改定しますが、一定の範囲内における物価の変動は事業者のリスクとする想定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
299	実施方針	別紙4 リスク分担保	物価変動	54	5	豊橋浄水場の再整備に要する費用は、実施方針公表前に計算されたものと思料いたします。一方、同費用の算定から事業契約の締結まで1年以上の期間があるため、当該期間中の物価変動については、事業契約締結後速やかに金額変更契約を締結して頂くなど、応札期間中の物価変動にご対応頂けると理解してよろしいでしょうか。 なお、2024年7月3日に内閣府から発信された事務連絡「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正な利益が確保される環境構築の推進について」において、「できる限り予定価格の算出時点の後ろ倒し及びサービス対価改定の基準時点の前倒しを行い、両時点を近づけるといった対応により、労務、資材等の物価変動を適切にサービス対価に反映させる必要がある。」とされています。また、サービス対価改定の基準時点については「契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが考えられる。」とある他、「サービス対価改定の基準時点は、あらかじめ実施方針等に明示することが望ましい。」とされています。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
300	実施方針	別紙4 リスク分担保	用地	54	21	「事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲」とは、インフォメーションパッケージで提示された土壌汚染、地下埋設物に関する資料（図面、報告書等）に記載があるもの、との理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。 なお、資料に記載が無くても、社会通念上、当然に存在が推察できるものは除きます。
301	実施方針	別紙4 リスク分担保	工事遅延	54	22	不可抗力による工事遅延において、工期の延長に伴う追加費用は協議することとされておりますが、どのようなことを協議される想定かご教示ください。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
302	実施方針	別紙4	リスク分担保 電力・薬品	54		再整備期間における電力および薬品の”供給停止、供給能力低下”とはどのような事象を想定されているのでしょうか。	再整備期間中の電力及び薬品の調達は県が担いますが、第三者との調達契約を締結しなかった場合などを想定します。
303	実施方針	別紙4	リスク分担保 電力・薬品	54, 55		電力・薬品の「変動による追加費用については県のリスク」とございますが、「原水水質の変化のリスクは民側」にございます。考え方についてどのような違い・関係性があるのかご教示頂けますと幸いです。	54ページにおける電力・薬品に関するリスクは再整備期間中のものであり、55ページにおける原水水質の変化に関するリスクは運営期間中のものという整理です。
304	実施方針	別紙4 リスク分担保	物価変動（再整備期間、運営期間）	54, 55		リスク分担保が県、民、双方に○印があります。実施方針(案)2024年4月には補足の説明が記載されていましたが今回は除かれております。解釈に変更はありますか？	解釈に変更はありません。
305	実施方針	別紙4	リスク分担保 (物価変動)	55	5	運営期間中の「物価変動」において県と民に○がついております。双方が負担するケースをご想定と思いますが、ご想定の方担の内容を明確にいただけますでしょうか。	一定の範囲を超える物価の変動があった場合、県側のリスクとして利用料金を改定しますが、一定の範囲内における物価の変動は事業者のリスクとする想定です。
306	実施方針	別紙4	需要変動	55	7	利用料金収入の増減によるリスクが事業者の負担となっているので、受水者に対し、損害賠償請求の権利があると解釈してよいのでしょうか？	事業者が受水者に対して損害賠償を請求する場面を想定していません。
307	実施方針	別紙4 リスク分担保	原水水量の減少	55	10	恒常的ではない不可抗力による原水水量の減少、原水水質の変化のリスクは、貴県が負担されるものと理解してよろしいでしょうか。	浄水場の運営権者として、事業者にリスクを負っていただく想定です。
308	実施方針	別紙4 リスク分担保	原水水量の減少	55	10	事業者が負担する「上記以外の原水水量の減少」とはどのようなものが想定されるのでしょうか。例示願います。事業者側でコントロールできない原水水量の減少については、全て貴県でご負担いただけませんかでしょうか。	例えば、濁水等による一時的な原水水量の減少などが想定されます。本事業では利用料金において、固定料金の設定により、給水量によらず一定の費用回収を可能とすることにより事業者が負うべきリスクとしています。
309	実施方針	別紙4	原水水量の減少	55	10	恒常的でない原水水量の減少によるリスクが事業者の負担となるので、水資源機構や関係者等に損害賠償を求める権利はあると解釈してよろしいでしょうか？ (例えば水源施設のトラブルによる取水不能状態となったら、それが原因で必要な送水量が確保できず企業庁から損害賠償を求められる可能性があります)	事業者が要求水準を充足する運転管理を実施している条件下で、企業庁が事業者に損害賠償を請求する場面を想定していません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
310	実施方針	別紙4	リスク分担表 原水水量の減少	55		「新たな水源開発に要する恒常的な原水水量の減少」とありますが、現状、新たな水源開発を計画しておりましたらご教示願います。	原水水量が減少した場合の措置を記載していますので、具体的な計画を示すものではありません。 なお、県は渇水時においても水道用水を安定的に供給できるよう設案ダム（2034年度完成予定）に参画しています。
311	実施方針	別紙4	リスク分担表 原水水量の減少	55		運営期間中の「原水水量の減少」について記載が修正されましたが、「県事由の一時的な原水水量の変動」もこちらのリスクとなった理由をご教示ください。	業務の見直しにより、取水場から浄水場まで一環して事業者が運営することとし、県事由の一時的な原水水量変動がなされる要因がなくなったため削除したものです。
312	実施方針	別紙4	リスク分担表 原水水量の減少	55		水量減少が「恒常的」であるか否かをどのような基準で判断するか、ご教示ください。	例えば水利権が失効するなど、水量確保が明らかにできなくなった場合を想定します。
313	実施方針	別紙4	リスク分担表 原水水量の減少	55		「原水水量の減少」の項目で、例えば三ツ口池からの取水による事業計画を提案し運用を行っているケースで、降雨不足による湯水や水源枯渇による取水制限で、森岡取水場からの取水に切り替えることで事業運営のコストが増大した場合、降雨不足や水源枯渇といった自然災害は事業者にとって予見できない不可抗力であることから、これらのリスクは県側のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	本事業では利用料金において、固定料金の設定により、給水量によらず一定の費用回収を可能とすることで事業者が負うべきリスクとする想定です。
314	実施方針	別紙4	リスク分担表 原水水質の減少	55		運営期間中の「原水水質の変化」について記載が修正されましたが、取水停止を伴うレベルの一時的な水質の変化についても民のリスクになったという理解でよろしいでしょうか。その場合、修正された理由をご説明いただけますと幸いです。	今回事業において、事業者は水安全計画に基づき、原水水質に応じた浄水場運営（取水停止の判断を含む）を行うこととしております。この判断については、恒常的・一時的の区分によらず必要なため、事業者のリスクとして整理したものです。
315	実施方針	別紙4	リスク分担表 原水水質の変化	55		原水水質の変化が「恒常的」であるか否かをどのような基準で判断するか、ご教示ください。	例えば、原水水質の変化がダムや水源施設の改修等に起因しており、将来的にも原水水質の変化が継続することが明らかな場合を恒常的と判断します。
316	実施方針	別紙4 リスク分担表	原水水質の変化	55	12	事業者が負担する「上記以外の原水水質の変化」とはどのようなものが想定されるのでしょうか。例示願います。事業者側でコントロールできない原水水質の変化については、全て貴県でご負担いただけませんかでしょうか。	例えば、豪雨による河川濁度の上昇など一時的な原水水質の悪化などが想定されます。本事業では利用料金において、固定料金の設定により、給水量によらず一定の費用回収を可能とすることで事業者が負うべきリスクとしています。
317	実施方針	別紙4	原水水質の変化	55	12	恒常的でない原水水質の変化によるリスクが事業者の負担になるので、水資源機構や関係者等に損害賠償を求める権利はあると解釈してよろしいでしょうか？	事業者が水資源機構等に対して損害賠償を請求する場面を想定していません。
318	実施方針	別紙4	リスク分担表 原水水質の変化	55		「原水水質の変化」の項目で、追加の設備投資は不要であっても、原水水質の変化に起因し、恒常的に薬品等のユーティリティ使用量が増大した場合、将来の原水水質の変化は事業者にとって予見できない不可抗力であることから、これらのリスクは県側のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	原水水質の変化が不可抗力に起因する場合は、不可抗力のリスク分担に従います。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
319	実施方針	別紙4 リスク分担表	リスク分担	55	16	薬品の使用量の変動による追加費用が「民」になっていますが、前回の質問回答のとおり、恒常的な原水水質の変化に伴う薬品使用量の追加は「官」と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおり、追加の設備投資を要する恒常的な原水水質の変化は「県」、それ以外の変化は「民」としています。 前回の質問回答で恒常的な原水水質の変化に伴う薬品使用量の追加は「官」とお示ししたことはありません。
320	実施方針	別紙4	リスク分担表 (場外管路の漏水)	55	17	「場外管路の漏水」において県の分担において「事業者の責めに帰すべき事由によらず、場外管路で生じた漏水に起因する修繕及び第三者賠償に係る費用」となり、民の分担として「上記以外のもの」とありますが、民の分担範囲についてもう少し分かりやすい定義にして頂けますでしょうか。	ご意見として承りました。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
321	実施方針	別紙4	リスク分担表	55	55頁の10、12、19	気候変動や想定外の理由により、原水水量の減少、原水水質の変化（薬品使用量の増加）が起きる可能性があります。事業者に起因する原因でなければ、設備投資の必要性とは関係なく費用負担について協議の対象となると理解してよろしいでしょうか？	浄水場の運営権者として、事業者にリスクを負っていただく想定です。
322	実施方針	別紙4	リスク分担表	55	55頁の12、19	『原水水質の変化』において、上記（追加の設備投資を要する恒常的な原水水質の変化）以外の変化のリスク分担は民となっています。また『薬品』において、薬品の使用量の変動による追加費用のリスク分担も民となっています。しかし施設老朽化や気候変動の影響により、突発的な水質変化が発生し、長期間の活性炭注入等が発生するリスクが高くなっています。突発的な事象により長期間の活性炭注入等が発生した場合など、増加費用の範囲及びその負担割合については、協議の対象になると理解してよろしいでしょうか？	現状では、継続的な活性炭注入等は、運営権者の責任で行っていただくものと理解しています。
323	実施方針	「別紙4」脚注54	需要変動	55	脚注54	「水道の利用料金は固定料金と変動料金から構成されるため、需要変動に関して事業者が負担するリスクは変動料金の部分に限られます。」とございますが、本事業は水道と工業用水水道事業の2事業にまたがる事業であり、水道の利用料金が固定料金と変動料金とあるが、工業用水事業に関するお考えはいかがでしょうか。また、この固定料金と変動料金の考え方についていかがか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
324	実施方針	「別紙4」脚注58	欄外58	55	脚注58	県が現状付保している保険についてはいかがでしょうか。また、その費用についてはどれほどかかっていますか。	県が現状付保している保険については、別紙5のとおりです。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
325	実施方針	別紙4	リスク分担表 場外管路の漏水	55	—	場外管路で生じた漏水（事業者が更新を行った箇所を除き）に起因して、事業者に損害が生じた場合については、貴県にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者が適切に保守・点検修繕を実施しており、かつ事業者が付保した第三者賠償責任保険により支払われた部分を除くものに限り県が負担する想定です。
326	実施方針	別紙4	リスク分担表 取水条件の変更	55		「取水条件の変更」に関するリスク分担が削除された理由をご教示ください。	「取水条件の変更」は原水水量の減少、原水水質の変化に内包されるため整理しました。
327	実施方針	別紙4	リスク分担表 場外管路の漏水	55		事業者が更新を行った箇所の場外管路において漏水が生じた場合であっても、事業者に帰責事由がなく、貴県に帰責事由がある場合には貴県においてリスクをご負担いただくこととなり、また、いずれにも帰責事由がなければ不可抗力等の事由ごとのリスク分担によるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	実施方針	別紙4	リスク分担表 場外管路の漏水	55		場外管路の漏水について、「上記以外のもの」が事業者のリスクとなっておりますが、「事業者の責めに帰すべき事由」のみ事業者のリスクと理解してよろしいでしょうか。	事業者が更新を行っていない箇所については、ご理解のとおりです。
329	実施方針	別紙4	リスク分担表 場外管路の漏水	55		注釈58にて、「第三者賠償については、事業者が付保した保険によって支払われた部分を除きます」との記載があります。事業者の責によらない漏水が起き、保険にて支払った結果保険料が高くなった場合の費用は県にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	保険適用による費用の増嵩は事業者負担とします。
330	実施方針	別紙4	リスク分担表 事業内容等の変更	55		「事業内容等の変更」の項目で、「その他の事由による事業内容、用途の変更に関するもの」とは、具体的にどのような事例を想定されているかご教示いただけませんかでしょうか。	事業者事由による事業内容、用途の変更に関するものを想定しています。
331	実施方針	別紙4	リスク分担表 事業内容等の変更	55		「事業内容等の変更」の項目で、事業者の責に因らない事業内容等の変更については県側のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	県の指示等、県の事由による事業内容、用途の変更を除き、事業者のリスクとなります。
332	実施方針	別紙4 リスク分担表	場外管路の漏水	55		「場外管路の漏水」において、事業者の責めに帰すべき事由かどうかの判断基準をご教授ください。	例えば、事業者による保守点検が適切に行われず、管路に損傷を与える場合などが想定されます。
333	実施方針	別紙4	リスク分担表 (情報整備に関する契約不適合)	56	6	事業終了時に民間事業者は情報整備に関する契約不適合責任を負担する一方、事業開始時に貴県は当該契約不適合責任を負担しないように見受けられます。当事者間の公平性の観点、また、民間事業者は貴県からの情報に依拠して提案を行うことから、貴県も当該契約不適合責任と同等の責任を負担するようご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承りました。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
334	実施方針	別紙4	リスク分担表 情報整備に関する 契約不適合	56		「情報整備に関する契約不適合」の項目で、「整備された情報等に契約不適合があった場合」とは、具体的にどのような事例が該当するかご教示いただけますでしょうか。	例として、要求水準書（案）第2の14により事業者が県に提供した情報に不備があった場合が挙げられます。
335	実施方針	「別紙5」	保険	57	2	場外管路を適切に管理している場合において、事業者がその保険を付保する必要がないと考える場合についての県の考えはいかがでしょうか。	別紙5に示す保険に付保することを義務としていますので、事業者が保険付保の必要性を判断するものではありません。
336	要求水準書 （案）		公告内容の変更について			今後実施方針や公告の内容に変更があった場合、大変お手数ですが新旧対照表や履歴が残ったものを公表いただけますでしょうか。	ご意見として承りました。
337	要求水準書 （案）		今後の質問・意見について			今後の質問・意見について、行の記載は無しとしていただけないでしょうか	ご意見として承りました。
338	要求水準書 （案）		体制について			事業者側の実施体制を検討するため、本事業の業務範囲である施設に関して、現在の職員様の業務量（発注規模や残量等）、経験年数等について開示いただけないでしょうか。ABC分析等があればあわせて開示いただけますと幸いです。	運営における体制は事業者提案によることから、現状開示する予定はありません。ただし、資格審査通過者を対象に個別対話、現地視察等情報収集の機会を提供することを予定しています。
339	要求水準書 （案）	第1	対象施設	2	21	「場外管路は、事業者が再整備中に巡視・点検し、再整備後に維持管理・運営する施設である」について”再整備”とは、豊橋浄水場における「着水井、高速凝集沈澱池、急速ろ過池、塩素混和池、浄水池、薬品注入設備、送水ポンプ設備、受配電設備、自家発電設備、監視制御設備、建築構造物、門扉、侵入防止柵、管理用道路等」を再整備することを指すとの意でしょうか。	ご理解のとおりです。
340	要求水準書 （案）	第1	対象施設	2	24	「場外管路は、事業者が再整備中に巡視・点検し、再整備後に維持管理・運営する施設である。」とございますが、「再整備」とは、①豊橋浄水浄水場における「着水井、高速凝集沈澱池、急速ろ過池、塩素混和池、浄水池、薬品注入設備、送水ポンプ設備、受配電設備、自家発電設備、監視制御設備、建築構造物、門扉、侵入防止柵、管理用道路等」を再整備することを指すとの意でしょうか。	ご理解のとおりです。
341	要求水準書 （案）	第1「1」 （6）脚注4	対象施設	2	脚注4	「県は引き続き工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者としての位置づけを維持し、必要な許認可の維持、料金の設定等を行う」とございますが、工業用水道施設については、公共施設等運営権方式による事業の実施対象ではないとの理解でしょうか。	工業用水道施設についても公共施設等運営権の設定対象となります。
342	要求水準書 （案）	第1（6）	対象施設	2		「豊橋浄水場における既存施設（再整備対象外）・森岡取水場・豊橋南部浄水場・大清水取水場・万場調整池取水塔は、事業者が再整備中に運転管理・保守・点検し、再整備後は維持管理・運営する施設である。」について、”再整備”とは、①豊橋浄水浄水場における「着水井、高速凝集沈澱池、急速ろ過池、塩素混和池、浄水池、薬品注入設備、送水ポンプ設備、受配電設備、自家発電設備、監視制御設備、建築構造物、門扉、侵入防止柵、管理用道路等」を再整備することを指すのか、②①に加え、森岡取水場・豊橋南部浄水場・大清水取水場・万場調整池取水塔において、順次、設備を更新することを含むいずれでしょうか。 ※それぞれの設備の「運転管理・保守・点検」から「維持管理・運営する」時期について確認するため。	再整備は、①再整備対象施設を再整備することを示します。 ②で挙げられた施設は、再整備対象施設とはならず、運営期間へ移行した後、維持管理・運営を事業者が実施するという意味です。
343	要求水準書 （案）	別紙18	事業者が目指すべき施設利用年数	2		施設利用年数について、目標耐用年数と考えてよいでしょうか。また、延命化の提案をした場合加算対象になるでしょうか。	目標耐用年数という認識で構いません。 なお、評価方法については、入札説明書等公表時に示す予定です。
344	要求水準書 （案）	第1「1」 （6）図表1	既存施設	3	図表1	要求水準（素案）では、“多重無線装置（鉄塔等）については、次期通信施設を検討中であり、今後、県にて整備する予定である。そのため、多重無線装置については撤去施設に含めない（更新対象としない）こととする。”との記載がございましたが、本施設の取り扱いはいかがお考えですか。	44ページ電気計装設備のウのとおり、「県が有する施設全体を対象とした広域送水監視制御システム及び多重無線設備等については、本事業に合わせて別途工事により更新整備を行う」と記載することで、脚注を削除しました。取り扱いは素案の時点と変わっておりません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
345	要求水準書 (案)	第1「1」 (6) 図表 1「a.」①	既存施設	3	図表1	図表1のうち”着水井、高速凝集沈殿池、急速ろ過池、塩素混和池、浄水池、薬品注入設備、送水ポンプ設備、受配電設備、自家発電設備、監視制御設備、建築構造物、門扉、侵入防止柵、管理用道路等”の”等”に含まれるものご教授ください	場内配管、配線などが含まれます。
346	要求水準書 (案)	第1「1」 (6) 図表 1「c.」	森岡取水場	3	図表1	図表1のうち、”取水施設、沈砂施設、機械設備、排砂施設、取水・導水施設、電気設備、計装設備等”の”等”はなにを指すのかご教授ください	付帯建築物、管理用道路、門扉などが含まれます。
347	要求水準書 (案)	第1章(6)	排水処理施設への給電	3	図表1 参照6	「排水処理施設内に設置されている、排水池や排泥池内の設備へ給電するための配電設備は、受配電設備に含まれる」と記載ありますが、本事業範囲として、排水処理施設への受配電設備、排水処理施設への給電ケーブル布設、端末、接続までとし、給電ケーブル接続に伴う排水処理施設の停電対応、現地調整作業（電源確認、排水処理施設再立上げ等）は、公平性の観点より、県より既存納入メーカーに別途依頼して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲とする想定です。
348	要求水準書 (案)	第1章(6)	排水処理施設への給電	3	図表1 参照6	「排水処理施設内に設置されている、排水池や排泥池内の設備へ給電するための配電設備は、受配電設備に含まれる」と記載ありますが、豊橋浄水場の運転管理上必要な既存設備で信号取合いを行っている排水処理施設の施設運転状況に伴う信号授受は、本事業範囲内という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
349	要求水準書 (案)	第1 1 (6) ア	対象施設	4	図表2	事業範囲の位置図に関して、概略図では応募者が誤解しかねないため、インフォメーションパッケージvol.2内の「13_測量成果p.84」の平面図で事業範囲を示してください。	ご意見として承りました。
350	要求水準書 (案)	第1 1 (6) エ	一時的な応急給水	5	1	一時的な応急給水として要求される水量をご教示ください。	要求水準書（案）第3-1（3）図表17記載のとおりです。
351	要求水準書 (案)	第1 1 (6) エ	対象施設	6	1	要求水準書（素案）から「豊橋浄水場の再整備後の施設能力は88,000m ³ /日」と「再整備後の」が追加となりました。再整備の定義を明確にしていたいただけますか。新施設を一部でも稼働したら再整備後となるのでしょうか。また、再整備前の施設能力についても示して頂けますか。	豊橋浄水場再整備業務着手における施設能力は104,900m ³ であり、全ての新施設稼働時の施設能力は88,000m ³ を要求水準としています。再整備期間中（新施設一部の稼働含む）における施設能力の変動については工程を踏まえてご提案いただきますが、図表17「浄水・送水施設能力等」エにおける能力減少の範囲内に抑える必要があります。
352	要求水準書 (案)	第1 1 (6) オ	対象施設	6	11	「対象施設が立地する土地は、運営権設定対象施設に含まないものとする。」とありますが、既設施設を撤去した跡地を運営期間において自由に使うことができないという意図でしょうか。	県から貸し付けを受けたうえで、事業者は土地を使用することができます。
353	要求水準書 (案)	第1 1 (6)	対象施設	6	20	「脱水設備において、汚泥性状・帰責者を明確にすること。」とありますが、帰責者を明確にできない場合も考えられますが、その場合、どのような処置となるのでしょうか。	県、事業者による協議により取り扱いを決定します。
354	要求水準書 (案)	第1 1 (6) カ	対象施設	6	20	「脱水設備において、汚泥性状の変化に起因した障害（要求水準未達、設備故障、修繕頻度増加等）が発生した場合には、当該事業者は汚泥性状の変化の原因究明を行い、帰責者を明確にすること。」における「当該事業者」は、本事業の事業者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	要求水準書 (案)	第1 1 (6) カ	対象施設	6	27	ケーキヤードからの汚泥の搬出もPFI事業範囲内ではないかと思われませんが、ケーキヤードにおける汚泥性状の変化に関し、PFI事業者と当事業者の責任分界は明確になるのでしょうか。	汚泥性状の変化が発生した時期と新施設運用の時期が一致するなどの状況把握に務めることで明確になるものと想定しています。
356	要求水準書 (案)	別紙20	第4.1(2) 運転管理、保守・点検、水質管理」として実施する保守・点検の詳細	7		県及び事業者が協調して実施する業務項目について、どのような場面での行為を指すでしょうか。点検や工事を指すのでしょうか。	再整備期間中において、県が行う法定点検等の業務を示します。事業者が行う運転管理との協調が必要と考えます。
357	要求水準書 (案)	図表6	本事業において事業者が実施する業務と期間	10		「要求水準書（素案）」では、撤去施設が明記されていましたが、「要求水準書（案）」では消えています。「撤去施設」の取扱いについてご教授願います。	要求水準書（素案）における撤去施設については、図表1における豊橋浄水場既存施設のうち、再整備対象とする施設として整理しています。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
358	要求水準書 (案)	別紙2 1	第4. 1 (3) 運転管理、保守・点検、水質管理」として実施する保守・点検の詳細	10		日常点検のフェンス等の点検やフロック形成池でのフロック状況及び沈でん池での沈でん状況の巡視について、IoTを活用した監視で代用する提案は可能でしょうか。また、フェンス等一部の部分についてフェンス以外該当する場所をご教示ください。	IoTを活用した監視で代用する提案を妨げるものではありません。フェンス「等」とは、場内巡視において目視確認が可能な、門扉、管理用道路、外構等を指します。
359	要求水準書 (案)	別紙2 1	第4. 1 (4) 運転管理、保守・点検、水質管理」として実施する保守・点検の詳細	10		送配水ポンプの吸気弁及び真空破壊弁点検の詳細を教えてください。	送配水ポンプの補機である、真空ポンプ補給水槽を点検清掃する際に実施する真空ポンプ試運転において、吸気弁及び真空破壊弁の動作確認を行っています。
360	要求水準書 (案)	別紙2 1	第4. 1 (2) 運転管理、保守・点検、水質管理」として実施する保守・点検の詳細	11		小修繕に関する業務内容を、軽微な修繕内容と読み替えていいのでしょうか。(7) その他、必要と認められる軽微な故障時の定義をご教示願います。	別紙21の「小修繕」は軽微な修繕とご認識ください。(7)については、(1)～(6)で示す内容と同程度の作業量を要する修繕を示します。
361	要求水準書 (案)	第1「2」 (2)オ	カーボンニュートラルの推進	15	10	「再生可能エネルギー由来の電力の調達等」とございますが、再整備期間における電力調達については、県において実施されるものと存じます。カーボンニュートラルを推進する愛知県において、再エネ電源を調達することも必要と県の計画にも盛り込まれていると思われそうですが、調達する見込みがないとの理解でしょうか。調達される場合、いつから調達されることを想定されていますか。	県では、「愛知県環境物品等調達方針」や「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」を定め、一定の入札要件を満たす企業からの電力調達に努めていますが、電力市場の動向次第であり、具体的な見通しを示すことが困難です。
362	要求水準書 (案)	第1 2 (5)ア	処理水量と処理水質	15	28	「事業者は豊橋浄水場水安全計画に示す評価基準値を達成できるよう水処理を行うこと」とのことですが、原水水質は要求水準書で提示していただけるのでしょうか。	原水水質に応じて取水停止等の判断について水安全計画に記載しており、事業者には水安全計画に基づく判断を行うことを要求水準として求めています。なお、原水水質を要求水準書で示す予定はありません。
363	要求水準書 (案)	第1. 2. (5)ア	処理水量と処理水質	15	30	「豊橋浄水場水安全計画に示す評価基準を達成できるよう水処理をおこなうこと」とありますが。評価基準を提示願います。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
364	要求水準書 (案)	第1 2 (5)イ	災害対策	16	7	「想定外の規模の事象・・・が発生した場合であっても、浄水場が危機的な状況に陥る可能性が小さくなるように、対策を検討すること」とありますが、対策はどのように提示することを求めるのでしょうか。また、「危機的な状況に陥る可能性が小さくなる」ことをどのように審査・評価されるのでしょうか。	事業者選定に係る評価基準等については、入札説明書等公表時に示す予定です。なお、本項における、いわゆる減災に向けた検討については、事業提案時のみならず、再整備業務における設計結果として提案いただくことも想定しています。
365	要求水準書 (案)	第1「2」 (5)ウ	土木構造物・設備の耐用年数	16	11	「なお、本事業期間終了後1年以内にこれらの構造物が本要求水準書に示された性能を下回った場合、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。」とございますが、事業延長の協議を行い、事業期間を延長する場合には、その協議開始時期をできる限り早くいただくとの(少なくとも数年前から)理解でよろしいでしょうか。事業期間における設備の修繕計画等への影響があるため	不可抗力事象の発生等が生じるタイミングにもよりますが、事業延長の協議は可能な限り早く実施することを想定しております。
366	要求水準書 (案)	第1 2 (5)ウ	土木構造物・設備の耐用年数	16	23	土木構造物や建築構造物、設備の構造形式などの具体的な指定はなく、法定耐用年数を確保する仕様とされています。構造形式により法定耐用年数が異なります。法定耐用年数が長いものを提案すると高く評価されるのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
367	要求水準書 (案)	第1「2」 (6)	委託に関する事項	17	3	効率的かつ合理的な事業運営を行う上で、統括運営業務の一部を外部に委託(総務・経理業務や地域貢献・普及啓発業務の一部等)することも考えられますがいかがお考えでしょうか。	県として、本事業のマネジメントを主体的に実施することを事業者に望んでいます。そのため、本事業のマネジメントに関する業務である「統括運営業務」については、委託等を禁止しています。「統括運営業務」のうち、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ありません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
368	要求水準書 (案)	第1「2」 (6)	委託に関する事項	17	3	なお、まさしく事業運営に係ることの1つであり、仮に回答として「県との協議により決定する」とした場合においても、県の意向によっては事業運営の自由度に関わるますが、現時点でその対象とする業務範囲や、考え方についても整理いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	県として、本事業のマネジメントを主体的に実施することを事業者に望んでいます。そのため、本事業のマネジメントに関する業務である「統括運営業務」については、委託等を禁止しています。「統括運営業務」のうち、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ありません。
369	要求水準書 (案)	第1、2、(6)	委託に関する事項	17	3	統括運営業務については委託等を禁ずると記載がありますが、委託した方が効率的となる業務については委託可としていただけませんか。	県として、本事業のマネジメントを主体的に実施することを事業者に望んでいます。そのため、本事業のマネジメントに関する業務である「統括運営業務」については、委託等を禁止しています。「統括運営業務」のうち、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ありません。
370	要求水準書 (案)	第1 2 (6)	委託に関する事項	17	3	「統括運営業務等については委託を禁ずる」とされておりますが、構成企業に対しての委託は認めないという主旨になりますでしょうか。もしその場合、構成会社への委託を禁止とされる理由をご教示ください。	県として、本事業のマネジメントを主体的に実施することを事業者に望んでいます。そのため、統括運営責任者等についても、事業者と直接的な雇用関係にある者を義務付けています。本事業において、委託等を禁止している「統括運営業務」は、本事業のマネジメントに関する業務であるため、構成企業に対しても委託等を認めない形としています。なお、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等いただくことは問題ありません。
371	要求水準書 (案)	第1 2 (6)	委託に関する事項	17	6	受託者とは、事業者から委託等を受託する者と理解してよろしいでしょうか。再委託先とは、受託者が委託する者と理解してよろしいでしょうか。受託者等、再委託先等の等は、どのような者を想定されていますでしょうか。	受託者、再委託先の解釈については、ご理解のとおりです。受託者等、再委託先等の「等」については、委託という方式に限らず、製品の調達元などを示すために「等」としています。
372	要求水準書 (案)	第1 2 (6)	委託に関する事項	17	7	「豊橋市に一部業務を委託することも可能とする」とありますが、どのような業務が想定されますでしょうか。委託する業務を例示願います。	現状において豊橋市が実施している水質検査業務、施設点検業務、有資格者業務などを想定しています。
373	要求水準書 (案)	第1「3」	事業者が付保すべき保険	17	13	県企業庁において、当該箇所への保険の付保はなされていますか。事業者に付保することを義務化される具体的な理由をご教示ください。	現在、県において当該保険に加入しています。本事業において導水管路の公共施設等運営権を事業者に設定するにあたり、事業者に付保義務を設定したものです。
374	要求水準書 (案)	第1 4	遵守すべき関係法令等	18	22	経済安全保障法に関して、事業者が供給者等として求められる処置を講じなければならないとありますが、どのような措置を想定されているのかをご教示下さい。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
375	要求水準書 (案)	第1 4	遵守すべき関係法令等（経済安全保障推進法）	18	24	経済安全保障推進法に基づく諸手続きについて企業庁様に協力することとなっておりますが、具体的な業務内容（作成が必要な書類様式、作成頻度等）をご教示いただけますでしょうか。また、当事業開始前に企業庁様が作成された資料を、事業開始後に事業者にも共有いただくことは可能でしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。また、県が作成した当該資料を事業者にも共有することは可能です。
376	要求水準書 (案)	第1 4	遵守すべき関係法令等	19	10	土壌汚染対策法の適用に関して、インフォメーションパッケージvol.2にて提供された土壌汚染調査結果（資料番号12）はいわゆる残土調査結果であり、土壌汚染対策法に基づいた調査には該当しないものと思料いたします。本事業は土壌汚染対策法第4条第1項に定める土地の形質の変更に係る届出の対象と考えられます。届出に必要な地歴調査は本事業開始までに終了しているとの理解でよろしいでしょうか。また、届出の結果、調査命令が発出された場合の対応については設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法上の届出等再整備に必要な事務手続きは事業範囲に含まれます。また、届出の結果、調査命令等が発出されるなど、当初想定しえない事由による影響については県がリスクを負う想定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
377	要求水準書 (案)	第1 5	適用する仕様書等	19、20		官民連携事業は事業者の創意工夫が要求されます。国や公益社団法人が発行している仕様書等は準拠する必要があると考えますが、愛知県が発行している「設計基準（水道編）」等は創意工夫が発揮できないと考えます。これらは参考程度にし、あくまで事業者提案を重視するという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
378	要求水準書 (案)	第1章5	適用する仕様書等	20	25	適用する仕様書として、「その他本事業において必要なもの」とありますが、ここに列記されている基準、指針、仕様書等の他に県が要求するものがあれば具体的にご教示ください。	標準的なものとして列記しております。その他事業者が提案する施設構造や管理手法に起因し、事業実施に必要なものがあれば本項に該当するものと想定しています。
379	要求水準書 (案)	第1 5	適用する仕様書等	20	16・18	適用指針に設計基準（水道編）愛知県、土木工事標準仕様書【追録】水道工事編（愛知県）とありますが、管種選定等も上記基準に準拠すべきでしょうか。	管種選定等について、設計基準（水道編）愛知県、土木工事標準仕様書【追録】水道工事編（愛知県）に準拠する想定です。
380	要求水準書 (案)	第2 3 (1)	総務・経理業務 基本的な考え方	24	9	文書等の管理規則または管理要領は、事業者自身が事業者の判断で規定できるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書等において義務付けられている事項以外については、ご理解のとおりです。
381	要求水準書 (案)	図表13	注釈20	25	-	水道用水供給事業と工業用水道事業兼用の業務に共通して要した費用の配賦について、「合理的な配賦基準」の想定をご教示いただけますでしょうか。	流量、エネルギー消費量、作業量、人員配置数など様々な基準によるものと想定しますが、配賦を必要とする費用の具体性が不明なため、明確な配賦基準を示すことができません。入札にあたり必要であれば、個別対話において配賦の対象とする費用を具体的にご提示の上、県にご相談ください。
382	要求水準書 (案)	第2「3」 (2)図表13 脚注20	財務管理に係る特 記事項	25	脚注20	「20 水道用水供給事業と工業用水道事業兼用の業務に共通して要した費用については、合理的な配賦基準に従って各事業に配賦すること。また、配賦基準は、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更してはならない。」とございますが、アロケ率の設定等については、全て事業者提案とのお考えでしょうか。なお、現時点のアロケの考え方についてご教授ください。	流量、エネルギー消費量、作業量、人員配置数など様々な基準によるものと想定しますが、配賦を必要とする費用の具体性が不明なため、明確な配賦基準を示すことができません。入札にあたり必要であれば、個別対話において配賦の対象とする費用を具体的にご提示の上、県にご相談ください。
383	要求水準書 (案)	第2 3 (2)	注釈20	25		「水道用水供給事業と工業用水道事業の業務に共通して要した費用について、合理的な配賦基準に従って各事業に配賦すること。」とありますが、現状はどのように配賦されているのかご教授願います。また、共有施設において、施設の運営業務上、民間事業者では知り得ない留意点等があればご教授願います。	流量、エネルギー消費量、作業量、人員配置数など様々な基準によるものと想定しますが、配賦を必要とする費用の具体性が不明なため、明確な配賦基準を示すことができません。入札にあたり必要であれば、個別対話において配賦の対象とする費用を具体的にご提示の上、県にご相談ください。
384	要求水準書 (案)	図表14	県に提出する財務 諸表	26	-	財務諸表の単位として、「水道用水供給事業」「工業用水事業」「任意事業」を区分経理する必要があるとの認識ですが、区分経理すべき「水道用水供給事業」と「工業用水事業」の対象範囲を明確にいただけますでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
385	要求水準書 (案)	第2 3 (2)	財務管理に係る特 記事項	26	図表14	再整備期間においては法人と任意事業、運営期間においては法人と水道用水供給事業と工業用水道事業と任意事業ごとに、財務諸表に加え個別注記表の作成が必要とされているものと思われます。1つの法人ですべての事業を担うことになると思われるところ、収支については事業ごとに把握することはできると考えますが、一方で貸借対照表やキャッシュフロー計算書については作成が困難と考えます（例えば、事業ごとに借入をしたり、出資をしたりするという事はない）。この点、事業ごとに作成する際の考え方についてご教示いただけますと幸いです。	水道事業に関しては、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」において区分経理が求められており、任意事業に関しては独立採算であることを確認するため、区分経理を求めています。ご質問のとおり、事業ごとに資金調達をしないことは理解していますので、事業に共通して発生する収支については、合理的と考えられる配賦基準を事業者で設定し、各事業に配賦のうえ、事業ごとの財務諸表を作成して下さい。例えばご質問の資金調達に関しては、法人としての資金調達額を事業ごとの支出総額の比率で配賦する方法が考えられますが、他の合理的と考えられる配賦基準で配賦することも差し支えありません。
386	要求水準書 (案)	第2, 4	セルフモニタリン グ業務	28	3	ガバナンス実施計画は事業者が作成するのでしょうか。それとも、貴県において作成されるのでしょうか。	「ガバナンス実施計画書」は事業者が作成するものです。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
387	要求水準書 (案)	第2.6 (2)	業務継続計画書	29	12	「豊橋浄水場再整備事業BCPについては、2026年3月31日までに県と協議し」とあります。要求水準書案3ページで再整備対象となっている既存施設に対するBCPを2026年3月31日までに策定する、という理解でよろしいでしょうか。	再整備対象となっている既存施設に対するBCPを示すものではなく、事業期間中に事業者が災害時に行う業務を継続するための計画を示していただく予定です。
388	要求水準書 (案)	第2.6 (2)	業務継続計画書	29	12	提案した設備に従ってBCPを作成します。すなわちBCPを承認してもらうために、提案設備について変更を県から求められることはないという理解でよろしかったでしょうか。補足しますと、BCP策定にあたっては「大雨（中略）を十分想定し、作成する事」とありますが、降雨量やどれだけ事業継続せねばならないか、など明確な条件付けがありません。従ってBCPで策定した大雨対策が県から承認されず、結果として設備変更を県から指示されることは起こりえないと考えております。	危機管理業務における事業継続計画書の作成は、災害等緊急事態が発生した場合においても、本事業において事業者がサービス提供の継続に尽力することを求めるものであり、設備変更を指示することを想定していません。
389	要求水準書 (案)	第2章 9 (1)	基本的な考え方	31	10	「水素技術の実装は、豊橋浄水場に加えて、森岡取水場、豊橋南部浄水場、大清水取水場、万場調整池取水塔において実施することも可能とする」と記載頂きましたが、どの施設で水素技術の実装を検討するかは事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
390	要求水準書 (案)	第2章 9 (1)	基本的な考え方	31	10	水素技術の実装を豊橋浄水場に加えて森岡取水場等も可能であると記載が御座いますが、再整備が行われる豊橋浄水場以外の機場においては、実装に向けて既設設備との関りが発生することが想定されます。実装実現に向けた課題等の把握を目的に、再度、水素技術活用に関する貴県との個別対話の場を設けて頂けないでしょうか。	資格審査通過者を対象に個別対話、現地視察等情報収集の機会を提供することを予定しています。
391	要求水準書 (案)	「9」(1)	基本的な考え方	31	10	「水素技術の実装は、豊橋浄水場に加えて、森岡取水場、豊橋南部浄水場、大清水取水場、万場調整池取水塔において実施することも可能とする。」とございますが、豊橋浄水場に限定せず広域での最適な設備形成を志向される観点から、豊橋南部浄水場等の他施設において活用可能と想定される用地があればご教示ください。	森岡取水場、豊橋南部浄水場、大清水取水場、万場調整池取水塔における活用可否の判断は、図面等によりご確認ください。具体的な水素技術導入の手法選定と合わせ、事業者にて提案していただく想定です。
392	要求水準書 (案)	第2 9 (1)	脱炭素推進業務	31	10	「水素技術の実装は、豊橋浄水場に加えて、森岡取水場、豊橋南部浄水場、大清水取水場、万場調整池取水塔において実施することも可能とする。」とありますが、新技術の積極的な導入を目的としている豊橋浄水場運営業務、豊橋南部浄水場運営業務（実施方針P20）での実施ということでしょうか。	新技術の導入については、豊橋浄水場運営業務、豊橋南部浄水場運営業務での実施に限るものではありません。
393	要求水準書 (案)	第2 9 (1)	脱炭素推進業務	31	10	「水素技術の実装は、豊橋浄水場に加えて、森岡取水場、豊橋南部浄水場、大清水取水場、万場調整池取水塔において実施することも可能とする。」と変更になりましたので、再度、水素技術に関する個別対話を開催して頂けますか。	資格審査通過者を対象に個別対話、現地視察等情報収集の機会を提供することを予定しています。
394	要求水準書 (案)	第2. 9. 欄 外注記25	脱炭素推進業務	31	33	水素技術の導入に関する業務は「第3. 豊橋浄水場に関わる業務」（豊橋浄水場再整備業務）の一部と位置付けられることになると理解しておりますが、その対価（貴県が負担される費用）は、豊橋浄水場再整備業務に関するサービス購入料には含まれず、提案書での提案内容に基づき別途お支払いいただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。また、この点は、水素技術の実装が森岡取水場、豊橋南部浄水場、大清水取水場又は万場調整池取水塔において行われた場合においても変わらない（その費用を「第3. 豊橋浄水場に関わる業務」、「第4. 豊橋南部浄水場に関わる業務」、「第5. 場外管路に関わる業務」に関する対価とは別にお支払いいただける）と理解して相違ありませんでしょうか。	水素技術活用に係る費用についてサービス購入料A～Gのいずれにも含まず、別途県が負担する想定です。
395	要求水準書 (案)	「9」(4)	燃料転換等に関する検討	32	17	・・・バイオマス等のCO2フリーのエネルギー源との記載がございますが、どのような趣旨で記載されていますか。上記記載の例示のものは、排出量がゼロではないかと思えます。	「CO2フリーのエネルギー源」を「CO2排出量の少ないエネルギー源」に修正します。
396	要求水準書 (案)	「9」(4)	燃料転換等に関する検討	32	19	太陽光発電や小水力発電等の”等”について何を想定されているかご教授ください。	再生可能エネルギーの調達を太陽光発電、小水力発電に限らず、事業者提案がなされるであろう様々な可能性を考慮し、「等」と記載しています。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
397	要求水準書 (案)	「9」(5)	水素技術の検討及び導入	32	21	水素技術活用に関わる費用”は“豊橋浄水場の再整備に要する費用(約378億円想定)”に含まれるとの見解を示されたものと理解しますが、実施方針等の記載事項との整合性の観点から、費用区分整理について改めて見解を伺いたい。	再整備に要する費用約378億円に水素技術活用に係る費用を含みますが、サービス購入料Aには含みません。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
398	要求水準書 (案)	第2章 9 (5)	水素技術の導入	32	24	水素技術の実装において、水素発電による場内電力供給を検討した場合、本事業で更新対象となっていない森岡取水場、豊橋南部浄水場、大清水取水場、万場調整池取水塔において、水素技術による場内電力供給を検討した場合、既存受配電設備等の既設改造は、本事業範囲外で別途、県にて発注頂けるという理解でよろしいでしょうか。	既存受配電設備等の既設改造も本事業範囲内として行っていただく想定です。
399	要求水準書 (案)	第2章 11 (3)イ	施設公開	34	4	「小鷹野浄水場と豊橋浄水場の合同見学会等の普及啓発活動の実施」と追記されましたが、合同見学会は年間何度ほど実施されるものかご教示願います。	回数は見学要望次第ではありますが、年数回程度を想定しています。
400	要求水準書 (案)	第2章 11 (3)イ	施設公開	34	4	小鷹野浄水場との合同見学会について、直近2カ年程度の間での具体的な実施回数や1回あたりの人数・所要時間をご教示ください。	豊橋市主催のイベント(春の一般公開、水フェス)において、展示ブースでの水道水PRを県と市合同で実施しています。2日間(土日、10時~15時)の開催で、来場者は両日とも500名程度です。また、小学校の社会見学は1回当たり、1時間から2時間程度で最大160名程度となり、年数回程度の実績があります。
401	要求水準書 (案)	第2章 11 (3)ウ	苦情等への対応	34	9	県民等からの苦情・要望等について、直近2カ年程度の間での具体的な苦情等の内容や件数をご教示ください。	敷地北側(着水井~1号沈澱池)の除草が遅れ、近隣住民から苦情を受けたことがあります。
402	要求水準書 (案)	第2章 12 (1)	組織運営業務	34	22	「統括運営責任者や豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路責任者は、事業者と直接的な雇用関係にある者」とありますが、代表企業や構成企業からSPCへ出向する場合、通常の在籍型出向であれば、出向契約を締結することで、SPC(出向先)との間に直接的な雇用関係が生じ、当該要件を充足すると理解しております。もし通常の在籍型出向であるにもかかわらず上記要件を充足しない場合があれば、想定されるケースをご教示頂けますでしょうか。	在籍型出向であるにもかかわらず、要件を充足しないケースについて、現時点で想定しているものはありません。
403	要求水準書 (案)	第2章 12 (2)ア	統括運営責任者の配置	35	2	統括運営責任者の「頻繁な変更」を避けるようきていされておりますが、人事異動による異動が約3~4年に一度発生することが予想されます。この程度であれば「頻繁な変更」には当たらないという理解でよろしいでしょうか。	「頻繁な変更」に関する規定は削除します。
404	要求水準書 (案)	第2章 12 (2)ウ	県への報告	35	16	「やむを得ず本事業期間中に統括運営責任者を変更する場合」とのことですが、事業者および構成企業の都合により、統括運営責任者を変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。本事業期間という長期間において、貴県が指すやむを得ない事由以外の事由により変更を希望することも想定しております。「やむを得ず本事業期間中に」は削除していただきたいと考えております。	「やむを得ず本事業期間中に」は削除します。
405	要求水準書 (案)	第2章 12 (3)ア	水道施設運営等事業技術者	35	25	「運営期間中、水道施設運営等事業技術者管理者を1名配置する」とありますが、再整備期間中の配置は不要との理解でよろしいでしょうか。	再整備期間中における水道施設運営等事業技術者管理者の配置は不要です。
406	要求水準書 (案)	第2章 「13」 (1)	基本的な考え方	36	24	「会議体」を設置することについて、その運営に係る費用等については県および事業者とで按分する等の枠組みとするお考えはございますか。また、会議の開催にあたっては、県庁での対面のみならず、Webの開催、別の場所での開催等も前提とするのと理解でよろしいでしょうか。	会議体の運営に関わる費用については、人件費が主なものとなる想定であり、県側の人件費は県が、事業者側の人件費は事業者が負担する想定です。また、会議の実施にあたっては、県庁での開催や別の場所(豊橋浄水場や豊橋南部浄水場等)、WEBでの開催も考えられますが、詳細については各会議体における協議で決定する想定です。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
407	要求水準書 (案)	第2 13 (3) イ	運営期間 県による実績評価	37	8, 13	運営期間の企業庁様による実績評価について、実施頻度はどのように想定されているかご教示いただけますでしょうか。また財務諸表の確認等のモニタリングの実施頻度はどのように想定されていますでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
408	要求水準書 (案)	第2 14 (2)	施設機能確認	38	16	注釈29に「水道施設更新指針等に基づく評価」との記載がありますが、同指針は「適用する仕様書等」への記載がありません。機能確認のための指針となる図書につきまして、具体的にご教示下さい。	水道施設更新指針は、あくまでも想定として挙げております。そのため、「適用する仕様書等」に記載しておりません。水道施設更新指針以外に、ふさわしい指針があれば、事業開始後に県に提案をしてください。事業者から特段提案がなければ、水道施設更新指針を機能確認の際に使用することを想定しております。
409	要求水準書 (案)	第2 14 (2)	施設機能確認	38	18	「継続して維持管理することに支障のない状態（通常の経年変化によるものを除く。）であること」のうち、（通常の経年変化によるものを除く）としたお考えをご教示ください。	「通常の経年変化によるものを除く」は削除します。
410	要求水準書 (案)	第2 14 (2) ア	施設等の引渡し	38	23	耐用年数を経過しているが、引き継ぎ時点で正常に機能しており、事業者が1年以内に更新する必要がないと判断した資産の場合、「本事業期間終了後1年以内に更新を要することのない状態」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
411	要求水準書 (案)	第2 14 (2)	施設機能確認	38	23	事業期間終了時に対象施設が要求水準書所定の性能、機能を満たすこと及び当該終了後1年以内に更新を要することのない状態であることを要することですが、かかる要件充足の有無は、事業期間終了に際して貴県及び事業者が立ち合いの上で確認するという理解で相違ありませんでしょうか。また、当該確認の上で引渡しを行った後1年以内に更新を要する事態が生じた場合であっても、事業者は、自己に帰責事由がある場合を除き、責任を負わないものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
412	要求水準書 (案)	14 (3)	本事業終了後の更新計画書 (案)	39	14	本事業終了日の180日前までに提出する本事業終了後の更新計画書 (案) は、何年分の更新計画が求められるでしょうか。	本事業終了後、各設備の次期更新が行われるまでの期間を想定しております。
413	要求水準書 (案)	第3 1 (1)		40	5	周辺的生活環境に配慮した提案をするうえで豊橋浄水場周辺道路の地下埋設物机上調査を実施したく計画しております。その際、他企業埋設物管理者から当該事業の物件名、発注者名、発注者ご担当者様を問われることがあります。調査申請時に「豊橋浄水場再整備等事業」という物件名を回答してもよろしいでしょうか。また、ご発注部署は「愛知県企業庁 水道計画課 連携推進グループ」としてもよろしいでしょうか。	契約前においては、物件名として「豊橋浄水場再整備等事業」、発注部署として「愛知県企業庁水道計画課連携推進グループ」の名称での申請は控え、事業者の責により実施してください。ただし、埋設物管理者に対し事情（本件受注に関する事前調査であり、調査の発注者は県でないこと等）を説明の上、埋設物管理者の指示に従い、物件名「豊橋浄水場再整備等事業」、発注部署名「愛知県企業庁水道計画課連携推進グループ」と記載することについては差し支えありません。
414	要求水準書 (案)	第3 1 (2)	事前調査	40	6	本事業では既設沈澱池、ろ過池を撤去するのみでも3,000㎡以上の土地の形質変更にあたると思われますが、土壌汚染対策法上の届け出や汚染が無いことを証明するための調査等は事業の範囲に含まれますでしょうか。また、提案当時に想定しえない事由により、調査等に時間を要し（再調査が必要になる等）、再整備期間に影響をきたしてしまう場合の工期遅延や追加費用のリスクは、不可抗力リスクとして貴県にて負っていただく、という理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法上の届出等再整備に必要な事務手続きは事業範囲に含まれます。また、土壌汚染が確認されるなど、当初想定しえない事由による影響については県がリスクを負う想定です。
415	要求水準書 (案)	第3 1 (2)	事前調査	40	7	「豊橋浄水場再整備等事業実施方針 (案)」に関する質問72に対し、「後日、土壌汚染調査の結果をインフォメーションパッケージで提供します。確認して、追加調査が必要か判断してください。」と回答をいただきました。追加調査が必要になった場合、その調査や届出に係る費用は本事業費に含まれずまた、調査による工期遅延等のリスクも貴県にあると理解してよろしいでしょうか。	土壌汚染調査始め事前調査に係る費用及び工程はサービス購入料A及び再整備期間に含まれます。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
416	要求水準書 (案)	第3 1 (2)	事前調査業務	40	7	「実施方針(案)に対する質問及び回答」7頁の番号72の質問に対して、土壌汚染調査結果についてはインフォメーションパッケージを確認の上で、追加調査が必要か判断することとされていますが、一方で事前調査業務には土壌汚染調査の項目がありません。再整備着手前に協議し、土壌汚染調査について追加調査が必要と判断された場合は変更対象であると理解してよろしいでしょうか。また、追加調査の結果、土壌汚染が確認された場合には再整備着手時期への影響や対策に伴う工事費の増加が懸念されますこれらについても変更対象と考えてよいでしょうか。	土壌汚染対策法上の届出等再整備に必要な事務手続きは事業範囲に含まれます。また、土壌汚染が確認されるなど、当初想定しえない事由による影響については県がリスクを負う想定です。
417	要求水準書 (案)	第3 1 (2)イ	地下埋設物調査	40	19	事業者となった場合に地下埋設物調査を行うこととなっています。一方、事業者となるためには創意工夫を発揮した現実的な提案を行う必要があります。豊橋浄水場再整備を提案するためには難易度の高い施工計画を立案する必要があり、別紙4の平面図だけでは十分といえないと思います。各種資料が公表されていますが、最新の情報が整理されておりません。平面図だけではなく、断面図も示してください。	既存図書を開覧する機会を設けましたので、ご確認いただいているものと考えます。また、資格審査通過者を対象に個別対話、現地視察等情報収集の機会を提供することを予定しています。
418	要求水準書 (案)	第3 1 (2)オ	調査実施に当たっての留意事項	41	3	「提供する既存図面については、(以下略)」とありますが、5月22日付インフォメーションパッケージの“ボーリング調査(S39)”に記載のボーリング柱状図データが不鮮明で読み取れない箇所があります。鮮明なものを提供いただけないでしょうか。	資料が古いものであり、原本が同程度の状態ですので鮮明なものはありません。
419	要求水準書 (案)	第3 1 (3)ア (イ)	既存施設を運用しながらの再整備	41	14	施工方法や切替方法等を検討するため、一時的に許容される施設能力減少について、具体的な条件(期間、処理能力)についてご教示ください。	要求水準書(案)42ページ図表17の浄水・送水施設能力等に記載したとおりです。
420	要求水準書 (案)	第3 1 (3)ア (エ)	施設整備にあたっての公聴会の開催等	41	33	公聴会を開催し、特別許可を得るにあたり、入札時に提案した施設の階高や地下の深さから変更した場合は契約変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	見直しの規模次第と考えます。構造の見直しにより費用の増減が認められない場合、設計結果の承認により対応する想定です。
421	要求水準書 (案)	第3 1 (3)ア (エ)	再整備にあたっての公聴会の開催等	41	34	事業者が構造物の性状を示した場合、公聴会に参加させるべき利害関係者の情報を頂けると理解してよろしいでしょうか。	資格審査通過者を対象に、当庁が保有する情報を提供する想定です。
422	要求水準書 (案)	第3 1 (3)エ	公聴会の開催等	41	脚注31	建築物の用途制限内での再整備を行う場合、建築基準法第48条に基づく公聴会は不要と理解していますが、再整備事業全般に関する「近隣説明会」は開催することが望ましいと思料いたします。このような近隣説明会を企業庁様が主体となって開催されるという理解でよろしいでしょうか。	事業全般の透明性確保及び事業全般への理解を求めするために必要な措置は県で実施を判断します。この場合、事業者には措置への協力を求めることがあります。なお、事業者の業務の範囲において必要な近隣説明は事業者が主体となって開催する想定です。
423	要求水準書 (案)	第3 1 (3)ア (オ)	小鷹野浄水場への非常用電源の供給	42	3	豊橋浄水場へ設置した非常用発電機から自営線で会計主体が異なる事業者(豊橋市)へ電力供給するケースでも、電気事業法上の小売電気事業登録等は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	電気事業法上の小売電気事業登録は必要ありません。
424	要求水準書 (案)	第3 1 (3)ア (オ)	小鷹野浄水場への非常用電源の供給	42	5	提案に反映するために提案段階において協議を行うことは可能なのでしょうか。出来ない場合に、協議によって提案が履行できない場合の取扱いをご教示ください。また、提案に見直しが必要となった場合には追加費用を請求できるという理解でよろしいでしょうか。	資格審査通過者を対象に個別対話等を実施する予定です。履行の可否の確認が必要な内容については、対話等でご確認ください。
425	要求水準書 (案)	第3 1 (3)イ	各施設の要求水準	42	10	項目「構造物撤去」アにおいて、「既存施設(再整備対象)の構造物は全て撤去」とありますが、新たな施設が配置される範囲については、杭や構造物を残置することは可能でしょうか。	原則として撤去対象となります。ただし、新設と同等の性能が認められる場合に限り、新たな施設構築にあたって既存施設を部材や構造の一部として流用することを認めます。また、廃掃法に準拠する限り残置することを認めます。
426	要求水準書 (案)	第3 1 (3)イ	各施設の要求水準	42	15	項目「構造物撤去」ウにおいて、撤去対象となる場内配管等は全て撤去し、撤去対象となる場内配管の施工区分の詳細は入札説明書等でお示しいただくと記載されています。配管撤去工の対象範囲は「豊橋浄水場全面更新基本設計業務委託」で想定された範囲と同じと考えてよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
427	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	各施設の要求水準	42	15	項目「構造物撤去」ウにおいて、撤去対象となる場内配管等は全て撤去し、撤去対象となる場内配管の施工区分の詳細は入札説明書等でお示しいただけると記載されていますが、既設場内配管の中でも、本事業に影響を及ぼさない等をご判断いただいた場内配管については、撤去対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
428	要求水準書 (案)	第3 1 (3)	浄水・送水施設能力	42	20	災害時は、豊橋線へは何m3/d送水することが要求水準なのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
429	要求水準書 (案)	第3 1 (3)	浄水・送水施設能力	42	20	豊橋線へは何m3/d送水することが要求水準なのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
430	要求水準書 (案)	第3 1 (3)	浄水・送水施設能力	42	23	第一新城線へは何m3/d送水することが要求水準なのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
431	要求水準書 (案)	第3 1 (3)	浄水・送水施設能力	42	23	第二新城線へは何m3/d送水することが要求水準なのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
432	要求水準書 (案)	第3 1 (3)	浄水・送水施設能力	42	23	災害時は、第一新城線へは何m3/d送水することが要求水準なのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
433	要求水準書 (案)	第3 1 (3)	浄水・送水施設能力	42	23	災害時は、第二新城線へは何m3/d送水することが要求水準なのでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
434	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	各施設の要求水準	42	26	施設更新時の一時的な施設能力減少について、沈殿池1池撤去時の能力を想定した水量で5年間程度能力減少を許容するとあります。要求水準水準(素案)の回答(番号621)ではこの5年に対して「県との協議をもって数年の延長を許容する場合があります」との回答でしたが、県との協議には2025年4月～6月に予定されている個別対話も含まれているとの解釈でよいでしょうか。	能力減少の延長については、直近の近隣浄水場における需要や運用状況等を勘案して判断するため、能力減少実施の前年度での協議実施を想定しています。ご質問の「県との協議」には、個別対話の場を想定していません。事業提案時に許容する能力減少は要求水準書(案)42ページに記載のとおりとお考え下さい。
435	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	浄水・送水施設能力等 要求水準	42	34	オ 豊橋南部浄水場からの応援給水を受けられる構造・箇所は浄水池が想定されますが、日量何m3をお考えでしょうか。	豊橋南部浄水場からの応援給水を最大20,700m ³ /日受けられる構造としてください。現在の豊橋浄水場では着水井、塩素混和池、排水池で受ける構造としており、通常運用時は塩素混和池で受け入れることとしています。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
436	要求水準書 (案)	第3 1 (3)	浄水・送水施設能力	42	34	豊橋南部浄水場からの応援給水について、量(何m3/min)、応援給水を受け場所(着水井～浄水池のどこなのか)、応援給水水质(原水なのか、浄水なのか等)についてご教示ください。	施設の構造として、豊橋南部浄水場からの応援給水(浄水)を最大20,700m ³ /日受けられる構造としてください。現在の豊橋浄水場では着水井、塩素混和池、排水池で受ける構造としており、通常運用時は塩素混和池で受け入れることとしています。なお、再整備期間中については、構造上の応援給水可能量に関わらず、要求水準書(案)42ページにおける施設能力減少を許容します。
437	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	各施設の要求水準	42	34	「オ 豊橋南部浄水場からの応援給水を受けられる構造」とは、「豊橋城下線流入管」を現況通り、整備後も運用可能としておくことと考えてよろしかったでしょうか。また、「豊橋城下線流入管」は、整備工事中、一時的に運用停止することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。豊橋城下線流入管の一時的な運用停止も可能ですが、災害等非常時に運用する施設であるため、可能な限り運用可能な状況となるよう配慮してください。
438	要求水準書 (案)	第3 3イ	各施設の要求水準	42	34	豊橋南部浄水場からの応援給水を受けられる構造とするための条件(水量、水圧、水质)を提示してください。	最大流量20,700m ³ /日を受けられる構造としてください(最大流量の流下があっても残圧の確保は可能です)。流量(豊橋南部浄水場からの流下時間)によって残留塩素が低下することが想定されますので、追塩できる構造が必要です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
439	要求水準書 (案)	第3 3イ	各施設の要求水準	42	34	豊橋南部浄水場からの応援給水を受けられる配管は「豊橋城下線流入管」と思われますが、その理解でよろしいでしょうか。そうであれば、既設の能力及び運転・制御方法を提示してください。	ご理解のとおり、豊橋浄水場への応援給水を受ける配管は、「豊橋城下線流入管」となります。 最大20,700m ³ /日を受け入れられる構造としており、流量制御は豊橋浄水場内にある流量調整弁の開度調整により制御しています。
440	要求水準書 (案)	第3 3イ	各施設の要求水準	43	14	「安全性に配慮」と記載されています。当然配慮すべき事項と考えていますが、わざわざ記載されていますが、要求水準としては漠然としています、具体的に何の安全性を意図されているのか教えてください。	例えば、池上構造物における転落防止などを想定しています。
441	要求水準書 (案)	第3 1 (3)イ	各施設の要求水準	43	30	豊橋市事務室は、エ 原則として令和12年度末までに建設することとありますが、事業者の新管理本館の使用についてはいつから使用可能とお考えでしょうか。おそくとも新施設の新施設の試運転開始時には新管理本館を使用させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	豊橋浄水場運転管理業務の実施にあたっては、要求水準書(案)54ページのとおり既存管理本館の事業者専用区画を使用していただくことが可能です。また、管理本館を建替えた場合においても同程度の事業者専用区画を設けることを想定しています。
442	要求水準書 (案)	第3 1 (3)イ	各施設の要求水準	43	30	豊橋市事務室において、「小鷹野浄水場が目視にて監視可能な箇所に設置すること」とありますが、目視で全域を監視できない場合はITVにより監視範囲を補完する考えでもよろしいでしょうか。2024年7月19日に公表された「豊橋浄水場再整備事業等事業実施方針(案)」に関する質問のNo651では「施設の異常時や不審者の侵入時などにおける、速やかな対応を図るための目視確認を想定しており、小鷹野浄水場の運転に支障が生じないよう必要な措置を求めるもの」とありますので、目視での監視にとられず、ITV設置等により小鷹野浄水場の運転に支障が生じなければ、その方法は事業者提案による、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、速やかな対応を図るためには目視確認による手法が優れているものと考えますので、目視による監視を基本としつつ、目視できない部分についてITV設置等により補足する等の措置を取ることを求めます。
443	要求水準書 (案)	第3-1 (3)イ	各施設の要求水準	44	18	電機計装設備ウに記載された工事の工期はどのように設定されていますか?	中央監視制御設備の切替に合わせて実施する想定です。 詳細については、事業者と調整し決定します。
444	要求水準書 (案)	第3章 1 (3)イ	各施設の要求水準 (電気計装設備)	44	19	「県が有する施設全体を対象とした広域送水監視制御システム及び多重無線設備等については、本事業に合わせて別途工事により更新整備を行うが、同工事との連携・調整を適切に図ること。」と記載頂きましたが、要求水準書(素案)から、広域送水監視制御システム及び多重無線設備等の「等」が追記されています。現時点で、貴県として、広域送水監視制御システム及び多重無線設備以外に、何を対象と考え、「等」を追記されたかご教示願います。	水道震災情報収集装置があります。 また、将来的に県が全浄水場を対象としたシステム導入をする可能性を踏まえ記載したものです。
445	要求水準書 (案)	イ 各施設の 要求水準	浄水池及びポンプ 井 ア	44	30	浄水池の容量は8,600m ³ 以上となっておりますが、前回の質問回答のとおり、施設能力に合わせた必要容量を確保していればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本項目については削除する予定です。
446	要求水準書 (案)	第3 1 (3)イ	各施設の要求水準	44	30	項目「浄水池及びポンプ井」アについて、7月19日に公表された「実施方針(案)」に対する質問及び回答の番号664他でご回答頂いた内容と齟齬がありません。質問回答「既存施設と同量の8600m ³ は不要となりましたので、必要容量を確保いただければ結構です。」に従い、浄水池の容量は事業者による提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本項目については削除する予定です。
447	要求水準書 (案)	第3 1 (3)イ	各施設の要求水準	44	30	浄水池およびポンプ井について「ア 浄水池の容量は既存施設と同量の8,600m ³ 以上を確保すること。イ ポンプ井の容量は施設能力の30分以上を確保すること」とありますが、2024年7月19日に公表された「豊橋浄水場再整備事業等事業実施方針(案)」に関する質問のNo664では「既存施設と同量の8,600m ³ は不要となりましたので、必要容量を確保いただければ結構です」と回答でした。浄水池容量およびポンプ井容量は本回答に基づき事業者提案という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本項目については削除する予定です。
448	要求水準書 (案)	第3 1 (3)イ	浄水池及びポンプ 井 要求水準	44	31	ア 浄水池容量は、水道施設設計指針に準拠した浄水量の1時間分容量ではなく、既設と同等以上の8,600m ³ 以上が必要なのでしょうか。	本項目については削除する予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
449	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	各施設の要求水準	44	31	「浄水池及びポンプ井」の要求水準について、「ア 浄水池の容量は・・・8,600m ³ を確保すること。」と示されています。しかし、7月に公表された「豊橋浄水場再整備等事業実施方針(案)」に関する質問番号664～671では、「必要容量の確保」とご回答いただいております。この回答に基づき、「必要容量の確保」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本項目については削除する予定です。
450	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	図表17施設共通の要求水準 (浄水池及びポンプ井)	44	31	質疑回答20240719N0664～670において「既存施設と同量の8600m ³ は不要となりましたので、必要容量を確保いただければ結構です。」と記載がありましたが、要求水準書(案)では、「浄水池の容量は既存施設と同量の8,600m ³ 以上を確保すること」のままになっております。確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです。 本項目については削除する予定です。
451	要求水準書 (案)	第3 1 (3) ア	浄水池及びポンプ井	44	31	浄水池の容量について、前回の要求水準素案から記載内容に変更がありません。前回の回答を踏まえると「ア 設置する浄水池の全有効容量は、設計指針に準拠し、計画浄水量の1時間以上とする」という要求水準が正しいのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。 本項目については削除する予定です。
452	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	浄水池及びポンプ井	44	31	ポンプ井について、前回の要求水準素案から記載内容に変更がありません。前回の回答を踏まえると「イ ポンプ井は必要容量を確保すること。浄水池にポンプ井機能を持たせることは可能だが、送水ポンプ以外のポンプを浄水池に接続する場合は、浄水池の全有効容量は計画浄水量の1時間以上+ポンプ井必要容量とすること」という要求水準が正しいのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。 本項目については削除する予定です。
453	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	各施設の要求水準	44	31	浄水池の容量について、要求水準(素案)の回答(番号664他)では「既存施設と同量の8600m ³ は不要となりましたので、必要容量を確保いただければ結構です」との回答でしたが、既存施設と同量の8600m ³ の記載となっております。こちらは前回の回答のとおりに修正されるところと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本項目については削除する予定です。
454	要求水準書 (案)	第3 3イ	各施設の要求水準	44	31	浄水池の容量が8,600m ³ 以上と記載されています。要求水準書(素案)の質問回答で、「既存と同容量は不要」との記載があり、事業者提案となったと判断していました。要求水準書(案)が正なののでしょうか。	ご理解のとおりです。 本項目については削除する予定です。
455	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ 図表 17	浄水池及びポンプ井	44	31	ポンプ井容量として施設能力の30分以上を確保との記載がありますが、浄水池とポンプ井を一体構造として、浄水池にポンプ井機能を持たせることで、浄水池容量の内数としてポンプ井を築造しないことが許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理上、支障がない構造であれば浄水池とポンプ井を一体的な構造とすることも可能です。
456	要求水準書 (案)	図表17	電気計装設備	44	エ	2024年4月に公表している要求水準書(素案)の撤去対象設備のコメント欄に「多重無線装置(鉄塔等)については、次期通信施設を検討中であり、今後、県にて整備する予定である。そのため、多重無線装置については撤去施設に含めない(更新対象としない)こととする。」との記載が今回の要求水準(案)では削除されておりますが、多重無線装置(鉄塔等)に関わる事項は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	44ページ電気計装設備のウのとおり、県が有する施設全体を対象とした広域送水監視制御システム及び多重無線設備等については、県が別途発注することにより整備します。 県の工事実施に留意し、調整及び協力いただくことを求める想定です。
457	要求水準書 (案)	図表17	電気計装設備	44	エ	「計装項目については、水安全計画に示される「管理措置の設定」に基づき」とあり、その項目には別表第3を参照するよう記載されていますが、別表第3のタイトル部の表示が切れており正しく内容を確認できないので、再度ご提示いただけますでしょうか。	水安全計画については、再度開示する予定です。
458	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	各施設の要求水準	45	3	非常用発電設備において、豊橋浄水場用と小鷹野浄水場用で非常用発電機を個別に設けた場合、小鷹野浄水場用の非常用発電機は既設が1台運用のため、本事業でも同様に1台運用(1台設置)でよろしいでしょうか。	小鷹野浄水場における非常用電源についても冗長化(2台以上設置)を求めます。
459	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	各施設の要求水準	45	4	本事業において、小鷹野浄水場用の非常用発電機が豊橋浄水場に設置されますが、各関係省庁(消防および電力会社)との協議は既に済んでおり、設置に関しては問題ないという認識でよろしいでしょうか。	施設構造を踏まえた協議が必要であり、施工前に協議を了する必要がありません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
460	要求水準書 (案)	第3章 1 (3)イ	各施設の要求水準 (電気計装設備)	45	8	「小鷹野浄水場設備への配電に当たり、非常用電源設備(分電盤含む)の設置及び電源供給のための高圧ケーブル敷設は事業者が実施し、制御ケーブル敷設は豊橋市が実施する」と記載顶きましたが、小鷹野浄水場新監視制御設備に必要な制御・通信ケーブルについても同様の考えとなり、豊橋市様による施工という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、技術的に高度で豊橋市で実施困難な内容については事業者の責において実施することを求めます。
461	要求水準書 (案)	第3章 1 (3)イ	各施設の要求水準 (電気計装設備)	45	8	非常用電源設備において、「小鷹野浄水場設備への配電に当たり、非常用電源設備(分電盤含む)の設置及び電源供給のための高圧ケーブル敷設は事業者が実施し、制御ケーブル敷設は豊橋市が実施する」と記載顶きましたが、小鷹野浄水場への電源供給に際し、給電ケーブル接続に伴う小鷹野浄水場側での現地調整作業(電源確認、信号I/F作業等)は、公平性の観点より、豊橋市様より既存納入メカに別途依頼して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、技術的に高度で豊橋市で実施困難な内容については事業者の責において実施することを求めます。
462	要求水準書 (案)	第3章 1 (3)イ	各施設の要求水準 (電気計装設備)	45	12	非常用電源設備に関して、「豊橋浄水場または小鷹野浄水場の停電検知後に自動起動・自動切替とし、停電対象施設のみ非常用電源からの給電を原則とする。」と記載顶きましたが、小鷹野浄水場の停電検知を知らせる信号授受は、豊橋市様にて行う制御ケーブル敷設の中で対応頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、技術的に高度で豊橋市で実施困難な内容については事業者の責において実施することを求めます。
463	要求水準書 (案)	第3章 1 (3)イ	各施設の要求水準	45	16	非常用発電設備を豊橋浄水場用と小鷹野浄水場用で個別に設けた場合、復電操作は同機場の監視装置のみからでよろしいでしょうか。 例：豊橋浄水場の復電操作は豊橋浄水場用の監視装置でのみ可能で、小鷹野用監視装置では復電操作不可。(状態監視は可能)	例示いただいた手法をご提案いただくことは可能です。 ただし、豊橋市が操作可能とするよう求める場合は、協議により対応が必要となります。
464	要求水準書 (案)	第3章 1 (3)イ	各施設の要求水準 監視制御設備	45	19	『重要負荷の回路は二重化すること。なお、二重化の対象は事業者提案とする。』と記載がありますが、これは、『経済性、信頼性、運転操作の容易性、点検時の安全性等を総合的に判断した上で、事業者の提案により二重化の範囲を設定することができる』という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
465	要求水準書 (案)	第3章 1 (3)イ	各施設の要求水準 監視制御設備	45	22	「森岡取水場については事業者が監視制御を実施し」とあります。別紙8のシステム構成図によると森岡取水場と豊橋浄水場の監視制御装置が光回線で接続されています。今回事業範囲としては森岡取水場の監視装置、コントローラが更新対象外となっているため、森岡取水場の監視制御装置への接続は既設メカのみ対応可能と考えます。公平性の観点から豊橋浄水場の監視制御設備との接続に伴う森岡取水場の監視装置、コントローラの機能増設は別途工事という理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務の範疇と想定しています。
466	要求水準書 (案)	第3章 1 (3)イ	各施設の要求水準	45	22	「イ 森岡取水場については事業者が監視制御を実施し、それ以外の施設については監視のみを実施すること。ウ 供給点のうち、必要と思われる施設を監視制御すること」との記載がありますが、イにおける「それ以外の施設」とは具体的には小鷹野浄水場のことででしょうか。 小鷹野浄水場以外の施設を制御してはいけない理由があれば、ご教示願います。	「それ以外の施設」として、「小鷹野浄水場」は想定しておりません。豊橋浄水場の維持管理・運営を実施するに当たって事業者が制御を必要と考える施設については、事業者の提案により監視・制御することを認める想定です。
467	要求水準書 (案)	第3章 1 (3)イ	各施設の要求水準	45	22	「豊橋浄水場の非常用電源設備から小鷹野浄水場の引込盤までの全区間を対象とする。なお、高圧ケーブル及び制御ケーブルに係る電線管、ケーブルトラフ等については豊橋浄水場敷地内の構築を事業者が行い、小鷹野浄水場敷地内を豊橋市が行うこととする」と記載顶きましたが、小鷹野浄水場新監視制御設備の制御・通信ケーブルについても同様の考えとなり、豊橋浄水場敷地内電線管、ケーブルトラフ等の構築は事業者が行い、小鷹野浄水場敷地内は豊橋市様が施工するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、技術的に高度で豊橋市で実施困難な内容については事業者の責において実施することを求めます。
468	要求水準書 (案)	第3章 1 (3)	侵入防止策	45	35	侵入防止策を設置するのは豊橋浄水場の敷地境界であって、小鷹野浄水場敷地境界(すなわち小鷹野浄水場の北、東、南面)ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
469	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	各施設の要求水準	45	35	項目「侵入防止柵」について、敷地境界にある既存のフェンスで使用可能なものは、活用してもよいでしょうか。	再整備の対象とします。
470	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	管理用道路	45	37	ア 管理用道路の舗装は、再整備事業範囲外の場内全てを含むのでしょうか。	再整備業務用地内が対象となります。
471	要求水準書 (案)	第3 1 (3) イ	図表17施設共通の 要求水準 (管理用道路)	45	37	「再整備業務用地」の範囲を具体的に示して頂けますか。排水池・排泥池・濃縮槽周りや西側の門扉周りは対象外ということでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
472	要求水準書 (案)	図表17	非常用発電設備	45	ア	「運転に必要な負荷、建築設備、直流電源装置、無停電電源装置等、通常の運転が可能な容量とすること。」と記載がございますが、整備期間中は既存設備への供給が必要となりますので、豊橋浄水場側の自家発対象負荷リストをご教示お願い致します。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
473	要求水準書 (案)	イ	非常用電源設備	45	図表17	非常用発電機について、「非常用電源設備は、72時間以上の連続運転が可能なものとする。設備の冗長化（2台以上設置）を実施し、リスク分散を図ること。」とございますが、あくまで非常時に使用するものであり常用ではないとの理解です。2台以上の設置を実施することで冗長化されるとの考え方についてご教授ください。（1台の提案ができない具体的な理由をご教授ください）	非常用電源設備の故障等リスク分散を求める記載であり、冗長化した設備全体で通常の運転に必要な容量の確保を求めます。
474	要求水準書 (案)	図表17	非常用電源設備	45		以下項目は本事業対象外で豊橋市様で実施される事項と理解してよろしいでしょうか。 ①：小鷹野浄水場の既設非常用発電設備、発電機盤、燃料タンク等補器の撤去、 ②：①に関連する配線・配管等の撤去、 ③：撤去に伴う小鷹野浄水場の監視制御設備の機能増設 ④小鷹野浄水場用の新監視装置（豊橋市で整備）における非常用発電機の使用権の構築	ご理解のとおりです。 ただし、本事業の遂行上必要となる撤去等は、本事業の対象とします。また、技術的に高度で豊橋市で実施困難な内容については事業者の責において実施することを求めます。
475	要求水準書 (案)	第3 1 (3) エ	設計報告書	46	21	BTですので、設計報告書において、自分たちが提案した設備と他設備の比較検討はしませんが、よろしいでしょうか。	豊橋浄水場再整備業務において、諸設備に係る比較検討を求める予定はありません。
476	要求水準書 (案)	第3 1 (3) エ	設計計画書及び設計図書 の作成	46	24	工事費内訳書は事業者採用単価・見積による内訳書とし、官積算を含まないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
477	要求水準書 (案)	第3 1 (3) エ	設計計画書及び設計図書 の作成	46	24	性能発注である本事業において、提出する工事費内訳書は明細書までの作成でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
478	要求水準書 (案)	第3 1 (3) ウ	設計に伴う各種申請書及び県の申請支援	46	26	「要求性能確認報告書」とは、どのような図書でしょうか。	要求水準に示す内容を満足していることを示す図書であり、構造計算や容量検討等の各種検討書を想定しています。
479	要求水準書 (案)	第3 1 (3) エ	要求性能確認報告書	46	26	要求性能確認報告書とありますが、一般的なDBという要求水準チェックリストのことでしょうか。	要求水準に示す内容を満足していることを示す図書であり、構造計算や容量検討等の各種検討書を想定しています。
480	要求水準書 (案)	第3 1 (4) イ	工事	47	19	「近隣の土地として、小鷹野浄水場の敷地の一部を確保することも許容するが、」とありますが、豊橋市の了承が得られれば、小鷹野浄水場の敷地内に仮設物（仮設導水管等）を設置することは、可能と認識してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。
481	要求水準書 (案)	第3 1 (4) オ	製作部及び施工図等の提出	47	31	「設計図書の機器仕様書にて定める機器製作仕様書、機器製作図、施工図等に追加、変更がある場合は」とありますが、「設計図書の図面、特記仕様書に追加、変更がある場合は」の誤記ではないでしょうか。46ページの設計図書に機器製作仕様書、機器製作図、施工図はなく、設計段階で機器製作図や施工図はありません。	「設計図書に追加、変更がある場合は」に修正します。
482	要求水準書 (案)	第3 1 (4) オ	製作部及び施工図等の提出	47	31	「設計図書の機器仕様書にて定める機器製作仕様書、機器製作図、施工図等に追加、変更がある場合は」とありますが、機器製作図、施工図は提出できません。よろしいでしょうか。	完成図書の一つとして、機器製作図や施工図の提出は必要です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
483	要求水準書 (案)	第3. 1 (4) カ	試運転	48	4	試運転への立会いは貴県の任意によるものと読み取れますが、貴県への引き渡し前には、貴県の立会いを伴った試運転を、実施することは事業者の義務である（貴県の立会いを得なければ事業者としての義務履行ができない）とのこと（「豊橋浄水場再整備等事業実施方針（案）」に対する質問）への回答番号700）ですので、貴県は事業者の要請にしたがって立会いをしていただけとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針（案）に対する質問回答番号700は、「対象施設について浄水施設としての機能を確認するための実負荷試運転」に対する回答です。浄水場における浄水処理に直接影響せず、重要度の低い設備（例えば建築付帯設備等）については、事業者からの要請がなされたとしても県として不要と判断する可能性があります。
484	要求水準書 (案)	第3. 1 (4) カ	試運転	48	5	「試運転における取水先及び返送先については県と協議し、浄水場の運転に支障を与えない管路位置や施設を設定する。」とありますが、その他、場外排水も必要と考えます。事業費に係わることで、参考で結構ですので排水可能場所と排水許容量についてお示しください。	新城線において排水施設がありますが、現時点では時期や排水条件等によるため、排水可否及び許容量を判断することができません。
485	要求水準書 (案)	第3「1」 (4) ケ	再整備期間中の対応	48	30	「段階的な再整備を行い、部分通水を実施する場合には、県から国へ水道法13条に基づく給水開始届を提出するため、部分完了を申し出ること。」とございますが、給水開始届の提出にあたっては、県企業庁の協力が重要かと思われます。本届出のため、水質検査等、県が行う業務、事務処理にかかる期間等明確に定めるお考えはございますか。また、これらに起因して当初計画した工程での部分通水の実施ができない等工期延長も考えうるが、県の責として考えることとしてよろしいでしょうか。	水質検査の実施及び給水開始届の提出は県が行います。県は水質検査結果に問題がないことを確認した上で、速やかに給水開始届を提出します。
486	要求水準書 (案)	第3. 1 (4) ケ	再整備中の対応	48	32	県の所有する試薬及び試験器具の移設について、試薬及び試験器具の内容及び数量は、入札公告時に開示いただけてと考えてよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
487	要求水準書 (案)	第3. 1 (5) イ	事業者が行う工事 監理	49	7	「工事監理」とは建築士法第2条第7項に定義される業務の範疇との理解でよろしいでしょうか。もしくは、建築士法第2条第7項に定義される業務および再整備に係る工種全般（土木、建築、建築設備、機械、電気、場内配管）に係る施工監理業務を伴うものとの理解でよろしいでしょうか。「工事監理」の対象範囲、用語の定義と合わせご教示ください。	再整備に係る工種全般を想定しております。
488	要求水準書 (案)	第3. 1 (5) ウ	県が行う工事監理 への協力	49	14	県が行う工事監理の範囲、内容についてご教示ください。 例えば、承諾・確認項目、現場立会の項目・頻度、工場検査の有無、県が行う工事監理に必要な書類の項目です。	再整備に係る工種全般を対象とした工事監理は事業者が実施する想定ですが、提案内容が未定のため、県が行う工事監理については想定できておりません。
489	要求水準書 (案)	第3. 1 (5) ウ	県が行う工事監理 への協力	49	15	貴県が行う工事監理の範囲について教えてください。 ①所謂「従来方式」における監督員と同程度の業務を想定されていますでしょうか。 ②貴県が行う工事監理範囲について、参考となる資料があればご教示ください。	再整備に係る工種全般を対象とした工事監理は事業者が実施する想定ですが、提案内容が未定のため、県が行う工事監理については想定できておりません。
490	要求水準書 (案)	第3. 1 (5) ウ	県が行う工事監理 への協力	49	18	「各種検査」とは、48頁に定める「出来形確認及び完了検査」を想定したものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
491	要求水準書 (案)	第3-2 (2) キ	実施体制	51	9	「事業者と直接的な雇用関係にない者の配置も可とする。」と記載されています。この記載は管理技術者、主任技術者、従事者の全てに適用されていますか？	ご理解のとおりです。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
492	要求水準書 (案)		管理技術者	51、71	11	管理技術者の配置について、やむ負えない事情により、管理技術者の変更が発生した場合は、貴県と協議のうえで、管理技術者を変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第2-7(2)記載のとおり、技術力が同等以上に確保され、事業の品質を低下させないことを条件に、管理技術者の変更は可能です。
493	要求水準書 (案)	第3章2 (2)キ、第 4章1(2) キ、第5章1 (2)エ	業務の実施体制	51・ 71・82	8・22・ 7	実施体制について、配置人数の設定がされておりますが、省エネ・省人化を見越した民間提案が可能となるように、配置人数による設定が可能となるように変更頂けないでしょうか。	再整備期間中における豊橋浄水場運転管理業務、豊橋南部浄水場運転管理業務における配置人数の設定を変更する予定はありません。
494	要求水準書 (案)	第3章2 (2)キ (ウ)、第4章1 (2)キ (ウ)、第5 章1(2)エ (イ)	業務の実施体制	52・ 72・82	14・ 21・14	「豊橋浄水場運転管理業務等従事者」「豊橋南部浄水場運転管理業務等従事者」「場外管路等巡視業務従事者」について、要件の設定をして頂いておりますが、地域採用などの雇用促進の観点から、未経験者でも従事出来るような要件設定頂けないでしょうか。	従事者(豊橋浄水場運転管理等)、従事者(豊橋南部浄水場運転管理等)、従事者(巡視)の要件設定を変更する予定はありません。
495	要求水準書 (案)	第3-2 (2)キ 第4-1 (2)キ	実施体制	51 71	51頁7行 目 71頁21 行目	管理技術者、主任技術者について、「他の浄水場等における運転管理業務委託との兼任を禁ずる」とありますが、「豊橋浄水場運転管理等」と「豊橋南部浄水場運転管理等」で管理技術者、主任技術者の兼任はできないという認識でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
496	要求水準書 (案)	第3-2 (2)キ	実施体制	全般	-	完全仕様発注方式から、民間事業者のノウハウを活用することを目的に、必要資格や経験を加点項目としての、提案に基づく性能発注方式に改める考えはございますか?	豊橋浄水場運転管理業務における実施体制を変更する予定はありません。
497	要求水準書 (案)	第3章2 (2)キ(ウ)	従事者	52	14	(ウ)従事者 従事者においても実務経験が求められておりますが、水道技術に関する従事者が減少している中、若手育成のためにも、補助業務者として、高等学校卒業以上の学歴だけを有するものにも業務に従事することを許可して頂けないでしょうか。	従事者の要件設定を変更する予定はありません。
498	要求水準書 (案)	第3 2 (2)キ (ウ)	豊橋浄水場運転管理 等従事者	52	14	従事者にも資格や実務経験が求められておりますが、高等学校以上を卒業した新卒社会人や業界未経験者は、業務従事者として認められないということでしょうか?地域での人材育成の観点から、お認め頂きたいと思えます。	従事者の要件設定を変更する予定はありません。
499	要求水準書 (案)	第3(2)子	労働安全衛生	55	30	再整備期間中に既存施設で危険箇所が発見され、事業者での対応が困難な場合は、貴県へ報告の上、ご対応頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を逸脱するもののリスクは県が負う想定です。
500	要求水準書 (案)	第3, 2 (4)	更新計画案策定 (既存施設)	56	16	本事業対象施設(豊橋南部浄水場を含む)について、更新計画案に関わらず、基本的には別紙18の機器は、施設利用年数を超えない範囲で更新されるという認識でしょうか。	別紙18は、諸設備の法定耐用年数に関わらず、適切な維持管理の実施により施設利用年数まで施設の本来機能を保持することを目指すことを示すものです。
501	要求水準書 (案)	第3 2 (4)	更新計画案策定 (既存施設)	56	17	既存施設について、再整備期間中に「運営期間中の更新計画案を策定すること」とありますが、左記の更新計画案の計画方針によって、P63第33(3)保守・点検、修繕における「修繕」の費用が、応募者によって差が発生し、利用料金の提案額を公正に判断することが困難かと思われまます。(例えば更新計画において、貴県範疇の更新を運営期間中の早期に実施し、応募者範疇の修繕費が削減できるような提案が考えられます。)そのため入札説明書等の公表時に、貴県の更新計画を公表いただき、それらを基に利用料金の提案額を決定する等の制度設計を検討いただけないでしょうか。 ※上述の既存施設に加え、豊橋南部浄水場、森岡取水場等の新施設以外の施設についても同様に検討ください。	県が想定する本事業期間中の更新計画案を、入札説明書等公表時に示す予定ですが、これを前提に、修繕費用を計上してください。当該修繕費用については、再整備期間中に事業者が運営期間中の更新計画案を策定した後、協議を実施し、変更する想定です。 詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
502	要求水準書 (案)	第3, 2 (4)	更新計画案策定 (既存施設)	56	18	別紙18に関連して、本事業対象施設（豊橋南部浄水場を含む）の利用年数を共有いただけないでしょうか。	別紙18については、豊橋浄水場固有のものではなく、本事業対象施設共通のものであります。
503	要求水準書 (案)	第3章 2 (4)ウ	更新計画案策定に おける 概算金額の算定	57	4	「計画の対象となる設備の更新に必要な費用を算定する。なお、費用算定にあたっては製作メーカーからの見積りを基本」との記載がありますが、プラント機械、プラント電気において、製作メーカーからの1社見積で回答させて頂くという理解でよろしいでしょうか。	見積り数に定めはありませんが、概算費用が適当なものであることを求める想定です。 県は更新計画案の承認にあたり、事業者から提出された概算更新費用について、過去事例や類似事例と比較を行う想定です。疑義が生じた場合には確認を求めますので、対応できるものとしてください。
504	要求水準書 (案)	第3 2 (4) エ	更新計画案策定	57	8	エ 更新計画案の策定について、県が実施する水道用水供給事業、工業用水道事業全体における各年度の投資額とは東三河水道事務所管内に限らず全事業が対象ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
505	要求水準書 (案)	第3, 3 (1) イ (イ)	保守・点検	58	25	自家用電気工作物の保安管理について、実施方針（案）に対する質問への回答No.737において既存施設の豊橋浄水場の設置者及び電気主任技術者の設置は貴県であるとの回答がありました。確認ですが、再整備期間の自家用電気工作物の保安管理は、貴県にて負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
506	要求水準書 (案)	第3「3」 (1) エ	維持管理体制	59	1	「即座に対応できる」について、県と協議の上、合理的な範囲で判断されるものと理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
507	要求水準書 (案)	第3「3」ウ (ア)	更新計画書の修正 —基本的事項	65	9	現時点で県が策定しておられる更新計画等の情報について提供される見込みはございますか。	入札説明書等公表時に示す予定です。
508	要求水準書 (案)	第3 3 (5) エ	エ 設計の実施	65		豊橋浄水場運営期間における新施設の更新にかかる設計の実施者は、事業者内の設計企業でなければならないのでしょうか。それとも設計企業以外のもの（例：工事施工業者）でもよろしいでしょうか。	運営期間中における新施設の更新にかかる設計の実施者について、再整備業務の設計企業に限るものではありません。
509	要求水準書 (案)	第3章 3 (6)ア	翌年度予定する更新 工事の決定	66	30	「当該更新に関して自らが負担した追加費用に係る本事業終了時の残存価値相当額の支払いを協議することができる。」と記載されていますが、この残存価値相当額というのは資産の簿価ではなく、事業期間終了後も見込まれる当該資産の「増加費用分の効用」の支払いを協議できるという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
510	要求水準書 (案)	第3 (9)	ユーティリティの 調達	68	14	現在の豊橋浄水場の上下水道及びガス月別使用量と金額をご教示ください。	上水道、ガスの契約をしておりません。 下水道使用量については、入札説明書等公表時に示す予定です。
511	要求水準書 (案)	第3 (9)	ユーティリティの 調達	68	14	運営期間中に事業者がユーティリティ調達を行うにあたり、過去5年間の森岡取水場のユーティリティ月別使用量と金額をご教示ください。	入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
512	要求水準書 (案)	第3.3(9)	ユーティリティの 調達	68	19	豊橋市事務室及び三河排水処理PF事業において利用される電力・上下水道の使用量をご教示ください。 また、支払い条件(水道管路の口径など)を把握するため、領収書についてもご教示ください。	三河排水PF事業における過去1年間(R5.11~R6.10)の電力使用量は205,349kWh、水道使用量は11,182m ³ であり、同程度の使用量を見込んでいます。 また、小鷹野浄水場における過去1年間(R5.4~R6.3)の水道使用量は999m ³ /年であり、豊橋市事務室における水道使用量はこれ以下となる見込みです。豊橋市事務室の電力使用量については、要求水準書(案)別紙に示す「豊橋市事務室に求められる事項」を参考に、事業者が設定してください。 なお、豊橋市が設置する予定の中央監視設備(既存の設備容量20kVA)が常時稼働する想定です。 なお、上水道については、場内給水の利用により水道事業者と契約しておらず、費用の支払が発生していません。
513	要求水準書 (案)	第3.3(9)	ユーティリティの 調達	68	19	三河排水処理PF事業における想定電力使用量は、入札説明書等にて開示していただけますでしょうか。	三河排水PF事業における過去1年間(R5.11~R6.10)の電力使用量は205,349kwhであり、同程度の使用量を想定しています。
514	要求水準書 (案)	第3章3 (9)	ユーティリティの 調達	68	21	「三河排水処理PF事業のために必要となる作業用水と衛生用水については、事業者が無償で提供すること。」とありますが、三河排水処理PF事業のために必要となる作業用水と衛生用水の概算水量をご教示ください。	三河排水PF事業における過去1年間(R5.11~R6.10)の水道使用量は11,182m ³ であり、同程度の使用量を想定しています。
515	要求水準書 (案)	第3-3 (9)	ユーティリティの 調達	68	21	三河排水処理PF事業のために必要となる作業用水と衛生用水の使用料金につきまして、令和6年9月の実績値をご提示いただけますでしょうか？	三河排水PF事業における過去1年間(R5.11~R6.10)の水道使用量は11,182m ³ であり、同程度の使用量を想定しています。
516	要求水準書 (案)	第3(11)ア	保安等	69	23	豊橋市と連携して防犯対策を講じるとありますが、防犯用の設備や警備業者への依頼などをする場合の費用は事業者と豊橋市での協議となるとの理解で宜しいでしょうか。	小鷹野浄水場と相互に連絡を取り合い、一体で侵入防止等に対応することを想定しており、小鷹野浄水場敷地を対象とした機械警備を本事業で実施することを想定するものではありません。 ただし、小鷹野浄水場敷地を対象とした機械警備の提案も可としますが、費用負担も含め事業者の責で行うことを原則とします。
517	要求水準書 (案)	第4-1 (2)オ (イ)	運転マニュアル、 作業手順書及び水 安全計画	71	3	加筆修正にあたり、豊橋南部浄水場運転マニュアル等の資料を、加工可能なデータ形式で付与いただけますか？	事業開始後、加工可能なデータを提供する予定です。また、資格審査通過者が事業提案にあたり加工可能なデータを希望する場合には事業開始前であっても提供します。
518	要求水準書 (案)	第4-1 (2)キ	実施体制	全般	-	完全仕様発注方式から、民間事業者のノウハウを活用することを目的に、必要資格や経験を加算項目としての、提案に基づく性能発注方式に改める考えはございますか？	豊橋南部浄水場運転管理業務における実施体制を変更する予定はありません。
519	要求水準書 (案)	第4 2 (3)	豊橋南部浄水場運 転管理業務の (3)更新計画案 策定	76	15	本項で記載されている豊橋南部浄水場運転管理業務のうち「更新計画案策定」について、再整備期間中に貴県で実施される豊橋南部浄水場大清水取水場、万場調整池取水塔の「修繕」「更新」業務はあらかじめ入札公告時にお示し頂けるものと理解してよいでしょうか。具体的な提案を行うにあたり前提条件になるものと考えます。	更新計画については、入札説明書等公表時に示す予定です。
520	要求水準書 (案)	第4 2 (3)	豊橋南部浄水場運 転管理業務の (3)更新計画案 策定	76	15	本項で記載されている豊橋南部浄水場運転管理業務のうち「更新計画案策定」について、法定耐用年数を迎えていない設備・機器の更新を事業者側の提案により実施してもよろしいでしょうか。	維持管理費を含め、トータルでのコスト縮減が図られるなど、前倒しの理由を踏まえた提案を求める想定です。実施の可否は前倒しの理由の妥当性等を考慮し、協議により決定する予定です。
521	要求水準書 (案)	第4.1 (3)	更新計画案策定	76	16	「事業者は、別紙18に示す県の施設利用年数の間、施設の本来機能を保有することを目的としたうえで、更新計画案を策定すること。」と明記してありますが、施設利用年数を超過した設備・機器については本来機能を保有できない前提(更新が必要)の更新計画を策定する理解で宜しいでしょうか。	再整備期間中、事業者が施設の老朽劣化度を把握して更新計画を提案していただく想定です。必ずしも施設利用年数を超過したからといって本来機能が保有できない前提のものではありません。
522	要求水準書 (案)	第4 2 (1) イ(ア)	運転管理	77	13	「工業用水使用者との調整及び工業用水使用者からの通報等への対応」とありますが想定される具体的な内容と頻度をご教示ください。	「工業用水使用者との調整及び工業用水使用者からの通報等への対応」は削除し、県が実施することといたします。

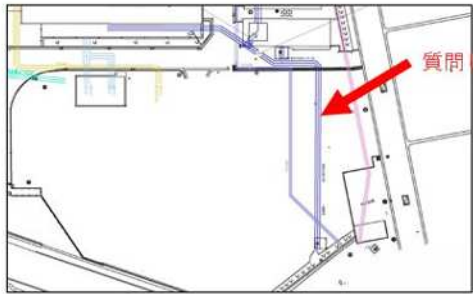
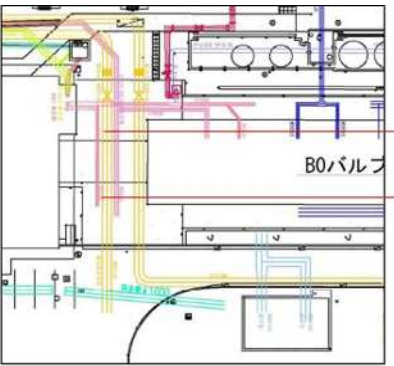
「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
523	要求水準書 (案)	第4-2 (3)	自家用電気工作物の維持管理	79	7	運営期間（コンセッション期間）における豊橋浄水場の自家用電気工作物は、事業者が「みなし設置者」として保安・監督を担うと理解しておりますが、豊橋南部浄水場、大清水取水場、万場調整池取水塔、森岡取水場についても、事業者が「みなし設置者」として保安・監督を担う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
524	要求水準書 (案)	第4-2 (5)	更新	79	14	修繕計画を立案するための資料として、再整備期間における豊橋南部浄水場、大清水取水場、及び万場調整池取水塔等の更新計画があれば、ご教示ください。	入札説明書等公表時に示す予定です。
525	要求水準書 (案)	第4-2 (6)	水質管理	79	17	水質管理の浄水管理を目的とした水質試験の測定箇所と測定項目について事業提案となっていますが、浄水場以外の給水管末残塩等の測定も含まれているのかご教示ください。また、現在の給水管末残塩測定について自動計測か、従事者巡回による採水残塩測定かご教示ください。	各供給点等、浄水場外における水質検査は県が行います。 なお、末端供給点（浄水場から最も遠方に位置する供給点）においては、残留塩素計による連続計測を行っています。
526	要求水準書 (案)	第4-8	ユーティリティの調達	80	12	運営期間中に事業者がユーティリティ調達を行うにあたり、豊橋南部浄水場の上下水道及びガスの月別使用量と金額をご教示ください。	豊橋浄水場において、上下水道、ガスは契約しておりません（下水道については、浄化槽を使用しています）。
527	要求水準書 (案)	第4-8	ユーティリティの調達	80	12	運営期間中に事業者がユーティリティ調達を行うにあたり、過去5年間の大清水取水場、万場調整池取水塔のユーティリティの月別使用量と金額をご教示ください。	入札説明書等公表時に示す予定です。
528	要求水準書 (案)	第4「2」 (8)	ユーティリティの調達	80	13	県における調達方針（カーボンニュートラルの実現に向けた入札方式の導入等）についてご教授ください。	グリーン調達を推進するため、県は「愛知県環境物品等調達方針」や「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」を定めています。
529	要求水準書 (案)	第5	場外管路に関わる業務	81	1	現在、貴県は場外管路の状態（健全度）をどのように調査・把握されているかご教授お願い致します。また、更新をどのような判断基準やルール等に基づいて実施しているかご教授お願い致します。	既存の管路の更新計画にあたっては、水道施設更新指針に基づく老朽度、事故危険度、耐震度等の定量評価を行っています。また、施設の維持管理性や漏水の発生状況等を勘案するとともに、水道用水供給事業、工業用水道事業全体における更新費用の平準化に配慮して決定しています。
530	要求水準書 (案)	第5-1 (2)イ	施設の巡視点検	81	21	場外管路施設の巡視点検は主にサージタンクのみが対象という理解でよろしいでしょうか。 また、インフォメーションパッケージにて確認できたサージタンクは「森岡第一導水路サージタンク」のみでしたが、対象となるサージタンクをご教示ください。	要求水準書（案）81ページ（2）アのとおり、場外管路も巡視の対象となります。 サージタンクについては、森岡第1導水路サージタンク、森岡第2導水路サージタンクの2箇所が対象となります。
531	要求水準書 (案)	第5-1 (2)ウ	コンクリート構造物日常点検	81	23	コンクリート構造物日常点検について、サージタンク以外にはどのような施設が対象になりますでしょうか。	サージタンクの他、森岡第2導水管流入口及び三ツ口導水管旧超音波流量計室が点検対象となります。
532	要求水準書 (案)	第5-1 (2)ウ	コンクリート構造物日常点検	82	1	コンクリート構造物日常点検について、目視点検で行うひび割れ調査や腐食等は、どの程度の調査結果を整理する必要がありますでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
533	要求水準書 (案)	第5-1 (2)エ	実施体制	82	8	実施体制は「事業者と直接的な雇用関係にないものの配置も可能とする」とあります。これは本業務を外部委託しても可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
534	要求水準書 (案)	第5-1 (2)エ	場外管路維持管理業務実施体制	82	10	管理技術者（巡視）の資格で「施工管理技士（2級以上）」は、7種類のうちいずれも可能との理解でよろしいでしょうか	土木施工管理技士（2級以上）のみを対象とします。
535	要求水準書 (案)	第5-1 (2)キ (イ)	従事者（巡視）	82	17	「管路施設点検業務委託」については、下水道や農業集落排水の管路施設点検業務委託を含めてもよいでしょうか	「管路施設点検業務委託」は企業庁が発注する業務（水道、工業用水道）が対象です。

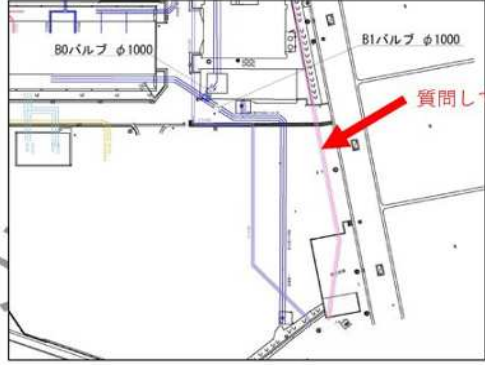
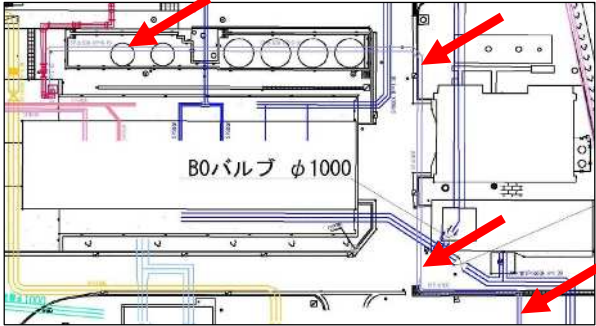
「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
536	要求水準書 (案)	第5 1 (4) (ク)	概略工法検討	86	23	「個別詳細な工法の検討は「第5. 2 (7) ア 設計」で行うものとする。」とありますが、参照先が誤記ではないでしょうか。	「第5. 2 (7) 更新」で行う」の誤りですので、修正します。
537	要求水準書 (案)	第5. 2 (3)	場外管路運営業務 漏水対応	87	26	場外管路（運営権設定対象施設）における、過去に発生した漏水件数、及びその個別状況と対応についてご教授お願いします。	当該管路に関し、漏水発生実績はありません。
538	要求水準書 (案)	第5. 2 (4)	場外管路運営業務 第三者破損発生時の 対応	88	6	場外管路（運営権設定対象施設）における、過去に発生した第三者破損発生 の件数、及びその個別状況と対応についてご教授お願い致します。	当該管路に関し、第三者破損が発生した実績はありません。
539	要求水準書 (案)	第5. 2 (6)	支障移設	88	20	場外管路（運営権設定対象施設）における、過去に発生した支障移設の件 数、及びその個別状況と対応についてご教授お願い致します。	当該管路に関し、支障移設の実績はありません。
540	要求水準書 (案)	第5「1」 (3) イ	管理用地除草	89	12	管路用地の除草について、「本事業期間中」どの程度の面積がございます か？ また、①除草剤の利用、②防草シート等の利用についての要否についてご教 授ください	除草面積を指定した形で修正します（対象は約420㎡となります）。 なお、除草剤の利用はできません。 防草シートの利用は協議により可否を判断しますので、場所、施工方法等 の詳細をお示しください。また、防草シートを利用した場合であっても、シ ートの破損や隙間からの繁茂がないことを適宜確認していただき、必要に応じ て修繕するなどの措置を求めます。
541	要求水準書 (案)	第7 任意事 業	任意提案業務・任 意受託業務	92	17	任意事業に金額上限、件数上限は有りませんか。	金額、件数ともに上限はありません。
542	要求水準書 (案)	別紙1	事業者が実施する 業務と県が実施す る業務の区分			運営権を設定する時点（再整備終了後）の資産評価は、どのようにお考えで しょうか。	「資産評価」とは、「運営権設定対象施設一覧の作成」のことを指すという 前提で、回答いたします。運営権設定対象施設一覧の作成は、県が実施する 想定ですが、必要な情報の提供は、事業者も実施するものとします。
543	要求水準書 (案)	別紙1	巡視保守点検			施設の機械警備システムは、豊橋浄水場にて設置されているとのことですが 、再整備期間中は他施設を含め警備システムの設置・維持管理費は本事業 に含まれていないと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
544	要求水準書 (案)	別紙3	事業者に求める本 事業の実施概要			【運営期間における実施体制】では全ての従事者がSPCに直接雇用された者 であることが求められているのでしょうか。	運営期間中の各技術者の配置の有無、保有資格、雇用関係を含む業務の実施 体制については、事業者提案となります。
545	要求水準書 (案)	別紙3	事業者に求める本 事業の実施体制の 概要			【再整備期間における実施体制】では、管理技術者や主任技術者などの配置 が求められておりますが、【運営期間における実施体制】では、これらの 「SPCに直接雇用されていない者も可」に該当する人員が明記されておられ ません。運営期間中は管理技術者や主任技術者などの配置は不要との理解でよ ろしいでしょうか。	運営期間中の各技術者の配置の有無、保有資格、雇用関係を含む業務の実施 体制については、事業者提案となります。
546	要求水準書 (案)	別紙3	実施体制図			再整備期間と運営期間ごとの実施体制図がありますが、運営期間中の維持管 理に関する技術者の記載が消えています。何か意図があるのでしょうか。	運営期間中の各技術者の配置の有無、保有資格、雇用関係を含む業務の実施 体制については、事業者提案となります。
547	要求水準書 (案)	別紙3	事業者に求める本 事業の実施体制の 概要			豊橋浄水場等責任者と管理技術者（豊橋浄水場）の兼務は可能でしょうか。 同様に、豊橋南部浄水場等責任者と管理技術者（豊橋南部浄水場）ならびに 場外管路責任者と管理技術者（管路）の兼務は可能でしょうか。	いずれも兼務可能です。
548	要求水準書 (案)	別紙4	豊橋浄水場場内配 管図（現状）	-	-	本工事は、既存浄水場内で既設施設を活かしながら、各施設を更新するこ とが求められます。工事を計画するにあたり、敷地、既設構造物、既設場内配 管の正確な形状・寸法・位置が必要となります。 別紙4に記載されました情報をすべて（形状・寸法・位置）正として検討し てもよいでしょうか。また、公告時には現状をすべて正確に記載したCAD データをご提示いただけますでしょうか。 ご教示ください。	別紙4は場内配管の位置を示した概略にすぎませんので、完成図書等でご確 認ください。完成図書の閲覧については過去に実施した他、今後、資格審査 通過者を対象に機会を求める予定です。 また、既存のCADデータについては、資格審査通過者を対象に、申出に応じ て提供する予定ですが、全ての施設についてCADデータがあるわけではありません。

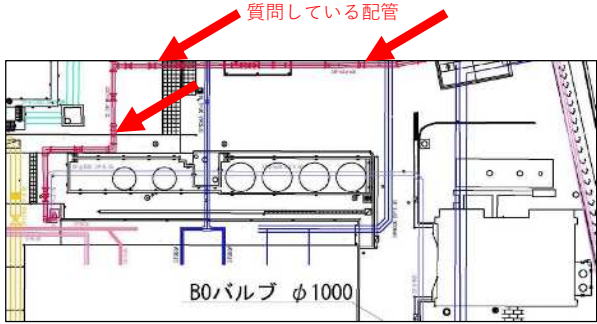
「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
549	要求水準書 (案)	別紙 4	豊橋浄水場場内配管図 (現状)			豊橋線の送水流量計は現在運用されていますでしょうか。また運用されていない場合、事業者が更新するまで運用するご予定はございますか。	豊橋浄水場敷地内にある豊橋線流量計は、現在運用しておらず、再整備の対象外となります。 現在は豊橋広域調整池敷地内の流量計にて計測しています。
550	要求水準書 (案)	別紙 4	豊橋線			<p>浄水場南側に抜けていく豊橋線配管は、インフォメーションパッケージのバルブ操作履歴で消されていました。南側に抜けていく豊橋線配管の使用頻度が年に何回程度なのか、ご教示ください。</p> 	敷地南側の豊橋線については、現在使用しておりません（事業開始までに敷地境界で縁切する予定です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
551	要求水準書 (案)	別紙 4	豊橋線			浄水場南側に抜けていく豊橋線配管は、インフォメーションパッケージのバルブ操作履歴で消されていました。南側に抜けていく豊橋線配管は、現在の運用だと不要なのかをご教示ください。	敷地南側の豊橋線については、現在使用しておりません（事業開始までに敷地境界で縁切する予定です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
552	要求水準書 (案)	別紙 4	豊橋線			浄水場南側に抜けていく豊橋線配管は、インフォメーションパッケージのバルブ操作履歴で消されていました。要求水準上は撤去不要、という理解でよいでしょうか。	敷地南側の豊橋線については、現在使用しておりません（事業開始までに敷地境界で縁切する予定です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
553	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管			場内配管は要求水準上は更新不要という理解でよろしかったでしょうか。更新必要であれば、実施方針案でも言及された想定事業費に、算定されておられますでしょうか。	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
554	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (塩素混和池内貫通管)			<p>ろ過地から出てきた配管が、塩素混和池を貫通して浄水池に入っています。塩素混和池の中で配管は切れているのではないのでしょうか。</p> 	ご理解のとおりです。 詳細については、完成図書にてご確認ください。

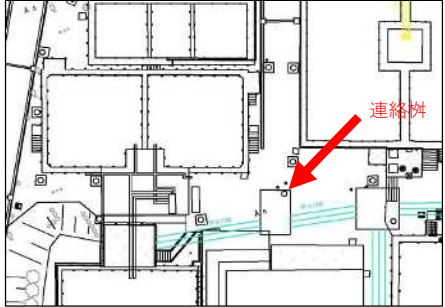
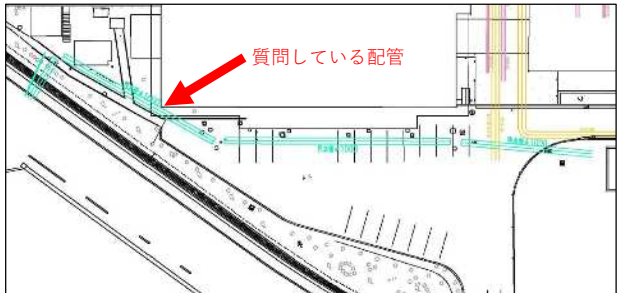
「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
555	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (着水井 流入管)			<p>浄水場南側からはいつてきて、着水井に接続されている着水井流入管DIPφ600の使用頻度が年に何回程度なのか、ご教示ください。</p> 	<p>本管は小鷹野浄水場着水井との接続配管ですが、現在使用しておりません（残置されている状態です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。</p>
556	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (着水井 流入管)			<p>浄水場南側からはいつてきて、着水井に接続されている着水井流入管DIPφ600は、現在の運用だと不要なのかをご教示ください。</p>	<p>本管は小鷹野浄水場着水井との接続配管ですが、現在使用しておりません（残置されている状態です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。</p>
557	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (着水井 流入管)			<p>浄水場南側からはいつてきて、着水井に接続されている着水井流入管DIPφ600は、要求水準上は撤去不要、という理解でよいでしょうか。</p>	<p>本管は小鷹野浄水場着水井との接続配管ですが、現在使用しておりません（残置されている状態です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。</p>
558	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (着水井 流入管)			<p>浄水場南側からはいつてきて、着水井に接続されている着水井流入管DIPφ600は、要求水準上は更新不要、という理解でよいでしょうか。</p>	<p>本管は小鷹野浄水場着水井との接続配管ですが、現在使用しておりません（残置されている状態です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。</p>
559	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管			<p>既設塩素混和池北側の樹に、浄水場南側から来たSPφ500管（青色）が接続されています。この配管の使用頻度が年に何回程度なのか、ご教示ください。</p> 	<p>本管は小鷹野浄水場との接続配管ですが、現在使用しておりません（残置されている状態です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。</p>

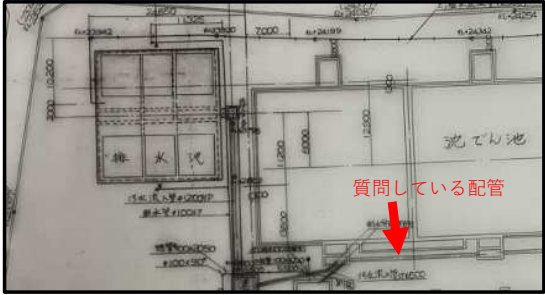
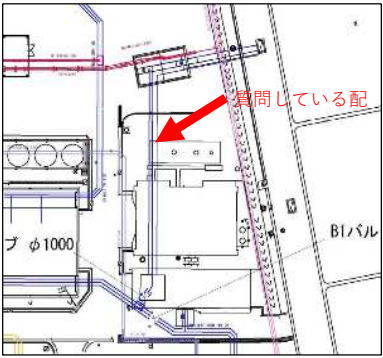
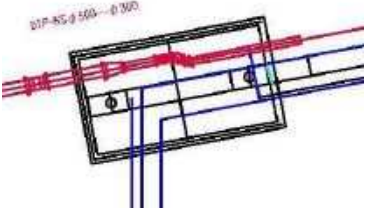
「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
560	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管			既設塩素混和池北側の樹に、浄水場南側から来たSPφ500管（青色）が接続されています。この配管は、現在の運用だと不要なのかをご教示ください。	本管は小鷹野浄水場との接続配管ですが、現在使用しておりません（残置されている状態です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
561	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管			既設塩素混和池北側の樹に、浄水場南側から来たSPφ500管（青色）が接続されています。この配管は要求水準上は撤去不要、という理解でよいでしょうか。	本管は小鷹野浄水場との接続配管ですが、現在使用しておりません（残置されている状態です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
562	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管			既設塩素混和池北側の樹に、浄水場南側から来たSPφ500管（青色）が接続されています。この配管は要求水準上は更新不要、という理解でよいでしょうか。	本管は小鷹野浄水場との接続配管ですが、現在使用しておりません（残置されている状態です）。豊橋浄水場再整備業務に合わせて撤去することを想定しており、詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
563	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管			既設塩素混和池北側の樹に、浄水場東側から来たDIPφ500管（赤色）が接続されています、接続されています。この配管の使用頻度が年に何回程度なのか、ご教示ください。 	本管は豊橋城下線受水管（豊橋南部浄水場からの応援給水を受ける管）で、現在は常時運用しています。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
564	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管			既設塩素混和池北側の樹に、浄水場東側から来たDIPφ500管（赤色）が接続されています。この配管は、現在の運用だと不要なのかをご教示ください。	本管は豊橋城下線受水管（豊橋南部浄水場からの応援給水を受ける管）で、現在は常時運用しています。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
565	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管			既設塩素混和池北側の樹に、浄水場東側から来たDIPφ500管（赤色）が接続されています、接続されています。この配管は要求水準上は撤去不要、という理解でよいでしょうか。	本管は豊橋城下線受水管（豊橋南部浄水場からの応援給水を受ける管）で、現在は常時運用しています。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
566	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管			既設塩素混和池北側の樹に、浄水場東側から来たDIPφ500管（赤色）が接続されています、接続されています。この配管は要求水準上は更新不要、という理解でよいでしょうか。	本管は豊橋城下線受水管（豊橋南部浄水場からの応援給水を受ける管）で、現在は常時運用しています。詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
567	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (排水配管)			<p>運転マニュアルには、場内各所の排水が集約する連絡桝から、北側にφ1200の配管が出て、既設高沈の西側を通過して排水処理設備に入ることになっていますが、当該φ1200の配管がありません。あるなら、別紙4に図示願います。</p> 	ご指摘のとおり、沈殿池西側に配管がありますので修正します。
568	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (浄水池からの污水管)			<p>既設浄水池から出ている污水管φ1000が、浄水場南西で敷地外に接続されています。この污水管は、浄水池のオーバーフロー管なのでしょうか。</p> 	浄水池排水管が存在しますが、現在使用していません。また、使用することもできません。
569	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (浄水池からの污水管)			既設浄水池から出ている污水管φ1000が、浄水場南西で敷地外に接続されています。この污水管は、浄水池のドレン管なのでしょうか。	浄水池排水管が存在しますが、現在使用していません。また、使用することもできません。
570	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (浄水池からの污水管)			既設浄水池から出ている污水管φ1000が、浄水場南西で敷地外に接続されています。接続先は下水か、雨水側溝か、どちらなのでしょうか。	浄水池排水管が存在しますが、現在使用していません。また、使用することもできません。
571	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (浄水池からの污水管)			既設浄水池から出ている污水管φ1000が、浄水場南西で敷地外に接続されています。接続先が雨水側溝であった場合、再整備完了後も、雨水側溝に新設設備のオーバーフローないしドレン水を流すのが法的に許されない場合は、既設排水処理設備にオーバーフロー水やドレン水をながさざるを得なくなります。既設排水処理の能力を超える可能性があるオーバーフロー水が流れますが、設備ではなく運用で気を付けるしかない旨、ご了承いただけますと幸いです。	浄水池排水管が存在しますが、現在使用していません。また、使用することもできません。
572	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (浄水池からの污水管)			既設浄水池から出ている污水管φ1000が、浄水場南西で敷地外に接続されています。接続先が雨水側溝であった場合、再整備完了後に、雨水側溝に新設設備のオーバーフローないしドレン水を流すのが法的に許されない場合は、既設排水処理設備にオーバーフロー水やドレン水をながさざるを得なくなります。既設排水処理の能力を超える可能性があるオーバーフロー水が流れますが、設備ではなく運用で気を付けるしかない旨、ご了承いただけますと幸いです。	浄水池排水管が存在しますが、現在使用していません。また、使用することもできません。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
573	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (原水導水管)			原水導水管SP700Aとなっていますが、500の誤記ではないでしょうか。	口径からして三ツ口導水とと思われますが、本管はCIPφ700ですが、着水井直前でSPφ500の2条となり、森岡導水の両側から挟み込むように導水していません。
574	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (沈でん池排泥管)			沈でん池排泥管HP600が本図にないです。当該配管があるなら、別紙4に記載願えないでしょうか。 	ご指摘のとおり配管がありますので、修正します。
575	要求水準書 (案)	別紙 4	場内配管 (自家発設備の下の管)			自家発設備の下を通っている青色の配管は、φ900の豊橋線でしょうか。埋設深さがわかる図面をご提供願います。完成図書にあるのであれば、完成図書名をご教示願います。 	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。
576	要求水準書 (案)	別紙 4				下図の図面が、既設完成図書にありません。おそらく、縦坑から配管が上がってきて、地表数mで横引きされて浄水場西側、南側に配管が走っているのかと思いますが、配管レベルがわかりません。配管深さ方向がわかる図面を提示願います。 	詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
577	要求水準書 (案)	別紙12_4 (5)	月1回実施する項目			(5)項で、「三口池経由での取水量を増量し、1時間取水することによる洗管作業」とありますが、洗浄時に最低限必要な水量及び、最大で増量される水量についてご教示ください。	三口池の最大分水量である0.185m ³ /sの取水を行う想定です。 なお、将来的な増量の可能性については、県が検討していきますが、確定的なものはありません。
578	要求水準書 (案)	別紙13_ (2)	責任分担の設定			事故・災害の「水質事故」の項目で、原水の汚濁、汚染、排水の流入等の外来性の要因で、施設処理能力を超えて取水または水処理が困難となるケースは事業者側のリスク負担にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	水安全計画に基づく操作をしていただく限り、事業者リスクとしない想定です。
579	要求水準書 (案)	別紙13_ (2)	責任分担の設定			事故・災害の「水質事故」の項目で、原水の汚濁、汚染、排水の流入等の外来性の要因で、施設処理能力を超えないまでも薬品使用量等のユーティリティー使用量の増大が継続し、事業者のコスト負担が増大するケースは、事業者にとって予見できない不可抗力であるためリスク負担者は県側であるとの理解でよろしいでしょうか。	一時的な原水水質の悪化については、事業者のリスクとする想定です。 事業の条件としてご理解ください。
580	要求水準書 (案)	別紙14 (1)(2)	「第3.2(2) 運転管理、保守・点検、水質管理」に含まれない事項			これまで法定点検業務や空調設備の点検業務は外部業者に委託していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
581	要求水準書 (案)	別紙17	-	-	-	※部分に、「東三河水道事務所の移転後、上に示す「県専用区画」のうち、「豊橋浄水場事務室」「2F更衣室」「書類倉庫」以外は、令和8年度からは「共用区画」となるものとする」とありますが、「豊橋浄水場事務室」「2F更衣室」「書類倉庫」は再整備期間中はずっと維持する必要はあるでしょうか。再整備施設から供用を開始することができれば、再整備期間中でもこの県専用区画を維持できなくても問題ないという解釈でよろしいでしょうか。別紙5の「②県・市・事業者共用スペースとして事業者が構築すべき諸室」には、この3つの県専用区画に相当する諸室が記載されていないため、再整備期間中に実施する既設管理本館の撤去時には上記3つの県専用区画がなくなります。県専用区画について、再整備期間中にずっと維持が必要だった場合、再整備後の施設で確保する必要がありますので、県専用区画の維持について条件確認となります。	再整備期間中においては、新管理棟に「豊橋市事務室」、「2F更衣室」、「書類倉庫」を同程度の規模として確保してください。 運営期間中はにおいては、これらの確保は必要ありません。 なお、別紙5については、豊橋市事務室に求める事項をまとめたものであり、県専用区画についての資料ではありません(別紙5における「県・市・事業者共用スペース」は、運営期間中において、「市・事業者共用スペース」となります)。 本件については、要求水準書(案)43ページ「建築構造物」クの記載のとおりです。
582	要求水準書 (案)	別紙17	事業者が使用することができる事務室の位置	-	-	脚注に「豊橋浄水場事務室」「2F更衣室」「書類倉庫」以外は令和8年度からは「共用区画」となるものとする。」とあり、「豊橋浄水場事務室」「2F更衣室」「書類倉庫」は県専用区画として使用が継続されると理解しておりますが、再整備期間において管理棟を撤去した後も新設管理棟内に確保する必要がありますでしょうか。その場合、必要な面積は既設と同等でよろしいでしょうか。また、運営期間中においては必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	再整備期間中においては、新管理棟に「豊橋市事務室」、「2F更衣室」、「書類倉庫」を同程度の規模として確保してください。 運営期間中はにおいては、これらの確保は必要ありません。
583	要求水準書 (案)	別紙22_ (2)	責任分担の設定			事故・災害の「水質事故」の項目で、原水の汚濁、汚染、排水の流入等の外来性の要因で、施設処理能力を超えて取水または水処理が困難となるケースは事業者側のリスク負担にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	水安全計画に基づく操作をしていただく限り、事業者リスクとしない想定です。
584	要求水準書 (案)	別紙22_ (2)	責任分担の設定			事故・災害の「水質事故」の項目で、原水の汚濁、汚染、排水の流入等の外来性の要因で、施設処理能力を超えないまでも薬品使用量等のユーティリティー使用量の増大が継続し、事業者のコスト負担が増大するケースは、事業者にとって予見できない不可抗力であるためリスク負担者は県側であるとの理解でよろしいでしょうか。	一時的な原水水質の悪化については、事業者のリスクとする想定です。 事業の条件としてご理解ください。
585	要求水準書 (案)	別紙24	豊橋南部浄水場運転管理業務の履行に要する費用のうち、事業者の負担で用意するもの			「(6) 電話、ファックスの設置工事・・・」とございますが、電話、ファックスは設置すべきとのご理解でしょうか。	事業者提案によります。
586	インフォメーションパッケージ		13運転マニュアル	290/429	8	別冊の「下水道切替に関する確認申請書」を参照となっています。追加開示いただくことは、可能でしょうか。	入札説明書等公表時に示す予定です。

「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問

No.	文書名	項目番号	項目名	頁	行	質問	回答
587	インフォメーションパッケージ	2_豊橋浄水場日報 (R1~R5)	R5豊橋浄水場日報.pdf			①三ツ口取水流量がときおり0.0m ³ /hになっている場合が見受けられますが、何か運用上の制限があり0.0m ³ /hとなっているのでしょうか。②三ツ口池からの取水する運用ルールをご教示をお願いいたします。	現在の豊橋浄水場における運転管理は森岡取水場からの取水を優先的に使っていますが、特段決まったルールに従ったものではありません。